

平成24年第3回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日 程	備 考
6.	7	木	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議 ・報告 ・請願	
8		金	休 会	
9		土	休 会	
10		日	休 会	
11		月	休 会	
12		火	本会議（2日目） ・一般質問（7人）	
13		水	本会議（3日目） ・一般質問（3人） ・総括質疑、委員会付託 常任委員会	
14		木	常任委員会	
15		金	休 会	
16		土	休 会	
17		日	休 会	
18		月	休 会	
19		火	休 会	
20		水	休 会	
21		木	休 会	
22		金	休 会	
23		土	休 会	
24		日	休 会	
25		月	常任委員会、議会運営委員会	議会全員協議会
26		火	休 会	

月	日	曜	日	程	備	考
	27	水	本会議（最終日）	<ul style="list-style-type: none"><li>・常任委員長審査報告</li><li>・議案審議</li><li>・追加議案審議</li><li>・報告</li><li>・継続審査、調査</li><li>・閉会</li></ul>		

平成24年第3回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成24年 6月 7日

閉会 平成24年 6月 27日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案34	専決処分の承認を求めることについて（専決第2号） (さつま町税条例の一部改正について)	24.06.07	24.06.07	承認	—
35	専決処分の承認を求めることについて（専決第3号） (さつま町国民健康保険税条例の一部改正について)	〃	〃	〃	—
36	さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	〃	24.06.27	原案可決	総務
37	さつま町水道事業条例の一部改正について	〃	24.06.07	〃	—
38	さつま町火災予防条例の一部改正について	〃	24.06.27	〃	総務
39	平成24年度さつま町一般会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	3常任
40	平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	文教厚生
41	さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について	〃	〃	〃	—
42	求名分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について	〃	24.06.07	可決	—
43	平成24年度さつま町一般会計補正予算（第2号）	24.06.27	24.06.27	原案可決	—
請願1	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について	24.06.07	継続審査		文教厚生
H23陳情1	悪臭防止対策に関する陳情書	23.06.07	〃		〃
報告3	町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第4号）	24.06.07	24.06.07	報告済	
報告4	平成23年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	〃	〃	
報告5	平成23年度さつま町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃	〃	〃	
報告6	平成23年度さつま町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃	〃	〃	

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
報告7	平成23年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	24.06.07	24.06.27	報告済	—
報告8	平成24年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について	〃	〃	〃	—
	議員派遣の件	24.06.27	〃	決 定	
	閉会中の継続審査・調査について	〃	〃	〃	

平成24年第3回さつま町議会定例会会議録

目 次

○ 6月7日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第34号 専決処分の承認を求めるについて（専決第2号）	4
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第35号 専決処分の承認を求めるについて（専決第3号）	4
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第37号 さつま町水道事業条例の一部改正について	6
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第36号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	7
（提案理由説明）	
議案第38号 さつま町火災予防条例の一部改正について	7
（提案理由説明）	
議案第39号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第1号）	7
（提案理由説明）	
議案第40号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	7
（提案理由説明）	
議案第41号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について	9
（提案理由説明）	
議案第42号 求名分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について	9
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
報告第3号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第4号）	
（内容説明・質疑）	10
報告第4号 平成23年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	14
（内容説明・質疑）	
報告第5号 平成23年度さつま町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
（内容説明・質疑）	14

報告第 6号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について	14
(内容説明・質疑)	
報告第 7号 平成23年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	16
(内容説明)	
報告第 8号 平成24年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第1号)について	16
(内容説明)	
請願について	16
散　　会	16
○6月12日(第2日)	
一般質問表	19
会議を開催した年月日及び場所	21
出席議員氏名	21
出席事務局職員	21
出席説明員氏名	21
本日の会議に付した事件	22
開　　議	23
一　般　質　問	23
平田　昇議員	23
他町と結ぶ協定について	
政策の企画推進のあり方について	
桑園　憲一議員	27
さつま町の農業を考えるプロジェクトの展開について	
青少年を対象にした語学研修制度の設置について	
川口　憲男議員	35
農業の6次産業化について	
木下　敬子議員	46
観光振興策について	
交通対策について	
平八重光輝議員	56
町政の成果と課題について	
次期町長選挙について	
柏木　幸平議員	60
さつま町の定住促進と人口増対策について	
内田　芳博議員	69
学力向上について	
延　　会	73
○6月13日(第3日)	
一般質問表	75

会議を開催した年月日及び場所	77
出席議員氏名	77
出席事務局職員	77
出席説明員氏名	77
本日の会議に付した事件	78
議案付託表	79
開 議	80
一般 質 問	80
東 哲雄議員	80
農林業対策について	
公共施設の管理について	
無線放送施設の整備について	
鳥獣被害対策について	
楠木園洋一議員	90
交流による人材育成について	
消防団組織の充実について	
市來 修議員	94
図書館の設置について	
町内産木材による経済振興策について	
議案第36号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	101
(統括質疑・委員会付託)	
議案第38号 さつま町火災予防条例の一部改正について	101
(統括質疑・委員会付託)	
議案第39号 平成24年度さつま町一般会計補正予算(第1号)	102
(統括質疑・委員会付託)	
議案第40号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	106
(統括質疑・委員会付託)	
散 会	107

○ 6月27日(第4日)

会議を開催した年月日及び場所	109
出席議員氏名	109
出席事務局職員	109
出席説明員氏名	109
本日の会議に付した事件	110
開 議	111
議案第36号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	111
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第38号 さつま町火災予防条例の一部改正について	111
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第39号 平成24年度さつま町一般会計補正予算(第1号)	111
(委員長報告・質疑・討論・採決)	

議案第40号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	…	111
（委員長報告・質疑・討論・採決）		
議案第41号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について	…	116
（質疑・委員会付託省略・討論・採決）		
議案第43号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第2号）	…	118
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）		
報告第7号 平成23年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	…	120
（質疑）		
報告第8号 平成24年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について	…	120
（質疑）		
議員派遣の件	…	122
（決定）		
閉会中の継続審査・調査について	…	123
（決定）		
閉 会	…	123

平成24年第3回さつま町議会定例会

第 1 日

平成24年6月7日



## 平成24年第3回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成24年6月7日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (19名)

1番	森	山	大	議員	2番	東	哲	雄	議員			
3番	麥	田	博	稔	議員	5番	川	口	憲	男	議員	
6番	新	改	秀	作	議員	7番	平	八	重	光	輝	議員
8番	平	田	昇	議員	9番	舟	倉	武	則	議員		
10番	岩	元	涼	一	議員	11番	内	之	倉	成	功	議員
12番	柏	木	幸	平	議員	13番	楠	木	園	洋	一	議員
14番	内	田	芳	博	議員	15番	桑	園	憲	一	議員	
16番	市	來	修	議員	17番	新	改	幸	一	議員		
18番	木	下	敬	子	議員	19番	木	下	賢	治	議員	
20番	中	尾	正	男	議員							

欠席議員 (1名)

4番 米 丸 文 武 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	萩原康正君	議事係長	中間博巳君
議事係主幹	松山明浩君	議事係主任	神園大士君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	教育委員長	坂口正浩君
副町長	和氣純治君	教育長	東修一君
企画課長	湯下吉郎君	教委総務課長	山口正展君
介護保険課長	中村慎一君	建設課長	三浦広幸君
町民課長	前田淳三君	水道課長	脇黒丸猛君
消防長	高木卓朗君	企業誘致対策室長	湯下吉郎君
総務課長	紺屋一幸君		
財政課長	下市真義君		
税務課長	松尾英行君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第34号 専決処分の承認を求めるについて（専決第2号）
- 第 6 議案第35号 専決処分の承認を求めるについて（専決第3号）
- 第 7 議案第37号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第 8 議案第36号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第38号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第10 議案第39号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第40号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第41号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第13 議案第42号 求名分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第14 報告第 3号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第4号）
- 第15 報告第 4号 平成23年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第16 報告第 5号 平成23年度さつま町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第17 報告第 6号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第18 報告第 7号 平成23年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第19 報告第 8号 平成24年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について
- 第20 請願について

## △開　　会　　午前9時30分

○議長（中尾　正男議員）

おはようございます。ただいまから平成24年第3回さつま町議会定例会を開会します。

4番、米丸文武議員から本日の会議に欠席する旨、農業委員会会長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

---

## △開　　議

○議長（中尾　正男議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付してある議事日程のとおりであります。

---

## △日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（中尾　正男議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、13番、楠木園洋一議員及び14番、内田芳博議員を指名します。

---

## △日程第2「会期の決定」

○議長（中尾　正男議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの21日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾　正男議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月27日までの21日間に決定しました。

---

## △日程第3「諸般の報告」

○議長（中尾　正男議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては印刷してお配りしておりますので、口頭報告は省略しますが、次の件について補足して説明します。

鹿児島県町村議会議長会の第38回臨時総会が、平成24年5月16日鹿児島市において開催されました。臨時総会では、役員選挙が行われ、会長に田之畑稔東串良町議会議長が就任されたほか、副会長、理事及び監事も改選され、私が理事に選任されました。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告並びに平成23年度定期監査結果報告及び平成23年度工事監査の結果報告等がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。これで諸般の報告を終わります。

---

## △日程第4「行政報告」

○議長（中尾　正男議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

[町長　日高　政勝君登壇]

○町長（日高　政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、監査結果報告の後ろのほうに印刷してお配りしてあるところでございますけれども、この中で5月24日に開催をされました「かごしま焼酎を楽しむ会」及び翌25日の福岡大同青果市場及び西日本新聞社本社での観光PR等につきまして、補足して報告をいたします。

まず、24日に開催をされました「かごしま焼酎を楽しむ会」についてであります。この会は九州新幹線全線開業に伴いまして、鹿児島県への誘客を図ることを目的として、鹿児島県を初め福岡市内に支店のある酒造会社、金融機関、南日本新聞社及び鹿児島県経済連などが主催をいたしまして年に3回開催をされているものでございますが、会員が約600数十名ということになっておるようでございます。

今回で6回を数えまして、このたびは丹下副知事も出席をされております。総勢約240名の参加者で大盛況でございました。この会では毎回県内の一市町のPRコーナーが設けてあります、これについてはそれぞれの市町の希望でありますけれども、当日はさつま町が担当をいたしまして、ホタル舟の運航、温泉及び特産品などのPRを行ったところでございます。

また、会場内の試食コーナーにおきましては、本町産のトマト、感激という品種でございますが、それとマンゴー、今、鹿児島県のマンゴーにつきましては夏姫ということでネーミングがされております。それから薩摩西郷梅などの農産物のほか、タケノコとイノシシ肉を使用いたしました新商品、筍しぐれ、これに加えまして紫尾の温泉水をしようちゅうの水割り用として提供するなどいたしまして、本町特産品を強くPRし、知名度アップに努めたところであります。

翌25日におきましては、福岡大同青果株式会社に出向きました。これにつきましては、御承知のとおり、本町の水田ゴボウとかトマトとか、その他農産物を出しておる市場でございます。市場関係者の取締役社長ほか幹部の方々と意見交換を行いまして、本町農産物のPRとともに、なお一層の取引拡大をお願いをしてきたところでございます。

また、株式会社西日本新聞社本社におきましては、地域開発部長、報道センター長ほか関係者に対しまして、本町の観光地と特産品のPRを行いまして、西日本新聞の都市部版に2回にわたって掲載をしていただいたところで、ここについては写しをお配りしてあると思っております。

九州新幹線全線開業によりまして、観光客等の入り込みもあるところでございますが、その効果をさらに高めるために、周辺の自治体と連携したメニューづくりと、本町特産品の消費拡大に向けて、積極的なPR活動に努めてまいりたいと思っているところでございます。

なお、つい先日の6月5日には、鹿児島中央駅のアミューズ広場におきまして、さつま町の特産品祭りを開催いたしまして、農産物及び特産品の試食販売に加えまして、住宅団地の販売促進のためのチラシあるいはまた企業誘致のパンフレットの配布などをいたしまして、トップセールスを行ったところでございます。以上で行政報告を終わります。

[町長　日高　政勝君降壇]

○議長（中尾　正男議員）

これで行政報告を終わります。

---

△日程第5「議案第34号 専決処分の承認を求めること  
について（専決第2号）」、日程第6「議案第35号  
専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」

○議長（中尾　正男議員）

日程第5「議案第34号 専決処分の承認を求めるについて（専決第2号）」、日程第6「議案第35号 専決処分の承認を求めるについて（専決第3号）」を一括議題とします。各議案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第34号 専決処分の承認を求めるについて（専決第2号）」であります。これは地方税法等の一部改正に伴い、さつま町税条例の一部改正について、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

次に、「議案第35号 専決処分の承認を求めるについて（専決第3号）」であります。これにつきましても、地方税法等の一部改正に伴いまして、さつま町国民健康保険税条例の一部改正について、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

以上、議案2件についてはいずれも地方自治法第179条第3項の規定に基づき、これを議会に報告しその承認を求めるものであります。内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○税務課長（松尾 英行君）

「議案第34号 専決処分の承認を求めるについて（専決第2号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

続きまして「議案第35号 専決処分の承認を求めるについて（専決第3号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

ただいまの説明で、個人町民税については、影響を受ける方が9,400人で470万円、それから退職者の場合は、23年度実績でも57万円ぐらいの影響があるということで、この東日本大震災によって、こっちは遠いから多分ないと思うんですけど、影響を受けるような町民の方がおいでになるのかどうか、お知らせを願いたいと思います。

○税務課長（松尾 英行君）

現在把握している限りでは、影響を受ける方はいらっしゃらないようでございます。

○麥田 博稔議員

町のたばこ税関係についてお伺いしますけれども、今の説明で総額で2,200万円の増額で、結局県のほうにいく個人町民税関係、それがあつて差し引き1,000万円ぐらいの増額ということですが。

説明の中ありましたように、やはりたばこを嗜好する方、世の中に対して肩身が狭くなっているというか、ここでも吸つたらいかん、あひこでもいかんというような話が出ているんですけども、町としては傾向的にどのようなふうになつてているのか、嗜好者の減少傾向が続いているのか、さつま町にとってはその辺がどのような傾向になつてているのかお伺いしておきます。

○税務課長（松尾 英行君）

たばこにつきましては、22年の10月に引き上げがなされております。その当時としまして

は、たばこの消費が落ちたようでございますが、またもとに返っておりまして、23年度でいいますと、前年を上回った金額だったと思います。そのようなことから、先ほどの引き上げは影響はほとんどなかつたんじゃないかなというふうに考えておるところです。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案2件は会議規則第39条第3項の規定によつて、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よつて、ただいまの議案2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。ただいまの議案2件について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これからただいまの議案2件を採決します。

議案第34号及び議案第35号の2件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案2件はこれを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よつて、「議案第34号 専決処分の承認を求めるについて（専決第2号）」及び「議案第35号 専決処分の承認を求めるについて（専決第3号）」の議案2件は承認されました。

---

#### △日程第7 「議案第37号 さつま町水道事業条例の一部 改正について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第7 「議案第37号 さつま町水道事業条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第37号 さつま町水道事業条例の一部改正について」であります。

これは未普及地域への新たな水道管の布設に伴う給水区域の変更と平成24年4月1日から白男川区公民館のうち、白男川中公民会と梁原公民会の合併に伴いまして、白男川公民会にかわつたことによりまして、本条例の一部を改めようとするものであります。

内容につきましては、水道課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願ひいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○水道課長（脇黒丸 猛君）

それでは、「議案第37号 さつま町水道事業条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第37号 さつま町水道事業条例の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

---

△日程第8「議案第36号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、日程第9「議案第38号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、  
日程第10「議案第39号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」、日程第11「議案第40号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（中尾 正男議員）

日程第8「議案第36号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」及び日程第9「議案第38号 さつま町火災予防条例の一部改正について」から日程第11「議案第40号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」まで、以上の議案4件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

議案第36号及び議案第38号から議案第40号まで、提案理由の説明を申し上げます。

まず、「議案第36号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」であります。これは住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加

えることとなつたため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第38号 さつま町火災予防条例の一部改正について」であります。これは危険物の規制に関する政令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第39号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」についてであります。今回の補正は、庁舎建設等事業費に要する経費及び介護保険対策費、地域振興費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億7,570万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億6,170万円とするものであります。

次に、「議案第40号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。今回の補正は、基金積立金及び償還金に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,298万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億971万6,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○町民課長（前田 淳三君）

では、「議案第36号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○消防長（高木 卓朗君）

それでは、「議案第38号 さつま町火災予防条例の一部改正について」内容の御説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○財政課長（下市 真義君）

それでは続きまして、「議案第39号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第40号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

ただいま議題となつております各議案に対する総括質疑は、6月13日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね10時45分とします。

---

休憩 午前10時34分

---

再開 午前10時45分

---

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

---

△日程第12「議案第41号 さつま町過疎地域自立促進  
計画の一部変更について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第12「議案第41号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第41号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」であります。

さつま町過疎地域自立促進計画の一部を変更する必要が生じたため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、企画課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願ひいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○企画課長（湯下 吉郎君）

議案集の41ページをお開きください。「議案第41号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

ただいま議題となっております議案第41号に対する質疑は6月27日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

---

△日程第13「議案第42号 求名分団消防ポンプ自動車  
購入契約の締結について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第13「議案第42号 求名分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第42号 求名分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」であります。

これは、さつま町消防団求名分団の消防ポンプ自動車購入契約を締結しようとするものであります。さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願ひいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○消防長（高木 卓朗君）

それでは、議案集の42ページをお開きください。「議案第42号 求名分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

これから本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本件はこれを可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第42号 求名分団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」は可決されました。

---

△日程第14 「報告第3号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第4号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第14 「報告第3号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第4号）」を議題とします。

報告内容の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「報告第3号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第4号）」であります。これは町長の専決事項の指定第5号の規定により、町営住宅の家賃等の請求及び明け渡しの請求にかかる訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは、ただいま町長より報告がありました「報告第3号 町長の専決事項の指定に基づく専決処分の報告について（専決第4号）」について説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの報告第3号に関して何かお聞きしたいことはありませんか。

○新改 秀作議員

今回で4件目になるわけでございますけれども、今までいろいろ踏まえて、この効果というのほどのようにあったのか。それと対象者が別にまだ近いうちに出てくるのか、その辺なりをお知らせ願います。

○建設課長（三浦 広幸君）

今まで3回、きょうで4回目ということですが、その効果ということでございますけれども、本日の議事日程の第3の諸般の報告の中の平成23年度定期監査報告書の13ページにも記載されておりますけど、ちょっと読み上げますけど、昨年同期に比較し、長期滞納者が15人、滞納金額にして約200万円減少している、町の強い姿勢は少なからず長期滞納者に影響を及ぼしているものと推察することから、今後においても訴訟を念頭に置いた使用料の徴収に努められたいとの評価をいただいております。

これまで3回の訴えはすべて勝訴し、社会的公正と秩序を回復しております。さらに負債もそこでとまりまして、滞納住宅使用料なども今現在、すべての退居者から回収中でございます。訴訟まで起こすケースの場合は、滞納者が住宅使用料を長期にわたり未納のままい続けると、入居者が支払わない場合、入居者と同様に債務を弁済する義務を負う連帯保証人の責務も大きくなってしまいます。好意でなってもらった保証人にも大きな迷惑と負担をかけることにもなります。

現に複数の保証人からも早く何とかできなかつたものかという声も出ておりますので、今後も社会的公正と管理の適正を守るため、特別な事情のない長期滞納者に対しましては、厳しい措置で臨んでいきたいと考えております。

あと1点のまだないかということでございますが、先ほど言いましたとおり、社会的公正と管理の適正というのがまず第一でございまして、どうしても払えないというような特別な事情というものがございます。そこら辺、少しでも誠意を見せていただければ、それなりの対応をいたしますので、なるべくそういう人が出ないように頑張っていただきたいということで、現在の段階ではないというふうに信じております。以上です。

○新改 秀作議員

現在の段階ではないということで信じておきます。

もちろん裁判をすれば裁判費用もいろいろ出てくるわけでございますけれども、それにいろんな公正公平な立場という点もございますので、悪質な滞納者はいたし方ないなと思っているところでございます。よい対応を要請しておきます。

○川口 憲男議員

建設課長、先ほど新改議員も言いましたが、通算4件目、前回の3回目の訴訟をされるときに、二度とこのようなことが起こらないような工夫をしていきたいということを、たしか答弁で、話の中で聞いております。

そして今も、15人の長期滞納者がいらっしゃるということで、この方々への徴収方法といいますか、いろいろな策を練っていらっしゃると思うんですけれども、前も言いましたように、二度と起こらないような工夫にもっていきたいということがあったんですが、今回もそういうふうな答えになってくると思うんですが、その15人の方々にどういう対応をされていかれるのか、ちょっとお聞きします。

○建設課長（三浦 広幸君）

15人は、減ったのが15人でございまして、実数はまだあります。結局、滞納者に対応ということでございますが、これはなかなか特効薬がないわけであります、先ほど言いましたとおり、連帯保証人というものが必ず必要だということでございますので、連帯保証人に対しまして、全く入居者と同じ責務を負うということを常々申し上げております。

二度と言うものの、経済の状況とか、こういう社会の情勢も反映されまして、なかなか一概にゼロというわけにいきませんので、そこら辺は入居者本人もですけど、連帯保証人も含めて、あるいはそういう方につきましては、連帯保証人対策というものを今後考えていかなければならぬというふうに考えております。

○川口 憲男議員

課長、27人長期滞納者がいる状況の中で、3月の議会でも、ちょっと私質問の中で言いましたけれども、いろんな町営住宅を見て回ったときに、当然、町営住宅だからいいんだという考えじゃないと思うんですけれども、生け垣の手入れとか、それから庭周りの清掃とか、そこが他人任せちゅうか、自分たちがこれだけ住んでいるんであれば、自分の住居として何かそういう形もできてこんと、借りちょっとこれは人任せだという考え方がある、そういう今の滞納等につながっていくんじゃないかと私は考えるんですけれども。

その中でいろんな団地を見て回っても、きれいにこまめにしていらっしゃる方と、その差が相当出ているような気がしますが、そこあたりの指導といいますか、住宅を借りられるときに、そういうことまで詰めて、建設課のほうの対応がされていくべきじゃないかと思いますけど、その対応はどういう考え方ですか。

○建設課長（三浦 広幸君）

3月の議会でも申しましたと思うんですが、管理人がそれぞれ50団地にいます。一言で申しますと、一生懸命される管理人とそうでない管理人もいらっしゃるということで、行政としては今議員がおっしゃった、あくまでも自分の家であるという意識で、月1回は、強制的には言いませんけれども、その団地で、公民館の奉仕作業と一緒に、ある程度の強制力を持った管理をしていただきたいというようなことも、強くは申しませんけど、ただそういう希望をお話ししております。

あと、根本的な人間の素養の点も入ってまいりますので、そこら辺はまた総体的に考えていかなければならぬ問題かと考えております。

○平八重光輝議員

現在、世の中は非常に不景気といいますか、働くにも仕事がない、あってもなかなか給料が低いという中で、先ほど課長の答弁にもありました、収入が低くなつたために、なかなか支払いも困難というようなものも調査されているとは思うんですが、滞納が長期になって、金額になりますと、ますます支払いが難しくなるわけです。

もうちょっと短い期間で、例えば半年とか、そういうスパンで判るわけですから、裁判を起こしますと、起こしたほうも起こされたほうも大変で、費用もかかるわけですから、そういう短いのは裁判になる前に、裁判所のほうにお金のかからない支払い命令を出していただくとか、そういうような形での対策をとられたかどうか、検討はされなかつたものかちょっとお尋ねします。

○建設課長（三浦 広幸君）

こういう裁判も、いろんな事務処理要綱とか、その中で24月ちゅうもんが昨年決まったわけでございますけれども、先ほど特別な事情というのを申しましたが、いろんな例があるんですけども、主たる生計者が死亡したとか、不慮の事故にあったとか、あるいはその他やむを得ない特別の事情があるという方々については、やっぱり当然考えているわけでございまして、議員がおっしゃる長くなれば膨れて大きくなると、だから我々も、とにかくなごない前、はるがなつ範囲内ですべて処理をすると、大きくなれば払うほうも大変になりますから、そこは大きくなる前に、例えば3カ月ちゅうのも条例で決まっておりますので、その範囲内でやることはやっております。

## ○平八重光輝議員

もう一つお尋ねしました支払い命令等で費用のかからない、弁護士費用のかからない、そういう対策というのは検討されたことはなかったですかね。

## ○建設課長（三浦 広幸君）

その費用のかからない方法ということでございますが、鹿児島県のほうがそういう方法をとつておりますけど、正式にこういう弁護士、専門の法律家を頼んでせんことにはちょっと無理がある点がございまして、そこら辺も検討はしたんでございますけれども、訴訟業務について、ちょっとさきいきますけど、職員で対応できないかということも検討はしたんですが。

ただ近年においては住宅だけでなく、いろんな訴訟案件が増えてきており、職員の法務能力の向上とかそういう資質が求められていると、先般の新聞でも南さつまのほうでは弁護士資格を持った職員を募集するというようなことも出ておりましたので、そこら辺また検討はしておりますけど、なかなか一概にどうというのが今の段階では言えませんので、何とか安くできないか、あるいはそういう方法でできないかということも検討はしております。

## ○麥田 博稔議員

町長にちょっとお伺いしますけど、やはりこの町営住宅は、先ほど課長の答弁でも我々も連帯保証人をち思いますが、やはり公営住宅は最後のセーフティネットの部分がありますよね。所得が低くてどうしてもちゅうて、私が知っている湯之坊団地なんかでも高齢者のひとり暮らしゅう方とかがいらっしゃいます。

夫婦で生活をしどって、主人が亡くなったり、女房が亡くなったりして、生活が苦しくなったりして、普通の一般住宅を借りていたけど、そこにおれなくて公営住宅にかわろうかとか、そういうときに、保証人を。

連帯保証人だからそっちは請求すればと言いたいけど、やはり最後のセーフティネットになってきた場合に、あまり保証人をちゅうと、なかなか保証人を見つからない人も出てくるんじやないかと。

だから先ほど課長からあったように、やはり悪質滞納者は、この監査意見書にも書かせてもらったんですけども、その辺は厳しくせないかんけど、その辺の線引きが非常に難しい気がするんですが、町長、基本的にその辺のことをどのようにお考えなのかをちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

## ○町長（日高 政勝君）

今回の場合は、住宅の使用料ということで、やはり公的な収入ということでございますので、税金の場合は法的な手続というのがございますが、こういう民事の関係になりますと、裁判の手続を踏まなきやならないということでこういうことになっておるわけであります。

過去もこういう事例があつて、なかなかそこまで踏み切れなかつたという事情もあるようですが、税に対しましても、こういった使用料につきましても、保育料についても、やはり公正性ということがございますので、その辺を保つためには強制執行をしなければならないということで、今この4件にわたっておるところでございます。

実態として調査している中で、本当にまじめに生活をしていらっしゃる人で、どうしても今日のこの社会経済情勢の厳しいところで、年金だけとか、単に収入がないとか、いろんな事情があつて生活を切り詰めながら、公的なものについては優先して納めていただく、そういう方もいらっしゃいますけど、なかなか生活のほうを優先されて、こちらのほうがおろそかになっていく、中にはそういう考え方の方もいらっしゃるわけでありますので、そういう方については十分この辺のところは理解をいただくような形も指導も必要になってきておるわけで、税についても全く

一緒にございますけれども。

やはりその辺も、納税意識にしろ、実際、自分たちの生活の糧になっているわけですから、それをまず優先して少しでも払っていただく、そういう気持ちを出していくことが必要ではないかと思っておりますので、こうした中で、生活の状態を見ましても大変苦しい状況でもない、こうした悪質的な方については公平性を保つ、公序良俗、そういう意味合いからも社会のこういった秩序というのは、厳正な対応で臨むべきであるというふうに考えておるところでございまして、担当のほうでも非常に辛い仕事でありますけど、しっかりとその辺はやって進めておりますので、これについては町長としましても、基本的にはそういう方向でしっかりとやってくれというようなことで、税にしろ公営住宅の担当者のほうにも言っておりますので、今後もそのような姿勢のもとで進めてまいりたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

以上で報告第3号を終わります。

---

△日程第15「報告第4号 平成23年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」、日程第16「報告第5号 平成23年度さつま町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」、日程第17「報告第6号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第15「報告第4号 平成23年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」から日程第17「報告第6号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について」までの報告3件について内容の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

報告第4号から報告第6号まで説明を申し上げます。

まず、「報告第4号 平成23年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。私立保育所改修助成事業外10事業にかかります予算を地方自治法第213条の規定により、翌年度へ繰り越したもので、同法施行令第146条第2項の規定によりまして、別紙のとおり報告するものであります。

次に、「報告第5号 平成23年度さつま町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」であります。これは水道事業会計において、建設改良事業にかかる予算を地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越したもので、同条第3項の規定に基づき別紙のとおり報告するものであります。

次に、「報告第6号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について」であります。これは簡易水道事業会計において、建設改良事業にかかる予算を地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越したもので、同条第3項の規定に基づき別紙のとおり報告するものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

[町長　日高　政勝君降壇]

○財政課長（下市　真義君）

それでは、「報告第4号　平成23年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○水道課長（脇黒丸　猛君）

それでは、「報告第5号　平成23年度さつま町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

それから、「報告第6号　平成23年度さつま町簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について」内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾　正男議員）

ただいまの報告3件に関して、何かお聞きしたいことはありませんか。

○麥田　博稔議員

23年度繰り越しがこうして出てきたわけですけれども、今後、24年度に計画どおりに予算執行できる見込みでありますか、確認をしておきたいと思います。

○議長（中尾　正男議員）

全体的についてですか。

○麥田　博稔議員

全体的に。繰り越しになって、道路なんか特にですけれども、結局、買収がうまくいかないとか、いろんなのがあって予算執行ができなくて繰り越しになった点があるのか、個人の情報がありますから、ある程度うまく予算執行が計画どおりにいくかどうかということをお伺いしておきたいというふうに思います。

○財政課長（下市　真義君）

ただいま報告いたしました11の事業があるわけでございますが、道路関係あるいはまた災害関係につきましては、ほとんど終わっておるところでございます。過疎対策道路整備事業につきましては1路線、荒瀬川添線があと検査を残すのみと、それと道整備交付金事業の城之口五日町線のほうも、補償の契約をあと1件残すのみということで、災害についてもほとんど終わりということでございます。

あと私立保育所の関係も、契約では2月いっぱいということですが、本年中に大体完成見込みということをお聞きいたしております。食育流通体制整備事業のほうも、一応めどとしては8月いっぱいということですけれども、9月ぐらいに、機械製造の関係で若干1~2カ月ずれ込む予定ということでお聞きいたしております、ほとんどの事業が年度中には完了する見込みでございます。

○水道課長（脇黒丸　猛君）

水道事業の会計予算につきましては、山崎橋につきましては8月末までに、これは県のほうの工事の関係とあわせておりますので、工期を。それから宮之城橋のほうが10月いっぱいということで工期の延長をしているところでございます。

それから、さつま町簡易水道事業につきましては、先ほど申し上げましたように、工事につきましてもすべて完了しておるところでございます。

○議長（中尾　正男議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

別にありませんので報告3件を終わります。

---

△日程第18「報告第7号 平成23年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第19「報告第8号 平成24年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第18「報告第7号 平成23年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第19「報告第8号 平成24年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の報告2件について内容の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「報告第7号 平成23年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び「報告第8号 平成24年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」であります。公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項及び第3項の規定に基づき提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、それぞれ別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、企業誘致対策室長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○企業誘致対策室長（湯下 吉郎君）

それでは、「報告第7号 平成23年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

次の「報告第8号 平成24年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」であります。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの報告2件に関する質疑は6月27日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

---

△日程第20「請願について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第20「請願について」であります。

本日まで受理した請願については、お手元にお配りした文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

---

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。6月12日は午前9時30分から本会議を開き、一般

質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前11時39分



平成24年第3回さつま町議会定例会

第 2 日

平成24年6月12日



平成24年第3回定例会一般質問

平成24年6月12日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(8) 平田 昇	<p>1 他町と結ぶ協定について</p> <p>(1) 青森県鶴田町と締結した災害時相互応援協定をどう意義づけされているか伺う</p> <p>(2) 相手町の個性、特性をどう読み取った上の締結なのか伺う</p> <p>2 政策の企画推進のあり方について</p> <p>(1) 皆が幸せになれるさつま町をつくるには、私たち町民が心を一つにすることであると信じる。私たち町民は、正確な情報により町の実情を正しく認識し、町はどう進むべきかを考え、意見を出し合う。これこそが、まちづくりの原動力、さつま町のきずなを築く道であると信じる。町長の考えを伺う</p>
2	(15) 桑園 憲一	<p>1 さつま町の農業を考えるプロジェクトの展開について</p> <p>(1) 施政方針の「豊かな地域資源を核とした活力ある産業のまち」の一節に、さつま町の農業を考えるプロジェクトを展開するとあるが、具体的にはどのような施策を展開しようとしているのか伺う</p> <p>2 青少年を対象にした語学研修制度の設置について</p> <p>(1) 現在の国際交流社会の中で、青少年が語学力を高めるための町単独の語学研修制度を設置する考えはないか伺う</p>
3	(5) 川口 憲男	<p>1 農業の6次産業化について</p> <p>(1) 本町における農業の6次産業化の現状と課題について伺う</p> <p>(2) さつま地域農業管理センター運営協議会の公社化について、どのような研究・検討がなされているか伺う</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
4	(18) 木下 敬子	<p>1 観光振興策について (1) 「さつま町観光振興基本計画」に基づいた具体的な取り組みを伺う</p> <p>2 交通対策について (1) コミュニティバス、乗合タクシーの実証運行について、現在までに寄せられた町民の声をどのように受けとめ、今後に生かしていくのか伺う</p>
5	(7) 平八重 光輝	<p>1 町政の成果と課題について (1) さつま町の2代目町長として就任され3年が経過した。マニフェストで約束した政策のほとんどを実行されており、その手腕は評価するものであるが、特に、①農林業の6次産業化、②子供を育てるならさつま町で、③行政サービス日本一運動、以上3点の成果と課題について伺う。また、この3年間の町政に関する自己評価と課題、残っている任期10ヶ月間における重点施策について伺う</p> <p>2 次期町長選挙について (1) 前回のマニフェストで示した町長の目指すさつま町の実現にはまだ時間がかかると思うが、次期町長選挙についてどのように考えているか伺う</p>
6	(12) 柏木 幸平	<p>1 さつま町の定住促進と人口増対策について (1) 町の全体的な人口減少の中で、特に農村部の子供の減少は著しい。長期的な定住促進計画による子供や若者を増やす政策を望むが、今後の施策について伺う (2) 人口減少地域に若者世帯の定住促進を目的とする町営住宅の建設や住居新築に対する助成金制度は考えられないか伺う (3) 全国の行政や外郭団体などが少子化対策・未婚対策・晩婚化対策等として独身男女に出会いの場を提供している。本町及び外郭団体などの取り組み状況について伺う</p>
7	(14) 内田 芳博	<p>1 学力向上について (1) 社会情勢が混迷な時代を担う生徒たちが、新たな生活圏を求めて、高校・大学進学と就職を目指すために、更なる学力向上を図るべきではないか伺う</p>

## 平成24年第3回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成24年6月12日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (19名)

1番	森 山 大	議員	2番	東 哲 雄	議員
3番	麥 田 博 稔	議員	5番	川 口 憲 男	議員
6番	新 改 秀 作	議員	7番	平 八 重 光 輝	議員
8番	平 田 昇	議員	9番	舟 倉 武 則	議員
10番	岩 元 涼 一	議員	11番	内 之 倉 成 功	議員
12番	柏 木 幸 平	議員	13番	楠 木 園 洋 一	議員
14番	内 田 芳 博	議員	15番	桑 園 憲 一	議員
16番	市 來 修	議員	17番	新 改 幸 一	議員
18番	木 下 敬 子	議員	19番	木 下 賢 治	議員
20番	中 尾 正 男	議員			

欠席議員 (1名)

4番 米 丸 文 武 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	萩原康正君	議事係長	中間博巳君
議事係主幹	松山明浩君	議事係主任	神園大士君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	教 育 長	東 修 一 君
副 町 長	和 気 純 治 君	教 委 総 務 課 長	山 口 正 展 君
企 画 課 長	湯 下 吉 郎 君	学 校 教 育 課 長	藤 崎 育 君
建 設 課 長	三 浦 広 幸 君	農 政 課 長	平 田 孝 一 君
健 康 増 進 課 長	小 椎 八 重 廣 樹 君	担 い 手 育 成 支 援 室 長	高 橋 哲 郎 君
総 務 課 長	紺 屋 一 幸 君	商 工 觀 光 課 長	赤 崎 敬 一 郎 君
財 政 課 長	下 市 真 義 君	企 業 誘 致 対 策 室 長	湯 下 吉 郎 君
安 全 安 心 対 策 課 長	崎 野 裕 二 君		
福 祉 課 長	王 子 野 建 男 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

## △開 議 午前9時30分

### ○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから、平成24年第3回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

4番、米丸文武議員から、本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

---

### △日程第1「一般質問」

### ○議長（中尾 正男議員）

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は答弁を含め60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って発言を許可します。

まず、8番、平田昇議員の発言を許します。

[平田 昇議員登壇]

### ○平田 昇議員

おはようございます。さつま町の議員各位17名が、先月末、青森県の鶴田町に出向かれた。要した経費は、すべて自費。月々の議員報酬からの積み立てによるもので、公費は使われていません。私も積み立てには加わりましたが、青森行きには同行できませんでした。国、地方ともども財政的に厳しいときであり、東日本大震災は悲惨きわまりない状況を呼び込んでいる。昨年の本町の夏祭りには鶴田町から多勢の参加があり、祭りを盛り上げ、ねぶたが一層町民を沸かせた。

そのことは私も認めております。が、こういう厳しい時勢に、打ち上げ花火のように一時的に町を盛り上げることで済むのだろうかという思いから、私は参加する気持ちになれませんでした。ただし、私が議員各位の青森への出向をとやかく言う筋合いは全くありません。

私が町長にただしたいことは、時を同じくして鶴田町を訪ねられた町長が、災害時相互応援協定なるものを提案され締結されたことです。驚きました。青森県鶴田町、さつま町から直線距離にして2,100キロメーター遠く離れて位置するまち、この青森県鶴田町と我がまち、さつま町が災害により被害を受けたときは、お互いに助け合いましょうという災害時相互応援協定を締結された、これをどう意義づけされるか、質問通告事項1の初めの質問です。

もう一つの質問は、さつま町がこの協定を結ぶことを議会で審議し議決していなかったことです。このまちと災害時助け合いの協定を結ぶにしても、議案を議会に上程し審議し議決する。つまり、さつま町の進む方向として町の意思決定をするのが、通常の道理。この筋道を通していない。今回は、その筋道を通さなくともよいという町長の判断だったのか。

私は、東京都千代田区の全国町村議会議長会に電話でただしました。この協定、相互のまちに災害が起きたとき、相手町からの要請があれば、物的、人的に最大限の支援を行うという取り決めは相互のまちが重責を負うことになる。議会での審議を通して、問題として重視すべき点などを賛否両論で審議した上で議決に至る。町が進む方向への意思決定であるこの議会の議決、町の意思決定がなされていないまま、重い責務を負うことになる協定を結んだ。

私は、この行政の進め方を容認できませんという私に対して、全国町村議会議長会からの答えは、全く同じ見解ですというものでした。災害を受けたよそのまちに救いの手を差し伸べようという気持ち、そして差し伸べることは大事なことであることは判ります。しかし、災害時、相手町の要請に応じて物的、人的に最大限の支援をするという規程は、いずれのまちも重荷を背負わされることになる、そのことがさつま町の町民に説明されていない。

さらに、支援を要請され、それにこたえたことによって要した経費は要請した相手町が負担す

る取り決めになっているが、余りにも遠い2町間の距離、2町の資力、財政状況等を勘案し、それぞれのまちにそれだけの余力があるのか、この協定によって将来期待できる果実は何か、何が期待できるのか等を慎重に審議し決定に至る、これが議会運営の筋道、議会の存在意義であるはずです。

町長は、この協定を締結する式に私ごとで出張中の議長を含む議員17名各位が参席したこと、町の意思で決定したという考え方なのか、町の進む方針を決める町の意思決定のあり方をどう考えておられるのか、鶴田町との協定は議会で議決しなくともよいという特性をどこに置かれていたのか、どういう判断のもとにこのような協定締結への進め方をされたのか。

また、議長の立会人としての協定書への署名、私事、私ごとで出張中の議員17名各位が、参席された他町との協定締結は明らかに公事、公的と言える行動ではないのか。公私混同としか受け取りようのないこの行政の進め方を町長はどう釈明されるのか。1番の質問です。

次は通告の2による質問です。私の一般質問について、いつも同じことをくどくど言うという受け取りがあることを私は知っています。随分昔のことになりますが、旧宮之城町の助役を務められた方の言葉が頭に残っています。議員が、自分のまちについての日ごろの思いを議会のたびごとに発言することは、決して恥ずべきことではない、当然のこと。むしろ果たさなければならぬ責務の一つだと言われたことです。

また、名は告げずの電話で、しっかりしたまちにするためには、町民がしっかり大きく目を開いて信頼できる行政にするために、行政の動きを見て声を出していく。議会が正しく活動し、さつま町をよいまちにするにはこれしかない。この言葉、私の日ごろの思いをあらわす言葉、うれしく受けとめました。

今まで何回も言ってきたことですが、みんなが幸せになるには、皆が心を一つにすることが、互いに信じ合えることが大事だと信じます。

ここで私が言いたいことは、本町から補助金を受けている一医療機関の治療によって苦しめられていた一町民に、町民のいさかいいに、民間のいさかいいに行政は立ち入るべきではない、行政は立ち入れないという町長の考えを、その人に私は伝えた。すると、私もきちんと国民健康保険税は納めているのに正しい治療は受けられないのでしょうかと落ち込んでしまわれた。

政治は正しいことを進めるここと、この基本から外れてはならない。2千数百年前、中国の孔子の言葉「義を見てせざるは勇なきなり」、正しいことを実行できないのは勇気がないからだという、これも孔子の言葉。納税をした人と行政サービスは相関しなければならない。ぴったり合い、相関しなければならない。そう結論した私は、当の医療機関に行ってお願いしました。手術の結果、なぜ片手が動かなくなったのかの説明がなされていない。それではいけない。この治療に過誤はない、だれが手術をしてもそうなったのだという説明責任を果たしてくださいとお願いしたのです。

もし何の動きもなければ、私は政府に、それでなければ世論に訴えるとの決意を伝えたのです。そして、数十日経って、本人より電話を受けました。医療機関から示された案を受け入れることにしますということです。それは、あなたの決断による選択ですよと言う私に対して、私の先もそう長くないのに、もうこれ以上の苦しみは続けたくないです。ありがとうございましたと厚く御礼の言葉が届いたので、よかったですとほっとしたのです。

ただ、私が残念に思うことは、なぜ行政が動いてくれなかつたのかということです。行政が動けば、ひ弱い体の一町民を3年も4年も苦しめることなく、即解決できたはずなのにという思いです。正しい政治の立場に立って進めれば、こうなるはずです。

今、地域で独居老人、身体障害者の方々等、弱い立場に置かれている人たちをいたわる動きが

広がっています。ありがたいことです。こういう動きで、昔は人と人を強く結びつけていたきずなを呼び戻し、さらに深めていこうという運動であると解します。立派なことです。ありがたいことです。弱者に対して踏み込んで手を差し伸ばす、町長のこうした行政推進を期待したいのですが。

もっとも、胸中は判ります。医療機関による手術によって身体に損傷を受けたという一町民から泣きつかれても、相手は大きな組織である。このいさかい、弱者である一町民の側に立ってみても、町長個人に利益となるものはないだろう。来年の選挙を控えているのに大きな組織を敵に回したくない、仮にもそういう気持ちは判ります。

しかし、孔子の言葉にもある「政は正なり」、政治は正しい道から外れてはならない。「義を見てせざるは勇なきなり」、正しい政治は必ず町民のきずなを深めていく、このきずなこそがみんなを幸せにする、まちをつくる原動力となる。町長、まさしく町民のための政治を進めてほしい、これが町民の声なのです。

私がお聞きすることは、1、青森県の鶴田町と締結した協定をどう意義づけられるか。2、この協定が議会の議決なしで締結に至ったのは、相手町に、そして協定のどこにどんな特性があつたからなのか。3、協定締結への進め方は公私混同ではなかったか。みんな私費で出張されている。議長以下、その議員の方々が締結式に参席された、公私混同ではなかったか。4番目に、正しい町民の側に立って政治を進めてください。そして、町民のきずなを深めてほしい、町民の信頼を得てほしいという町内の声について。この4点です。

簡潔に、もう1回申し上げます。1、協定締結の意義づけは。2、議会の議決なしに協定締結に至った事由は何か。3、私ごとで出張中の議員を代表する議長が、協定書に立会人として署名することは公私混同ではないのか。4、町長は、町内の民間のいさかいでも、正しければ弱者の側に立ってほしいという町内の声にこたえるべきだ、そういう行政を進める強い政治家であるべきだ、これに対する町長の御答弁をいただきたい。以上です。

〔平田 昇議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

## ○町長（日高 政勝君）

おはようございます。平田議員から2点ほど質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、青森県鶴田町との災害時相互応援協定についての意義づけでございますが、このたび議会の行政視察の機会をいただきまして、議員各位の立ち会いの上で、かねてから友好交流の盟約を締結をしておりました青森県鶴田町、今まで経済的な交流とか、あるいは民間レベルでの交流がずっと続いておったわけでございまして、平成20年ですか、さつま町の5周年を契機にいたしまして、改めて友好交流の盟約を結んだところでございます。

今回、災害時相互応援協定の締結を進めたところでございますが、昨年、御承知のとおり東日本大震災、あるいは本県でも奄美の豪雨災害、こういった例など全国各地で甚大な被害を出す災害に見舞われたところでございます。

こうした大きな災害を受けた場合、その自治体においては道路を初め、電気、水道などのライフラインの断絶などで被災自治体の内部で孤立しやすくなる。また、被害が広範囲に及ぶがゆえに避難者支援、あるいは復旧活動が大きく制限をされる、こういったことがございます。そういった被災自治体の能力だけでは、やはり対応に限界があるということでございます。また、復旧活動が思うように進まない、そういった自治体のジレンマを、今回の東日本大震災等で目の当たりにいたしたところでございます。

そういう中で、一部の自治体でありましたが災害応援協定、あるいは友好交流によりまして何らかの交流の実績があつた自治体間におきましては、被災直後から応援体制が整いまして、避難者支援体制とか、あるいは復旧活動が早いうちから効果的に機能していた地域があつたことも確認をいたしたところでございます。やはり、こうした日ごろからつき合いをしておれば、すぐこういう災害の復興とか復旧に対する支援体制というのがスムーズにいっていると、こういうことを感じたところでございます。

こうしたことから、かねてから友好交流の実績のありました青森県鶴田町と本県の中種子町の両町長に、大規模災害時においての相互応援協定について申し出をいたしましたところ、両町長からも快く同意をいたいたところでございます。このことにつきましては、本年度の施政方針の中でもちゃんとうたってあります、このことについては御理解をいただいているものと思っているところでございます。

鶴田町とは南北に遠く離れておりますけれども、離れているからこそ逆に、同時に被災をするような災害の発生の可能性というのは、かなり低いのではないかと思っております。このことは、どちらかが被災をした場合に、かなりの可能性で応援体制が整えられるということでもありますので、大変心強い味方を得たような感覚を抱いているところでございます。災害はないにこしたことはございませんが、万が一の災害の備えの一つとしまして、また自治体間交流の一歩踏み込んだ姿として、新たな取り組みの一つではないかと考えているところでございます。

2番目の、相手方の個性、特性をどう読み取った上での経緯なのかということで、この協定につきましては議決が必要ではないかということ等を申されましたけれども、過去におきましても、災害時応援協定というのは18件ほど、九州電力とか、あるいは郵便局とか、あるいは建友会とか建築協会、あるいは九州地方整備局、そういうところとも18件ぐらい締結をいたしておりますけれども、これについては行政行為としてお互いに協力していきましょうということでやっているわけですから、これはいわゆる地方自治法の96条にうたってある、そういう議決要件には入ってないわけですね。行政行為としてできるわけですので、こういう形でどこの市町村もやっておるわけでございます。

このことについては、こういうことで、このような災害の発生しやすい時代になっておりますので、お互いに町民の早い復旧復興を行つて安心な生活を保つていただく、そういう意味合いからこういう取り組みをいたしておるわけでございますので、この件については、冒頭の3月議会の中でも施政方針としてしっかりと申し上げたところでございます。

それから、議会の皆さん方については、先ほどありましたとおり、かねてから積み立てをされまして、今回行かれるというようなことでございました。これにつきましては、旅費そのものについては積立金で行かれたということでございますが、ただ行政視察ということもございますので、これについては公務出張としての、いわゆる旅費別途で公務出張扱いになっておりますので、その辺は御理解をいただきたい。

あくまでも、そういう協定の立ち会いは、議長にとりましても、議会の皆さん方にとっても、公務出張ということでの取り扱いになっておりますので、何ら公私混同とか、そういうことには当たらないと考えているところでございます。

これにつきましては、職員の場合もそういう場合がございます。また別途のほうで旅費は出ますけれども、やはり職員としてその公務を果たすということになれば、公務出張扱いということで旅費別途で行つておりますので、これは何ら違法的なものでもございませんので申し上げさせていただきます。

それから、2番目の政策の企画推進のあり方についてでございますが、私たち町民が心を一つ

にすることであると信じるということで、これは全く仰せのとおりでございます。皆が幸せになれるさつま町をつくるには、町民が心を一つにすることであるとの質問でございます。まちづくりを進める上では、とても大切なことであると思っております。そのためには、やはり人づくりが大事であると考えております。

総合振興計画、後期基本計画の中の一つのキーワードにも、この人づくりということも掲げた次第でございます。とにかく町民の皆様方にとりましても、この住みなれた地域で、生涯を通じて安心して幸せを感じながら暮らしていく、このことは行政の共通した願いでございますので、この辺の基本的な考え方に基づいて行政の執行に当たっているわけでございます。

仰せの医療機関とのトラブルの関係でございますが、行政がそういう民事的なことに対して一々介入をしてということについては、これは行政が当事者となれば当然としてそういう中に入つて、それなりの対応をすることになりますけれども、これについては民事的なことですから、それを逐一行政が中に入ってということまでは、これはちょっと筋が通らないのかなと思っているところでございますので。

いろんなケースがあるかと思いますが、いろんな相談事については、行政というのはやはり親切丁寧な対応をしながら、町民のそういった御心配なことについては日ごろからの対応はいたしているところでございますけれども、そういった訴訟的なことについては、これはあくまでも民事的なことありますので御理解をいただきたいと思うところでございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（中尾 正男議員）

以上で、平田昇議員の質問を終わります。

次は、15番、桑園憲一議員の発言を許します。

[桑園 憲一議員登壇]

○桑園 憲一議員

通告に従いまして、二つの質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目が、さつま町の農業を考えるプロジェクトの展開についてでございます。今回の施政方針の第1「豊かな地域資源を核とした活力ある産業のまち」の一節の中に、国の新しい制度、各地域の人と農地の問題解決に向けた施策の推進を加えたさつま町の農業を考えるプロジェクトを展開すると述べておられますが、具体的にはどのような施策を考え計画されているのか、お伺いします。

それから2点目でございますが、青少年を対象にした語学研修制度の設置についてでございます。国内の各種団体が青少年を対象に計画する語学研修制度に、児童生徒が夏休みなどを利用して海外留学、あるいは長期・短期でホームステイなどする場合、自分たちの自費で自主研修になるわけでございますが、町内に住所を有している児童生徒がこのような研修に参加していると思うんですが、どのような状況であるのか、教育委員長にお伺いします。

[桑園 憲一議員降壇]

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

桑園憲一議員からの御質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

さつま町の農業を考えるプロジェクトの具体的な施策の展開についてでございますが、御承知のとおり平成24年度から国の施策としまして、人と農地の問題を解決するための支援事業がスタートをいたしたところでございます。この事業内容につきましては、人・農地プランの作成、農地の出し手と受け手に対する助成、それから青年就農者に対する助成等であります。

農業者の高齢化や後継者不足、あるいは耕作放棄地の増加などが全国的に大きな課題となっているところでございまして、今後5年間、5年後、あるいは10年後の展望がなかなかしっかりと描けないと、そういう地域が増えているために、各地域で話し合いを行って、プランを作成して実行していくということによって人と農地の問題を解決しようとする、こういったねらいのものでございます。

現在、本町におきましても、この事業の周知と推進を図るために、町の広報紙への掲載をしたり、お知らせ版による全戸配布によっての周知、そして各公民館単位によります説明会を、五つの推進班を設けておりますけれども、これらの班によりまして現在実施中でございます。

同時に、各農地所有者や耕作者に対する今後の農業経営に関するアンケート調査も、全戸実施する計画にいたしております。本年度は20区公民館のうち、前期10区、後期10区を、推進チームで本年度中に作成をするように支援をいたしてまいります。これとは別に前期10区のうちの3地区、これは該当の地区には御相談もしてございますけれども、一応モデル地区としまして指定をしながら、こういった全町的な推進をしたいということで考えております。

まず、アンケート調査結果をもとにいたしまして、地域の話し合いと実践への支援を行うために、さつま町の農業を考えるプロジェクトチームを設置をいたしたところでございます。この後方支援につきましては、担い手育成支援室、現在JAとか県が一緒になったワンフロアの担い手育成支援室でございますが、こういった支援室と農政課、耕地林業課、農業委員会、それから農協、農業共済組合、土地改良区、農林技術協会、こういったメンバーでございます。

具体的な取り組みの内容としましては、モデル地区に対する地域農業マスタートップランの作成の支援と、一つは担い手の確保・育成の支援、二つは農地集積の推進、三つは振興作物の推進、四つは地区の課題の解決検討支援、こういったことでございます。

なお、残りの17地区につきましては、25年度中に人・農地プランの実践活動支援を行う予定にいたしております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

#### ○教育長（東 修一君）

お尋ねの海外留学生の数でございますけれども、昨年度、宮之城中学校の2名の生徒がアメリカにホームステイをしております。1名はカリフォルニア州に15日間、1名はテネシー州に10日間研修しております。それから、さつま町に籍を有するものということで、本町の中学校を卒業して、現在近隣の高校に在籍している生徒につきまして、確認しておりますものにつきましては、昨年度、私立高校に在学している生徒3名が、アメリカ、オーストラリアで語学研修をしております。

せっかくの機会でございますので、この語学の向上につきましては、昨年度、宮之城中学校が県中学校英語ディベートコンテストで2位に入賞するなどの実績を上げておりますし、また同じ宮之城中学校では、入学式で在校生が英語で新入生に歓迎のあいさつをするなど、この語学力を活用したユニークな取り組みもしております。

また、英語検定でも、高校卒業程度の語学力が必要とされる2級に1名、高校2~3年生の語学力が必要とされる準2級に5名が合格しております、いろいろALTの成果等が出ているんじゃないかと考えております。以上でございます。

〔教育長 東 修一君降壇〕

#### ○桑園 憲一議員

まず、農業関係について質問をさせていただきますが、実は、人・農地プランの説明会が、先

日、久富木のほうで行われております。区の役員だけの説明会でありまして、私も参加をして聞いたわけですが、モデル地区ということで、何とか久富木地区になっていただきたいということございましたけど、区の役員だけで返事をするというのは、非常に厳しいと、だから区内を、改めて公民会単位で説明会を再度開いてほしいという要望で一応終わっております。

こういう人・農地プラン、昨年10月に政府が「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」の中で示したわけでございますが、平地で面積を20から30ヘクタール、中山間地域で10から20ヘクタールの規模という目標値を示しておりますが、現場で今耕作している農家に聞きますと、こういう面積の基準というのは何を根拠に、こういう乱暴な数字を出したのかなという答えがほとんどであると私は聞いているところです。やはり、もうちょっと現場の声を聞いて、しっかりした面積、そういうものを示すべきではないのかなと考えるところでございます。

そこで、我がまちの10年間の農林業センサスの推移を見ますと、平成12年に農家戸数は3,434戸あったわけですが、22年度、いわゆる10年後、調査したときには2,754戸、680戸が農業をやめております。そして農家人口も9,702人から5,901人、3,801人が農家を離脱しているということでございます。農家の高齢化率も70.8%と、国の平均の61.6%を大きく上回っております。

まさに農業労働力の低下にもつながり、また耕地面積も3,360ヘクタールのうち水田が約68%、2,280ヘクタールを占めておりますが、この10年間で445ヘクタールが減少。特に中山間地の農業生産条件の悪い農地を中心に耕作放棄地が増加傾向にあるという数字が出ておるわけですが。

こういう本町の集落営農、あるいは担い手の育成などで農地を守りながら進めてきておるわけですけど、非常に私個人は疑問を抱きます。今の現状から申しますと、集落によっては、過疎化と高齢化の進む地域では、もう限界に来ているんじゃないかという気がしてなりません。ですから、今度の地域農業マスタートップラン、こういう計画が示されているんですが、こういうことも踏まえての計画であると理解してよいのか、再度お伺いします。

#### ○町長（日高 政勝君）

今、計数的に述べられたところでございます。現実の農業あるいは農村の環境を見ますと非常に厳しいところがあるわけでございます。こういうことで現在、集落営農とか、あるいは担い手をいかに確保していくかというのが命題になっているところでございます。今まで地域農業の振興と活性化のために新規就農者、あるいはまた認定農業者の確保・育成、そして集落営農、これらについても推進をいたしてきておるところでございます。

しかしながら、全国的に農業従事者の高齢化の進行、今それぞれ述べられたとおりでございます。担い手の確保、耕作放棄地の解消等というのは、なかなか思ったほど進んでいないというのも現実ではないかと思っております。

このようなことから、国においては、地域の話し合いによりまして人と農地の問題を解消をするために、新規就農者の確保と農地集積について、今まで以上に手がたく推進をしていきたいというようなことで新しい事業がスタートしております。

これらの解消をめどに、こういった事業ができたわけでございますので、これですべてが解決するということもなかなか難しい面もあるかと思いますが、とにかく今のこういう現状を打破をしていく方策として、こういう人・農地プランというのを地域ごとに策定をしながら対応していくということでありますので、我がまちにおきましても高齢化率が70%という非常に厳しい状況になっておりますので、これについては真剣に各地域が取り組みをする必要があると思って

おりますので、行政としましても地域の皆さんと一緒にになって、この策定、そしてまた次なる実行の段階まで努力をしていきたいと思うところでございます。

#### ○桑園 憲一議員

集落営農、そういうことについても推進を図っているわけでございますけど、この集落営農は、地区あるいは地域外から入ってきた、いわゆる入り作農家、こういう方々がその地域に入つとつて問題を醸し出している、そういう現場もあるわけで、こういう入り作農家にとっては、また大規模農家もあるわけですが、しっかりと地域の人たちと打ち解けて、いろんな農作業、そういうものについての話し合い活動、あるいは協力体制、そういうところをやってもらわないと、この集落営農には、やっぱりそういうところが非常にネックになっているような感じを受けてなりません。

また、個人経営者あるいは家族経営者もおります。また、今まで担い手を育成するための認定農業者制度、こういうものも自治体によって進めてきておるわけです。その中で、日本の農業の経営形態というのは水田農業プラス果樹、あるいは畜産、いろんなそういうものとの複合型の経営体系がほとんどでございます。

また、しかも水田は1ヘクタール未満というのが全体の約70%を占めているという状況でありますので、国が今、新規就農者の若手45歳未満ですか、150万円の年間支給、準備型で2年間、あるいは軌道に乗るまで5年間出すというような政策も出ておるようですが。ひとり者の農業者であれば何とかやっていけると思いますが、とてもじゃないけど家族を養いながら、しかも、今の農業資材の高騰なんかを考えますと、年間150万円程度で農業をやるというのは到底無理であると、私は考えます。

農地を貸す側も、農地の相続が終わらないと、これもだめであるというようなこういう政策を、国はどんどん農家に打ち出してやっているようですけど。やはり、こういうところをしっかりと都道府県単位、あるいは町村会あたりで、やはり現場の声というものを、町長なんかはいろんな会があると思いますが、そういうところで議論をしたりして、これじやいかんがということで、国の方に政策的に提言をすると、そういう動きをするのも必要ではないかと思うんですが、町長は、その点についてどのように思われますか。

#### ○町長（日高 政勝君）

今回、農林水産省の新たな政策、昨年、一昨年からは、また農政的一大転換ということで米所得補償制度とか、新しくいろんな制度ができております。

現場の実態を、やはり、しっかりと伝える。そしてまた、本当にその政策が現場で生きていく、このことが一番大事と思っておりますので、このことについては日ごろから町村会の組織を通じながら、あるいは県等に対しましても、国に対しましても、そういう声はしっかりと伝えるようにいたしてございます。

とにかく地方の声を、やはり中央の段階でしっかりと受けとめていただいて、実効性のある政策というのが生み出される、このことが必要でございますので、このことにつきましては、単にこの農政に限らず、幅広く地方の自治としての考え方については、常に申し出をいたしているところでございます。

#### ○桑園 憲一議員

農家の現場、あるいはそういう農業者の声を、中央のほうにぜひ反映させて、しっかりとした地方の農業というものを考えていただくような提言をしていただきたいと思います。

今回、さつま町の農林業いきいきプラン、立派なのができて、基本計画ということで向こう5年間、平成27年まで示されておるわけですが、その中で、さつま地域農業管理センター、旧

町時代の5町でつくったセンターであるわけですが、農協が合併しまして、もう2年になるわけですけど、毎年、補助金を支出して運用をやってきておるわけですが、今回のこの農林業いきいきプランの中には、JAの広域合併により本町の農業管理センターの業務遂行が難しくなっているため、可能な部分における平準化を図る必要があるというふうに報告がなされておるわけですが。

やはり、厳しくなってからじゃなくて、毎年こういう形で支出をされておるんだったら、このさつま地域農業管理センターの業務内容とか運用状況ちゅうのは、年1回ぐらいは議会に対しても、やっぱり報告をいただきたいというものでございます。

今の現況がどうであるのか判りませんが、薩摩川内市あるいは伊佐市管内の農業公社があるわけですけど、これらの関係もあわせて、現在の運用状況で町長が判っている範囲でも結構ですので、お伺いしたいと思います。2市の関係は判らんというのであればいいですけど、うちの管理センターの状況だけでも判っている範囲で報告をいただきたいと思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

さつま地域農業管理センターの運営状況でございます。例年、補助金を支出をして、議会でも、そのたび審査をいただいておるところでございますけれども、現在の状況について申し上げますと、内容的には農作業の受託が中心でございます。水稻を中心に耕起、肥料散布、田植え、防除、収穫等の作業でございます。

平成23年度の実績につきましては、ワンセット委託が2.2ヘクタール、耕起から整地が15.1ヘクタール、田植えが9.7ヘクタール、収穫が6.3ヘクタール、もみの運搬が47.6ヘクタール、防除が25.5ヘクタール、その他としまして肥料散布とか土壌改良資材の散布とか、あるいは深耕、ゴボウ作業とか草刈り、除草剤の散布、稻わらの梱包、こういったことが11.9ヘクタールございました。収穫とかワンセット委託につきましては増えておりますけど、それ以外については減少になっておるようであります。

さつま町が、この農地利用集積円滑化団体として農協さんに、いわゆる管理センターに委託をしてもらっておりますけど、薩摩川内市とか伊佐市の場合は、農業公社があるもんですから、直接こういうことでできているわけですが、農地利用集積円滑化団体としての管理センターは任意団体ということありますから、いわゆる員外利用の関係上、利用権設定での農地の貸し手が農協の組合員でなければならないというふうに限定をされますので、この辺に問題が生じてきております。

将来的には、どうしてもこのままの姿では、同じ北さつま農協に伊佐市と薩摩川内市は農業公社があつて、さつま町は管理センターのままであること自体が、将来的にいろいろ問題が発生します。どうしても、やっぱり農業公社の設立については必要なものだというふうに考えているところであります。

こういう状況でございまして、平成23年度の利用集積面積というのは、44件で約8ヘクタールございました。また、平成24年度は11ヘクタールを集積する計画になっております。

今後の北さつま農協の管内の公社のあり方等については、薩摩川内市の農業公社、伊佐市の農業公社、協議を行う必要が出てくるのではないかと思っているところでございます。今のところは、それぞれの公社のほうで、それなりの事業をやっておられるようでございます。この辺については、また将来的なこととして、どんなふうになるか今後、検討が必要になってくるかと思っているところでございます。

とにかく、さつま町については、農業管理センターから農業公社へ、早い機会での設立というのが望まれているということでございます。

## ○桑園 憲一議員

私が質問したのは、JAが広域合併して2年経つわけですので、JA側のこういう広域合併をした中に2市1町が入るわけですので、川内あるいは伊佐は公社を持っている、うちは管理センター。しかも、向こうはソフトもハードもやっている。うちは、どっちかというとハード的なことしかやっていないと。やっぱり、そういうところもしっかりと市町間で、あるいは農協を中心に話し合い、そして今後の公社のあり方というものを早い段階で打ち合わせ、あるいは協議をする必要性があるんじやなかったのかなと感じるわけでございます。これについては同僚議員が、あとでまたお尋ねするかと思いますので、その程度でとめますが。

町長は、水田や畠地農業による作物での農家の所得を上げるために、6次産業化を推進しなければならないということを常日ごろから言っておられるわけですが、行政、農協、あるいは生産者団体などを含めて今、組織されておりますさつま町農林技術協会、こういう中で連携推進を図っているわけですけど、これに入らない、いわゆる独自の地域おこしグループが町内にあるわけでございますが、この方々は自分たちで特産品を開発し、そして商品化して、売り込みに一生懸命頑張っている団体でございます。

こういう方々に対しまして援助あるいは手だて、あるいはこういう方々を把握して意見交換ということを、ぜひやっていただきたいと思うんですが、町長は、これについてどう思っているのか、お伺いいたします。

## ○町長（日高 政勝君）

本町の農産物、四季を通じて豊富なものがさまざまあるわけでございます。第一義的には、市場に出て、それなりの所得を上げていただくということになりますけれども、この市場に出した以外の、規格外と申しては何ですが、かなりの量があるということですので、これをやっぱり何らかの付加価値をつけて、さらに所得の増大を期していく、このことが農家の皆さんのためにいいことになるかなと思っております。

6次産業化の今の時代、いい言葉で言えば、そういう方向性というのは大事かなと思っているところでございまして、これまで、いろんなこういったグループの皆さんにも呼びかけをしてきているわけでございます。さつま町雇用創造推進協議会、昨年の12月に立ち上げましたけれども、先日、これが主催しました農商工連携研修会におきましても、参加者の方々と意見交換を持つ機会がございました。

とにかく、このような考え方をお示しをしながら積極的に取り組んでいただきたい。このことについては、また町のほうでも、それなりの町単での支援を設けておりますし、そしてまた規模がそれぞれ大きくなりますと県の事業、あるいは国の事業も導入できますよということまで言つておりますので、そういうグループの皆さん方とは、常にいろいろ話し合いを持っております。

さつまフェスタの参加者の皆さん方がたくさんいらっしゃいますけれども、これまで、それが済んだあと交流会という形で意見交換の場を持っておりますし、そしてまた先般、鹿児島中央駅でのさつま町の特産品祭り、出店者の反省会、こういったこともございますので、機会があるごとに皆さんとは話し合いもいたしているところでございます。そして、さらに事業展開が図れるようにしていただきたいというようなことも申し出をいたしております。

そのほか、いろんな機会に出店をしていただくわけでありますけれども、やはり出店に当たりましては出店料とか、旅費は当然、本人負担でございますけれども、出店のブースの確保については、町のほうで確保しながら、こういう出店者の皆さん方の軽減を図ったり、出店をしやすい機会を設けているわけでございます。

今回また、大阪の京セラドームのほうで、「関西かごしまファンデー」というのがございます

し、そしてまた、いろんな機会、あちこちありますので、できるだけたくさんの方々が参加をして、そしてまたいろんな商品開発をやっていただく起業グループの育成というのが非常に大事かなと思っておりますので、これからも今、御意見にありましたとおり、いろんなグループとの話し合いをしながら、さらに前進する形での取り組みをしていきたいと思っておるところでございます。

#### ○桑園 憲一議員

こういう質問をなぜしたかといいますと、私も観光協会の理事として、昨年の2月、東武百貨店のほうで開催されました大鹿児島展、売り場で11時間という労働の中で、理事研修ということでこれに参加したわけですが。

出店をしているけど責任者がいなかった。それについて、買い物に来た人からの質問を受けて我々が説明ができない部分、非常に困る面があったわけでございます。やっぱり、自分たちで努力しながら、こういう出店に参加をされるわけで、やっぱり旅費的な面で厳しいのか、あるいは体力的に続かないのか、そこあたり詳しいことは把握していないんですけど、できる限りの本町の特産品、あるいはまちのPRにもなるわけで、できるところはしていただきたい。そしてまた話し合いの場を、ぜひつくっていただきたいと思います。

今の、こういう時代の中で、流通関係についてはTPPの問題で、日本の農業は非常に変革の時代に直面いたしております。本町の農林業振興の基本計画として位置づけられるさつま町農林業いきいきプランができまして、今後5年間、これをもとに活用されるということは、農業者にとっては大いに期待をしておりますし、また、並行して今進めている地域農業マスターplan、いわゆる人と農地のこういう計画ができ上がりますと、非常に本町の農業振興が生かされるということで期待をして、終わりたいと思います。

それから、青少年を対象にいたしました語学研修のことですが、教育長のほうから、宮之城中学校で2名が米国に行っていると、それから、高校生で昨年、私立高校ですかね、3名がアメリカのほうに行っているというような報告があったわけですが、しかも、この中には、宮之城中学校が県内の英語の大会なんかで2位に入ったと、それから、検定で2級を取っている生徒もおるし、また準2級ですかね、5名取っていると。英検の2級といいますと、もう高校生クラスの英語の力をつけた生徒が合格するような結果でございます。

こういうのを考えますと、今の国際交流の時代にふさわしく未来に向かって進む子供たちが、このさつま町に住んでよかったです、あるいは町のために将来は役に立つ仕事、お返しをできるような仕事につきたいと、あるいは、ふるさとを考えて立派に成長をする子供たちに町民がエールを送るということで、こういう語学研修に参加をする生徒、優秀な生徒になろうかと思いますが、成績優秀で、海外に研修に行く場合の旅費、こういうものに町で何らかの形で少しでも援助する、あるいは補助制度を設けるというようなことを考えていただきたいと思うんですが、町長の率直な見解を再度お伺いします。

#### ○町長（日高 政勝君）

先ほどの6次産業化の関係でございますけれども、町内の農産物を活用し加工を目指す方々、既に農産加工を行っている個人、あるいはグループ、そして農産加工品の流通、販売にかかわる方々、こういった方々を対象にしまして、仮称ではありますけど、さつま町農産加工懇話会というものを近く設置をしたいと思っております。その中で情報交換とか、いろんな試作をして検討を行う、こういったものを設けまして、農林業者等の総合的な所得向上を目指していきたいと思うところでございます。ちょっと、つけ加えさせていただきます。

それから、青少年を対象にした語学研修制度の設置についてでございますが、町単の研修制度

を設置する考えはないかというようなこと等ござります。

先ほどもございましたとおり、町内の生徒の中でも自主的にそういった語学研修、海外研修に行っていらっしゃる方もいらっしゃいますし、英検の2級を宮之城中の方が1名とか、準2級を5名、宮之城中3名、薩摩中2名が取っていらっしゃいますけれども、非常にすばらしいことだと思っております。

とにかく、そういった機会をやっぱり設けていくことが大事かと思いますが、将来、国際交流社会の中で活躍して、郷土の発展、振興に寄与していくような子供の有為な人材を育成することというのは、町の行政の中でも非常に重要な課題の一つということを考えまして、今回の基本計画の中でも人づくりをキーワードにいたしておりますし、私のマニフェストの中でも「子ども健やか育成宣言」という形で、いろんな施策を展開をいたしているところでございます。

今、グローバル社会ということになっておりますので、これからはやはり広い視野を持った子供たちの育成というのは、何よりも大事なことじやないかと思っております。国際人としての語学力につけることというのは、本当に大事なことでございます。まず、在学する学校の教育活動の中で語学力を高める必要があると考えております。それぞれの学校の授業の充実等を図ってもらおるところでございます。

町としましては、現在、その授業等のさらなる充実が図られるようにということで、特に英語の時間等で外国語指導助手、いわゆるALTを町単独でアメリカ人二人を招致をいたしております、町内すべての学校に派遣をして授業のチームティーチングによります指導、あるいは総合的な学習の時間での交流活動などで語学力の向上等に貢献をしてもらっているところでございます。

また、経済的な理由などによりまして進学等ができない生徒におきましては、故郷の温かさを感じて学業に専念できるようにするために、御存じのとおり、語学力ばかりではございませんが、豊かな教養、知識をつけられるように、高校、大学等の就学のための奨学金制度を創設をしているところでございます。

御提案の、故郷にさらに帰属意識を持たせるための語学研修に対する補助の制度でございます。現在、外国語の力につけるため、外国語指導助手の、今申し上げましたALTの、町単独での招致をいたしておりますので、こういったことを中心に、さらにまた奨学金制度のこういう関係もやっております。

私も、とにかく、これからは、やっぱり国内にとどまらず、海外まで行って広い視野を持つ、こういう機会というのは非常に大事と思っております。まずは国内、足元の国内をよく知る、このことが第一義的にはあろうと思っております。

先ほどもありましたとおり、友好交流のそういう町もありますので、そういう気象風土の違ったところでの、学習をする、体験をする機会、そういうことも大事でありますし、そういったことを踏まえながら、こういう時代に入っておりますので、やはり海外へのホームステイですかね、先ほどありましたような機会もあってもいいのではないかと思っております。

そういうことを含めまして、国内、国外、学生に限らず一般の方も、できたら、そういう機会の基金でも創設してやっていけたらなど、思いは持っておりますところでございます。これについては、また次期の新たな政策として考えていく気持ちはございますので、御理解をいただきたいと思っております。

## ○桑園 憲一議員

本町の中には、外国語を教えている民間の塾が2カ所あると聞いております。町内あるいは町外を問わず、小学生からその塾に来て勉強をしているという実態がありますので、ぜひ前向きに

検討をしていただきたいと思います。

また、本年度からは学習指導要領の改訂によりまして、すべての小学校にALTを月1回程度派遣し、外国語の授業が図られていると聞いておりますので、ぜひ前向きに、そういう人づくりという観点からも、そしてまた県内の他の自治体においても、いろんなところで中学生、あるいは高校生の海外との交流、あるいは児童生徒の交流が盛んに行われておりますので、我が家でも、そういう国際化社会の中で立派に育っていけるような子供を育ててやってほしいと思います。

どうか、町長、ぜひ前向きに検討されるよう要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、15番、桑園憲一議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね10時45分とします。

---

休憩 午前10時36分

---

再開 午前10時45分

---

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、5番、川口憲男議員の発言を許します。

[川口 憲男議員登壇]

○川口 憲男議員

さきに通告いたしました農業の6次産業化について、町長にお伺いいたします。

新たな特産品開発、施設整備、販売先確保等の支援が講じられております。現状では、姿が見えてこない状況もうかがえます。農家所得を向上し地域の活性化を図るには、さらなる施策を講じるべきではないかと考えます。

また、さつま地域農業管理センター運営協議会の公社化の研究・検討が打ち出されたが、内容は。そしてまた、公社が果たす機能に特産品開発、加工施設、販売指導等が考えられるが、これらの検討が進んでいたのか。薩摩川内市、伊佐市ではJAが主体と聞いております。

農家所得向上には、生産品の収量の増、高額の売り上げ等は不可欠であります。それだけでは所得向上につながっていかないのが現状です。6次産業化の確立を推進し販売促進を図ることが、私は必要と考えております。

本町における農業の6次産業化の現状と課題、さつま地域農業管理センター運営協議会の公社化について、どのような研究・検討がなされたかについてお伺いいたします。

1回目の質問とします。

[川口 憲男議員降壇]

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

最初に、本町における農業の6次産業化の現状と課題についての質問についてであります。

これまでにも6次産業化の現状につきましては少し述べてまいりましたけれども、昨年の3月から、いわゆる6次産業化法が施行されたところでございまして、国あるいは県におきましても各種事業の実施によりまして、その事業推進が図られています。

また、本町におきましても、昨年度から、農産物加工施設の整備にかかわります補助事業を創

設をいたしまして、農林産物の6次産業化に向けた取り組みに対し助成事業を実施しているところであります。23年度の助成実績といたしましては、県の単独事業によりまして町内の1農産加工グループが自宅のガレージを改装し、農産物の加工施設の整備を図られたところでございます。なお、町の単独事業におきましては、3農産加工グループが厨房の備品等の整備を図っていただいております。

本年度、新たに地域雇用創造推進事業のメニューの中で、農産物加工グループの育成セミナーというものを開催をいたしております。この中で、地域活性化プランナーあるいは地域ブランドアドバイザーとして、全国で活躍をされている方々を講師にお迎えをしまして、講演会、あるいはセミナーの開催をしているところであります。

先般も行われたということで、先ほどもお答えしたところでございまして、このような取り組みを重ねていくことによりまして、6次産業化のさらなる推進を図りまして、さつま町の新しい特産品の開発が進んでいくことを期待をいたしているところでございます。

先般、博多の駅前のホテルにおきましても、約240～250名おいでいただいたということについては、議会の冒頭にも説明いたしました。その中でも、新しいメニューとしましての作品も提供しながらPRを行ったわけですが、非常に好評をいただいておるところであります。

また、料飲業組合というのも、今までなかったんですけれども、これも立ち上げていただきましたので、そういう組合の中でも、そういった特産品の開発についても取り組んでいただくよう、お願いもいたしておりますとございます。

明日13日におきましては、町内の花卉農家が、いわゆるプリザーブド加工技術部門におきまして国の6次産業化計画の認定を受けられましたので、認定証の交付式が本町において開催される予定であります。

認定後におきましては、国の6次産業化推進整備事業によりまして、農産加工販売施設等の整備について助成を受けられるということでありますので、今回のことによりまして農業改良資金の特例適用とか、あるいはスーパーS資金の融資も受けられるということでありますので、販路開拓についての支援をやっていくということであります。こういうことで、今後も事業の展開がますます進んでいくことを期待をいたしております。

課題としましては、農業者の農産物の生産だけでなく、加工、販売まで行う労力、時間、加工技術の習得、施設整備、保健所の許可、こういったことがございますので、相談先であります県の農業開発総合センター、6次産業化サポートセンター、こういったところを活用しながら関係機関一体となって、この課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今後も引き続き地域雇用創造推進事業によります講演会の開催、優秀な加工グループの研修視察等を実施しながら、新たな特産品の開発に向けての取り組みとあわせまして、施設の整備、販売先の確保、こういったことも含めて一体的な支援を進めてまいりますつもりでございます。

2番目のさつま地域農業管理センター運営協議会の公社化についての問題で、どのような研究・検討がなされているかということでございます。あわせて6次産業化の関係もお尋ねでございましたけれども。

さつま地域農業管理センターの公社化につきましては、先ほどもお答えしましたところでございますが、まず、検討されておりますさつま地域農業管理センターの公社化の設立の趣旨と目的というのは、1点目としましては、さつま地域農業管理センターで現在実施しております農地利用集積円滑化団体が任意団体でありますことから、員外利用の関係上、利用権設定の農地の出し手が農協の組合員でなければならないという条件が生じているために、これを解消する必要がございます。

2点目としましては、北さつま農協の合併によりまして広域化し、管内2市1町とのかかわりの中で農業公社と任意団体である管理センターがありまして、将来的には事業推進を進める中で農作業の料金の差異がございますので、そういうことが生じますと、同じ農協の組合員でありながら不均衡が生じるということがあります。

それから、3点目としまして、将来的に公社の統合の必要性が生じた場合には、公社として迅速に対応できる体制を整えていく必要があること。これについては、それぞれ歴史がございますので、また将来のことだと思っております。

今、公社化の関係につきましては、23年の5月にさつま町農業公社設立検討委員会を設置をいたしまして、県内の6カ所、西之表、日置、志布志、種子島、薩摩川内、伊佐の先進地の取り組みについて研究調査をしてきております。

これにつきましては、運営上の会費の関係とか運営補助金とか事業種目、事業種目の中で、先ほどもありましたとおり、やはり、どういったものをして経営的に運営がなっていくかということも、当然として考えていく必要があるかと思っております。そのほか規模、役員体制、収支の実績とか農協とのかかわり、公社化後のメリット、デメリット、担い手支援の関係、農地集積の関係、こういったこと等を手順よく進めていきたいと思っているところでございます。

事業の内容としましては、今までの管理センターと同じく、農作業の受委託事業は当然としてやらなければならないと思っておるところでございますし、国が進めております担い手の農地利用集積円滑化事業の関係、それから新たに新規就農者等の研修等の事業、そのほかの目的達成のための必要な事業ということになろうかと思っております。

事業収益につながるような事業の展開ということも、当然として考えていく必要がございます。これらについては、さらにまた詰めの必要があるかと思っているところでございますので、こういったこと等については煮詰まり次第、議会のほうにも説明をする機会があるかと思っているところでございます。

〔町長　日高　政勝君降壇〕

#### ○川口　憲男議員

今、町長の種々説明、答えをいただきました。

まず、6次産業化における加工施設の件で、ちょっとお伺いいたしますが、今、23年度に県単独事業を1件され、それから町単独3件の方が施設的なことをされたということですが、このことが町長、町民の方、いろんな方が、このあと申し上げますけれども、いろんな加工に、先ほど桑園議員からも出ましたけれども、重点品目にはない作物で生産しながら頑張っていらっしゃる方がいらっしゃるんですが、こういうような方の中で、やっぱり、こういう県単独事業、それから町単独事業は周知されていますけど、その補助率を含めて、もう少し、こういう6次産業化を進める中では、町の施策をもうちょっと拡充する必要があると私は考えているんですが、町長は、その辺のところをどのようにとらえておられるのか。

#### ○町長（日高　政勝君）

私が就任をさせていただきましてから、新たな取り組みとして農業の活性化、農家所得の向上という意味合いから6次産業化という形の提唱をしながら、そういう加工グループの育成、支援、あるいはまた、製品をつくった暁には、いろんな物産展に一緒になってPRしていく、販売に行っていただく、鹿児島であれ北九州の博多であり、あるいはまた岡山であり、大阪であり、東京と、そういう形で一緒になって販売のほうに行っていただいております。そういうことで、緒についてまだ日が浅いわけであります。

この辺のいろんなセミナーにいたしましても、いろんな加工技術の研修にしましても、町内に

お知らせ版で、すべてお知らせをしながら、関心のある方々については、ぜひ参加をして、そしてまた、グループなりあるいは個人でも取り組んでいただくように啓発をいたしておるところでございます。

その呼び水としまして、国の事業、県の事業もありますけれども、一挙にはそこまでいかないでしようから、やはり町単の中で、できるものについては支援をしていきましょうということで補助制度のほうを創設をいたしたわけであります。やっぱり保健所の許可というのが当然必要でございますので、そういうふさわしい設備の改善とか、そういうことも必要でありますし、加工に必要な備品類も必要でありますので、そういうようなところの支援を、十分とは言えませんけれども今、そういう助成制度を創設したといういきさつがございます。

おっしゃるとおり、まだまだ十分な状況とは言えませんけれども、先ほども桑園議員からありましたとおり、どういうものを利用して、どういうものを加工して販売をしたいかということについては話し合いをしながら、それに適確に対応していくことが必要ではないかと思っておりますので、その辺を十分お聞きした上でないと、ミスマッチが出たって予算の効率的な執行にならないと思っております。

そういうことで、今後さらに、先ほど申し上げました懇話会なるものも設置をするようにいたしておりますので、そういう御意見も聞きながら適切な支援策というのは、また考えていくことについているところでございます。

#### ○川口 憲男議員

施設あるいは販売加工、その面について、もう少し検討していくという答弁をいただきました。

まず1点目に、町長、例えばいろんな、先ほども申し上げましたけれども、重点品目でない作物を生産されながら、それを少しづつ拡大していく中で、どうしてそれを販売までつなげるかということになりますと、独自に生産者の奥様方が、当初は一人でこういうふうにしたらどうだろかとか、ゴボウの例えれば酢漬け、こういうような加工はどうしたほうがいいのだろうかとか。

あるいは、今、私が一番気にかけているのが、ショウガのつくだ煮といいますか、そういうのを今していらっしゃる方もいるんです。事実、ショウガはうちの重点作物にもなっておりません。生産者が徐々に増えつつはあるんですけど、以前にもありましたけれども、なかなか販売ルートが確立しないためにここまで伸びんかったのが、また再度、今、頑張っていらっしゃる方がいらっしゃいます。

その方々もおっしゃるのが、やっぱり、町長がさきに申されましたように、2次加工をどうするかということ、6次産業化をどう図っていくかと。先般、私も、農場だったんですけど、申し上げたのが、先ほど町長が申されたように、まず生産者がそういう作物をつくり、市場とか、あるいは農協を通じていろいろなところに出される、あるいは直接取引で農産加工のところに出される。その数量は限られている。ちょっと傷があったり、虫が食っているとかいろんなのがあればB級に落とされてしまう。

さて、そのB級をどうするかということが、私はこの2次加工であり、6次産業化であると思っています。これを今、奥さん方が農業大学校まで研修に行かれたりして、その開発ができないかということをされとります。

その中にあって町内に2カ所の加工施設、効率的なのがあります、鶴田と薩摩に。鶴田の状況をとってみましても、非常に効率がいいという表現でいいのか、あるいは、もう少し工夫が必要というほうがいいのか、360何日の稼働日数になっております。

その中で、そういう新しい方々が、そういうところに行って、独自にそこを使って勉強するという状況に、私はないと思います。そうしたときに、今言いました、外に出る、農業大学、ある

いは、いろんなところに行く、そういう現状にあります。こういう町の公的施設の運用がもう少し、そういう方々にできないのか。

例えば今、カボチャが相当増えります。カボチャの生産農家が、昨年からしますと、ことしも相当増えります。また、これも同じように、規模がどんどん増えていけば、それをどうするか。農協に共販で出す、あるいは市場に出すということであっても、相当品質的に、値段的に落ちてきます。

今のところ、聞いたところがびっくりするぐらいで、これがカボチャをつくられる全農家にいっているのかなと思いますけれども。やっぱりそうなったときに、カボチャをいかにして2次加工するか、6次産業化していくかということは、農家の努力ばかりじゃ、ちょっと私はできないと思います。

そういう意味で、町の2加工施設、あるいは今、区の公民館、コミュニティーセンターが、非常に機能的にも、それから調理場もきれいになって、保健所の許可を取るだけでそういうものができるような施設になっています。

地区公民館のほうは限定があったりして非常に厳しいところがあるもんですから、できないところがあるんですけども、やっぱり、ここあたりまで町がちょっと踏み込んで、加工の勉強ができないか、保健所の許可を取れないものか。

また、そういうことをすることによって、その地区の集落営農でなくても、地区営農といいますか、そこで生産されたものを、そういうところはその地区で加工、あるいは、いろいろな研究がなされるんじゃないかと思いますけど、そういう考えは町長はお持ちでないのか、町の加工施設のもっと効率化を含めて、お答えいただきたいと思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

現在、町の施設として、鶴田、薩摩のほうにありますて、最近、そういう熱意がありまして、従来の加工グループが、もう目いっぱい使っていらっしゃるというようなことで、なかなかあきが出ないというぐらい行っておられるようあります。

こういう現状をお聞きしましたので、今まで休館にしておりました日がありましたので、そこについては改めて解除をして、そういう新たな人が使えるような状況にいたしましたし、使用料の関係につきましても、若干の見直しもいたしたところでございます。そういうこともありますし、またいろんな備品の関係等につきましても不足の点もありましたので、その辺も、ある程度は整備もいたしております。

まだまだ、町の施設だけでは十分ではないと思っております。場所が遠かったりとか、いろんな問題もあるようありますから、できたら公民館の中にそういう調理場的なものがあって加工でも、研修の場であれば、そう問題はないと思うんですけども、具体的に、そういう加工品までつくり上げるとなると、そういう衛生的な設備ということになりますので、そこまで発展的にやっていきましょうというグループができて、こういうものに取り組みたいということであれば、私の考え方としましては、そういう整備については、今後ある程度考えてみてもいいのかなと思っています。

6次産業化がさらに発展をするという意味合いでは、やっぱり、そういう場所の問題というのが一番だと思っておりますし、備品も必要ありますので、その辺は今後の推移状況を見ながら、地域の皆様方の意欲を出していただければ、当然として考えていきたいと思っております。

#### ○川口 憲男議員

町長、これは町長のところでなくとも担当課でも、周囲を見ていただければそういうのに適當かどうかということは判ってくるし、先ほど距離的なところもあって、この公民館が使えないか

ということになれば、地区の館長なんかとも話をすれば済むことじゃないかと思いますので、やっぱりそれを進めていくには、その方向がいいんじゃないかと思います。

私も、今ショウガのことを申し上げましたけれども、ショウガの方々も、もう要望は尽きないんですけれども、こういう方々、農作物をつくられる方にも、災害じゃないんですけども、自助、共助、公助という意味がありますけど、まず自分たちが製品をつくって、いいものをつくっていく、その中で、2次加工とか6次産業化のどういうことをしていかんにやいかんかということを、まず生産者の方々も勉強してくださいと。

それによって、例えば加工室が、今申し上げましたように町の施設を使えるか、区の公民館がそういうふうにして使って研究ができるか、そこあたりをしていただきたいと。そういうことによって、それが発展していきますと次には、今度は生産者同士が、先ほど申し上げましたけど、ショウガなり、あるいはカボチャなり、そういうグループの方々が5～6人集まって、それをほんなら製品化するために我々はどうしましようかとか、共同出荷とか、あるいは、先ほど東京のイベントとか、いろんなところに、この方が代表で行って、ないかいしませんかと、また販売、製品開発に県の振興局なり、あるいは行政の農政課なりがいろんなことをしていただく。

先ほど町長も申されましたけれども、セミナーも行っているということでしたから、そこあたりが的を射て、その人たちにマッチするようなところもしていかなければならぬのではないかと思います。それが、私は共助のあれじゃないかと思います。

そういうことをしていって、例えば中央駅前でイベントをしたとか、いろんなところにイベントを持っていきましたよと、近畿のさつま会にも持っていましたよち、いろんなイベントがあるんですけど、そこあたりに販売をする、あるいは開発したものをどんどん外に出していくとなれば、行政、あるいはJA、普及所、いろいろなところの手助けをいただきまして、そこに量的にどれくらい出せるかということまで進んでいくと思うんです。

私はそのように考えて、やっぱり農家の方々もちよつと努力といいますか、やっぱり自分たちがつくった作物の中から、逆に言えば、2次加工、3次加工で利益を上げてくださいというようなことも訴えたりするんですけども。

こういうような考え方で、やっぱり行政のかかわり、あるいは、そういう施設のかかわりが大事になると私は感じているんですけども、町長は、今の私の質問とか、いろんなのを聞かれて、どういうふうにとらえられましたか。

#### ○町長（日高 政勝君）

農家の皆さん方が、第一義的には立派なもの、品質の高いもの、安全なものを生産をする、そして消費者の皆さん方に買っていただく、このことが一番大事かと思っておりますが、なかなか、この市場以外の品物がかなりあるということありますので、もっとそれに加工を加えて付加価値をつけたら、また新たな商品として出せると所得にもまたつながっていくというふうに考えておりますので、そういう形のシステムができれば非常にありがたいということです、推奨をいたしているところでございます。

農家の皆様方が、第1次で終わるんではなくて、2次までやっていただければ本当ありがたいと思っております。品物によっては1次で完結するものもありますけれども、品物によっては、さらに手を加えることによって、さらに付加価値が高まって、消費者に好まれる品物になっていくということになろうかと思っておりますので、そういう意欲は非常に大事かと思っているところであります。

#### ○川口 憲男議員

町長、あなたがわ営農組合のことが新聞にもいろいろ取りざたされてといいますか、すごく高い

評価を受けられて、小麦の生産をされて、そして、県のパン工業協同組合ですかね、学校給食のほうにもそれを回されるということが現在では進んでいるみたいです。

しかし、その小麦の生産にしても、試行錯誤で10年かかっていらっしゃることが現実に出ていますよね。ですから、いろんなこういう農作物については、きょうつくったで、あした製品になるちゅうもんじゃなくて、やっぱり、そこには試行錯誤があって、3年、4年、長いもんじゃ5年かかるんじゃないかなと思います。

先ほど、意識的にこういうようなことを進めたらしいということを考えているということをおっしゃいました。まず小さなことから始めよ、「先ず魄より始めよ」という言葉があります。まず、町長が感じられて、こういう長年かかる分については早い時期にいろんなことをしていかなければ前に進まないんじゃないかなと思いますが、そこあたりの考え方はどうですかね、町長。

#### ○町長（日高 政勝君）

あながわ営農組合というのができまして、いわゆる集落営農的な組織でありますけれども、そこが中心になりますて、やっぱり、ある程度この収益を考えていかないと将来的に難しいんじゃないかなということで小麦をつくられるということになっております。一部、個人でやっていらっしゃる方と一緒にになって、この取り組みをされているわけですが。

県のパン工業協同組合としましても国産の小麦を活用したいという気持ちがありまして、こちらのほうに相談があったということになっておりまして、私も直接、その時点でもお会いして、お話を聞かせていただいたわけですけれども。

この佐志の場合も、県の事業を早くから取り入れてやっていらっしゃるんですけども、なかなか排水の機能がよくないということで、いわゆるシートパイプ工法のあれも導入をしながら進めておりますけれども、やはり水田裏の活用となりますと、そういった排水対策の問題も一つの課題になっておりますので、これについては全町的に、そういう必要な地域は、今は中山間事業なり町単でも進めているところでございます。

おっしゃるとおり、新しいものをつくってヒット商品になる、あるいは特産として定着をしていくとなると短期間にはできない、長期のスパンで考えなければならぬということがありますので、これはもう、いろんな工夫が必要かと思っております。デザインであったり、あるいは品質、味、いろんなことが総合的に兼ね合って、消費者の口に合って初めて出せるというようなことがありますので、やはり、これは長い目で取り組む必要があるかと思っておりますので。

やはり私、就任をして3年ですが、そうなってから始めたことでありますので、それをさらに定着をするためには、やはり行政の側としましても、いろんな関係機関と連携をとりながら、こういう人たちがもっともっと研究に取り組んでいただく。そしてまた、新たな人たちも起業する、そういう精神を培っていただく。このことが引き続き大事かと思っておりますので、その辺は長期の期間の視野の中で、この取り組みを進めていきたいと思っております。

#### ○川口 憲男議員

町長、全く同感で、長い期間かかることですから、それを1年据え置き、2年据え置きとしていけば、どんどん話が進まないわけです。それでまた町長が、これはトップダウンといいますか、ただ各課に指示をされて、ちょっと地域を見て回ってどう思うかとか、どういう状況かということを調べるだけで、それが進んでいくんじゃないかなと思います。

私もショウガを申しましたけれども、ショウガの方々は非常に今、熱心です。月に2回ぐらい会合して、販売経路やら2次加工、あるいは6次産業化をどうするかということで非常に苦慮しております。その中で農業大学校まで奥さん方が行かれて、いろんな商品開発をどうしたらいいかということを進められております。私にも、ちょっとお願い的なのが来たんですけれども、

もう一つ加工施設をつくらんと、鶴田の加工施設があくのを待つちよつたら研究なんかもできないよねと。

当分は我が家調理場でしてくださいといふようなことをお願いしているんですけども、ある程度確立できて商品化につなげると思つたら、町に申請してくださいといふことで申し上げているんです。

それとまた、ちょっと話が6次産業化から飛びますけれども、ショウガの種、これを今、関係の業者の方々から仕入れていると、6人、7人でしたかね、いらっしゃるんですが、その量が莫大なもので、自分たちでその種を確保していくには保冷庫が必要なんだと、そこあたりはどうなのかということでしたので、それはまた担当課のほうにも足を向けて、そこに出向いて実情を聞いてくれと、また、農家の方々も直接言ってくれということを申し上げります。

先ほど答弁いただきました、長い目で見た活用策ですかね、ぜひ実行をしていただきたいと、特に要望します。これにジャガイモの方も、あれは土の微生物による害ですかね、こういうことでちょっと欠けたのが、いろんなところに出せないということで頑張っていらっしゃる方もいらっしゃいますけれども。

やっぱり、地域を見たらいろいろなところでそういうふうにして生産をし、次に何に持つていくかという努力の方がいらっしゃいますので、その重点作物以外でも、そういう方があるということで、先ほど農林技術協会というのがありましたけれども、そういう方々は、ぜひ地域を回っていただきたい、農家に足を踏み込んでいただきたい、そういうことを物すごく感じます。

ちょっと、手前ごとで申し訳ないんですけども、私も桃をつくりまして20何年になります。災害を受けましてから、また少しづつ始めたんですけども、桜島町から電話がきました。桃についての情報を教えてくださいちょうど、薬品消毒とか、いろんなことを教えてくださいちょうどをおっしゃいましたけれども、私は技術者ではないのでそこまではできませんけれども、農協に、あるいは改良普及所に聞かれたほうがいいんじゃないですかちゅうたら、改良普及所から聞いたら、おたくに聞いてくれということで、どう答えようもありませんでしたけど。

そのように、やっぱり職員の方々ももう少し地域に足を運んで、そういうところを見ていきたいと、要望をこれだけはします。

6次産業化は、さつま町にとつても命題です。これをすることによって地域の農業が潤うことは、町長もそこは希望されておりますから、所信表明、あるいはいきいきプランの中にも、それは明記されてございます。文章化することは簡単ですけれども、それを実用化することは非常に、町長、難しいと思うんですけども、そういう農家がさつま町内にもいっぱいあるということを知つていただいて、活用していただきたいと、動かしてほしいと思っております。

そのところで、南高梅の加工を今、さつま町でして次第に盛り上がりがありまして独自の製品ができるようになっています。例えば、町長、その南高梅が、さつま町内でどれだけ消費されているかということを調べられた経緯があるか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

#### ○農政課長（平田 孝一君）

薩摩西郷梅生産組合のほうで、これまで生梅といいますか、1次加工が主だったんですが、ことしから新たに2次加工までやって、販売面までということで取り組まれております。そういう中で、現在、町内のそういった梅の消費ですけれども、200グラムパック、300グラムパック、そういう形で、直売所、それといろんな物産展、そういうところでいろいろ積極的に販売をされておられます。

ただ、ほかにも町内にもそういった梅の業者もおられますし、あるいは、やはり和歌山あたりから、どんどん鹿児島にも入ってきてるのが実情でございます。ですから、やはり梅生産組合

とされても、何とか地元でそういうものをできるだけ売っていきたいということで、そういう2次加工まで本年から取り組まれておりますので、私どももできるだけ支援していきたいというふうに思っております。正確な数字は、済みません、押さえておりません。

○川口 憲男議員

町長、この前、梅生産組合のほうが新たな組織になりました、今、課長が答弁したように、今から町内にも向けて、直売所等へ行けばありますけれども、それを拡大していくという話の中です。

私も、いろんな生産物、加工品を、まず地元がいけん使っているのか、地元の食材にどういうふうにそれを利用されているのかということもいろいろ各家庭の方に聞くんですけれども、小学校前半、あるいは保育園生の子共さんがいる方に聞きますと、朝1個でも梅を食べて行きなさいよとか、夕方でも梅を食べなさいよという方は、まずいらっしゃらないと、そして食卓にそれが、まずないということを聞きます。

先ほどの議員の一般質問のときに、青森のこともありましたけれども、町長も「鶴の里あるじや」を見学されましたが、いろんな加工施設を独自で公社化されてやっています。私も、あそこと同等にいけとは申しませんけれども、あれに近いぐらい、一番手っ取り早くいけるのが、今、うちでやっているのは梅じゃないかと思います。

町長、我々もですけれども、梅はさつま町の特産品ですちゅうことで、500グラムパックがありますけれども、うちの特産品ですといって持って回られる方が、私を含めて、全くいらっしゃらないんじゃないかなと思っております。

また、食卓で朝1個食べることによっての梅の効能ちゅうのが、有名な先生方、いろんな栄養士の方々より、出とります。皆さん、農業新聞をとったり、いろいろしていらっしゃいますけれども、和食の中に梅は絶対必要だと、こういうことが町長、一つの動き方だと思うんですけれども、町長はどう考えられますか。

○町長（日高 政勝君）

基本的には、やっぱり昔から言葉にありますように身土不二とか、あるいは今でいう地産地消、やはり健康を維持するためには新鮮、そういうことが一番かと思っておりますし、地元で消費をしていただく、それがまた愛着があってよそ様にもPR、宣伝ができるということになろうかと思っております。

南高梅につきましては、和歌山との提携というのが、過去ずっとありますし、どうしても一部においては、こちらでも販路開拓をしながら、新たに薩摩西郷梅という形でいたしておりますけれども、私も、特産品としていろんな場所には宣伝をしておりますし、そしてまた人によっては土産物として持って行ったりしておりますが、とにかく、やっぱり地元の皆さんのが使うということは大事だと思います。

今、この薩摩西郷梅については、シンガポール航空の朝食に、いわゆるファーストクラスですけれども、出していただくというようなことになっておりますことは先般も申し上げたとおりでございます。

そういうことで、何らかの形で幅広く、宣伝が行き渡って消費拡大につながればありがたいと思っておりますので、また生産者の皆さん方も、改めてこの生産組織を強力なものにしていきたい、法人に立ち上げてやっていきたいということで頑張っておられますので、そういう形の取り組みに今後期待をいたしているところでございます。

○川口 憲男議員

町長、この6次産業化につきましては重々申し上げましたけれども、いろんな種目に頑張って

いらっしゃる方がいらっしゃいますので、担当課を通じてでも結構ですので、ぜひ拡大できるように、広がりを示されるように、それが農家の収益にもつながると思うし意欲にもつながると思いますので、先ほど申し上げましたように、「先ず隗より始めよ」だと思います。言うばっかりはだれでもできますので、ぜひ、小さなことでも実行していただけるような施策に持つていっていただきたいと要望しておきます。

次の農業管理センターの件ですけれども、先ほど、もう大体、桑園議員のほうから出ましたので、これはということはないんですけども、ただ、私ももう一回確認をしておきたいことが、私が去年の6月の一般質問の中でこのことを申し上げましたら、町長が、来年度は農業公社の設置に向けて検討するということがありました。

だけど、1年間のうちに、議会へも提案といいますか説明も何もないし、それから話も伝わってこない中で、農協、いろんなところからはそういう話があるというようなことを聞いたんですけど。先ほど平田議員の中にもありましたけど、やっぱり、こういう大事な話というのは議会へも、途中経過なり、事前のことは説明があるべきだと思うんですが、これはまだ進んでない状況と判断してよろしいですか、町長。

#### ○町長（日高 政勝君）

まず、先ほどの6次産業化の関係、先ほど申し上げましたとおり、ちゃんとこういうことをやりますということは、既にいろんなところに実行しているわけですよね、先ほどからずっと申し上げているとおり。あるいはセミナーにしても国の事業を入れてやっておりまして、実際、加工グループも幾つか育って、もう既に商品化して、いろんなところに一緒にになってPRをやっていくわけですから、言行一致でやっているということで御理解いただきたいと思います。

それから、農業管理センターの関係でございます。これにつきましては、運営協議会の設立検討委員会で検討中ということでございますけれども、やっぱり町とJAとの関係でありますから、町が独自にいろいろ検討して、それで進められれば、その過程についてはどんどん言えますけれども、やっぱり相手があって、相手の了解をもって、相手の理事会とか、これから踏まえてせんにやいかんわけですし、薩摩川内市の関係があつたり、伊佐市の関係があつて、その辺の調整というのも、当然と出てくるわけで、そう端的に、急にこの結論が出るわけでもないわけありますので、これについては、やっぱり慎重に、この関係機関の皆さんと検討をして検討委員会の中で詰めてきておりますので、本年度はこの準備期間として、会費の問題とか運営負担金、事業内容、定款、こういったことを検討をしているところでございます。

それで、ある程度の報告は受けておりますが、これからさらに大事なところの詰めをしていくて、お互いに了解が、方向性が決まったよという段階になりますと、当然として議会の皆さん方へ議会全員協議会での説明とか、そういう場は設定をしたいなということで考えておりますけど、まだ、その段階にいってないということでございますので、それは遠からず、決まりましたら御説明申し上げていきたいと思っております。

#### ○川口 憲男議員

町長、ちょっと勘違いされていますよね。昨年の6月に質問したのは、例えば、今ある協議会が来年度に向けて事業等を検討していくということを答弁されたわけですよ。その中で、1回もなかつたけれども、今後はどうなっていきますかと、議会へは、ことしも検討していくながら煮詰まった状態にすることですけれども。

1年経過し、何もなかつた。これからまた1年、先々どうなるか。それは答弁の中にありましたように、いろんなことを検討せんにやいかんということですから、それは重々していただかなければならないと、私も思っております。そのことはいいです。

ただ、薩摩川内市と伊佐市の状況につきましては、やり方も違いますし、方向性も違います。また、一つの農協に二つの公社がありますから、いずれは、何年後かには、先ほど町長が申されたように一体化せんにやならんところが来ると思います。それはまた難しい面もあると思うんですけども、そこあたりは、またその中で議論をしていただくと。

統合ちゅうことはまだいっていないわけですから、めいめい三つのところがでけて、その動きをどういうふうにしていくかということが一番大事で、その次にJAの中に三つの公社があるのはちょっと望ましくないよね、それを一つにせんにやいかんねというのは、次の次の話になってくると思います。そこは十分検討して、議論をされまして、また報告をくださればいいことだと思います。

その中で、県内12の公社ができておりまして、9公社が、この農業研修とか就農の支援にどうだろうかというような話を聞くところがあります。ちょっと勘違いで申し訳ないんですけども、そこを質問にも書きましたけれども、農家の所得向上には生産品の収量の増とか、高額の売上が不可欠で、そういう公社を目指されているんですかということだったんですけど、こういう他市町の公社を見ますと、全然違うようなところで動いているようです。

そこで、1点だけ。今からの研究あるいは検討課題の中だと思いますけれども、この農業者に対する研修制度ですね、初期研修とか、いろんな研修制度がこの中にありますよね。このさつまの中では、町長のお考えとしては、こういう研修は、研修期間を設けて取り入れていくべきだとお考えなのか。それとも、もう研修はせんでいいちゅうわけにはいかんんですけど、研修事業等は余り拡大せんほうがいいというふうにお考えなのか、そこを1点、聞きます。

#### ○町長（日高 政勝君）

先ほども、お答えしましたとおりであります、当然として管理センターをそのままということには意義がないと思っておりますので、そして、今までの管理センターの事業プラス研修制度そのものについても、事業としてやっていることについては、先ほど申し上げたとおりであります。ただ、やり方として、ちょっと形態がほかのところとは違うのかなと思っております。

今まで検討していただいたことについてであります、研修事業につきましては農業公社で研修施設の整備をしたり、あるいは指導者を設置をするとか、そして、研修後の就農に対する施設整備の支援を行っていく、こういうことまでやる公社もございます。そうしますと、やはりハード的な投資もかなりのものがありますし、そういう専門の指導者を雇ってやるとなりますと、農業についてはそれぞれ専門がありますので、それぞれの方を、それぞれ置くということになると人的な問題、財源的な問題が当然発生をしてきます。

そしてまた、研修を受けたあとの就農に対するそれぞれのことに応じた施設の整備までやっていく、こうなりますと、やっぱり大変なことになりますので、これについては、本町におきましては研修希望者の要望に基づきまして、町内の農家での研修を考えております。先進農家とかいらっしゃりますので、そういうところに、常に実地の場所がありますので、そこに派遣をして研修をしていただく。

そこに派遣をしますと、その受け入れをしていただく農家につきましては、当然として、それなりの対応は必要かと思っておりますので、そういう形の研修制度を取り入れたらどうかというようなことを考えているところでございます。

ほかのところは、ピーマンとか特定した作物について、いわゆる地域の特産として推奨、指導したいということで、専門のそういった先生方を入れたり、あるいはそういう施設をつくったり、そしてまたその後においても、あるいは給料なんか与えてということになりますけど、そういうことをしたら、かなりの投資になりますので、そういう形ではない、いわゆる地場の立派な

経営の農家に派遣をしながら研修をしていただく。

それぞれの作物、畜産もあり、いろいろありますので、そういう形の研修制度の充実が、財源的な問題から考えましてもいいんじゃないかなという方向で今、検討をいたしているところでございます。

#### ○川口 憲男議員

最後になりますけれども、まだ検討中ということで方向性が出ていないみたいでけれども、町長、JA北さつまの「広報誌くろ一ばー」（現物を示す）、皆さん御存じですから、伊佐農業公社に就農を目指し9期生5人が入所と、4月23日に入所式があったということで、研修期間は1年間、水稻、ネギなどの営農技術を指導農家から学ぶほか、農業機械土養成研修なども受講し就農に向けた準備を進められますと、今町長のおっしゃられたとおりだと思います。

先ほど申し上げましたけれども、川内、さつまとは違いますけれども、やっぱり今後検討される中で、同じJAの管内にこういうところもあるということで検討の価値があるのか、そこあたりを議論をされなきやならないと思いますけれども、担い手が少なくなっていく中では、何らかの模索をせんにやならんと思いますので、検討される中で、ぜひ、ここあたりを含めたところをしていただきたい。

薩摩川内市は入来支所の管内でやっていらっしゃるということをお聞きしておりますので、ぜひ今後の検討課題の中で議論して、議会にも早い機会に、その方向づけをお示し願いたいと思います。以上で質問を終わります。

#### ○議長（中尾 正男議員）

これで、5番、川口議員の質問を終わります。

次は、18番、木下敬子議員の発言を許します。

〔木下 敬子議員登壇〕

#### ○木下 敬子議員

まず最初に、観光振興策についてお尋ねいたします。

「さつま町観光振興基本計画」や総合振興計画、後期基本計画の中にもうたわれているように、交流人口200万人を目指して、いろいろな視点から取り組みがなされております。しかしながら、まだまださつま町そのものが認知されていないように思えてなりません。町長も、町の活性化のため、企業誘致、定住促進、そしてトップセールスなど真摯に取り組まれていらっしゃいますが、今の経済状況の中ではなかなか難しいのではないかと思われます。

私は今、観光に力を入れ、外貨を得ることにもっと力を入れるべきではないかと考えています。現状では、観光資源をうまく活用できていない部分もあるのではないかと思います。県知事も、農業と観光に力を入れていくと方針を述べております。今がチャンスだと思うのです。そこで、お尋ねいたします。平成27年までに交流人口200万人の目標に対しての、現時点はどのくらいの達成率なのか、また基本計画を具現化するための方策についてお尋ねいたします。

次に、交通対策についてあります。

この交通手段に対しましては、町長が就任された年に立ち上げられました女性いきいき推進会議の提言書にも掲げ、女性委員12名がアンケート調査の手伝いをしたり、聞き込みを実施したりと、高齢者の方が少しでも安心して暮らせるようにとの思いから一生懸命に取り組んだ経緯があります。しかしながら、業者に依頼したアンケートであったため、内容が難しく、適切な回答が得られなかつたのではないかという思いもありました。

昨年11月の先行実施地区に引き続き、本年4月より、全町での実証運行となつたわけですが、町に対してもいろいろな御意見が寄せられていると思います。私のところにも声が届いてお

ります。今まで寄せられた意見と、それを踏まえた今後の対応についてお尋ねいたします。

1回目を終わります。

[木下 敬子議員降壇]

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

木下敬子議員から出されました二つの質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

まず、さつま町の観光振興策についてでございますが、交流人口200万人ということで、観光交流を基本目標にしました「さつま町観光振興基本計画」を策定をいたしております。

今まで、どの程度かということでございますが、これにつきましてはコンベンションタウンということで、スポーツの合宿、あるいは文化的な会合等も含めましてですけれども、現在のところ約120万人ということでございます。一生懸命、いろんな手立てをしながら誘致に努めておるところでございますが、県内どこも、このスポーツコンベンション等につきましても施設整備を図りながら交流人口の増大に努めております。

私も、今の日本の社会というのが、もう人口減少社会に入っておりますので、人口をこれ以上減らさないという一つの政策も当然として必要でございますが、ある面におきましては、この交流人口を増やして活性化を図っていく、これも一つのまちづくりの大きな仕事じゃないかと思っているところでございます。

観光あってしかりでございますけれども、観光につきましても、今、国のほうでも観光立国ということもうたっておりますし、とにかく外国からの外貨を稼ぐ、そういう意味からも日本に来ていただく、このことが大事かと思います。一時は東日本大震災の関係で大分減ったようですが、今、若干持ち直しをしているようでございます。

私ども、九州の鹿児島におきましては、今まで九州の最南端、あるいは日本列島の最南端という一つのイメージがありましたけれども、今、アジアを中心とした経済の振興が進んでおります。そういう中で、やはりそういう面からいきますと、アジア圏としましては、当然としてそういった観光面での入り込みということを考えしていく時代に入っていると、そのように考えております。

そういう意味では、知事が申されておりますとおり、農業の県、食料の供給県としての鹿児島県、そしてまた一方では、アジア圏としての観光の振興という意味合いから、観光は大事だというふうな考え方にお立ちになっているんじゃないかと思っているところでございます。私も、この観光の振興という意味では、いろんなところに出向きまして、先ほどの物産の関係、6次産業化を含めましてPRに努めております。

しかし、残念ながら、まだ、さつま町というネーミングについては、まだ、今もありましたとおり認知度というのは極めて低い、そんな状況になっておりますので、やはり物産の振興、観光の振興のためには、PR、宣伝というのは欠かせない課題であると思っておりますので、これは積極的に取り組みをしていきたいと思っているところでございます。

具体的な取り組みとしましては、一番目に、基本的には観光協会というのがございますし、いろんな観光的な取り組みをしている地域の団体もありますし、町内各種団体がありますので、それらの皆さん方と一緒に取り組みをしていくことが効果になってつながっていくというふうに考えております。

まずは、この地域性にこだわった観光地づくりでございます。地場産品を活用した特産品づくり、これは今まで出たところでございますけれども、非常に自然豊かで、四季を通じて豊富なものがとれますので、そういう地域資源をどのように活用して、特産化してPRしていくかと

いうことが大事かと思っております。先ほどの薩摩西郷梅についてもそのとおりでありますし、タケノコについてもしかりであります。もっともっと、こういう地域資源を生かしていくことも必要でございます。

そして蛍が、こういう自然の中で、水害後、また非常に増えてきておるというようなことで、ことしも2カ所で運行していただきましたけれども、かなりの人出でございます。そういうことで、観光資源の特徴として、さつま町の本当の特性というのは、対外的にアピールできるのは、この蛍ではないかと思っております。

やっぱりホタル舟に乗って初めて皆さんが感動する。そしてまた温泉に入って、いい温泉がある、そしてまた食べ物も、本当においしいものがたくさんあると、そういうことで認知をしていただいて、さつま町のよさということを実感として受けとめていただければありがたいと思っているところでございます。

そういうことやら、歴史的な体系ということもありますので、そういった文化、歴史ということも、あわせてPRをしていく必要があるかと思います。永野の金山の遺構のとか、そして宗功寺とか、いろんな豊富な歴史、古い歴史もありますので、あわせてそういうこともPRしていく機会が必要であると思っておりまして、このような取り組みをいたしているところでございます。

あと、やはり訪れる人に優しい観光地づくり、今までも議論にありましたとおり、よそからお客様が来たときに、町民こそってもてなしの心をいかに持っていくかと、案内をするとか、あるいは接遇というんですか、そういう気持ちが、交通機関も当然としてありますが、そういうことが必要でありますし、便利な観光案内板の整備とか、あるいは情報発信をする機会、ホームページとかいろいろありますけれども、そういう機会も大事と思って取り組みをいたしているところであります。

有望な温泉街の関係、温泉資源を活用するということもありますし、いろんな郷土食のための郷土料理のそういう研究、そしてまた、こういう資源豊かなところでありますので、グリーン・ツーリズム関係についても取り組みを進めているところであります。グリーン・ツーリズムの関係につきましても、関係者の皆さん方が一生懸命取り組みをしておりまして、本年度におきましては、昨年からですが、九州大会、鹿児島県大会も本町でやっていただきまして、そういう認知度も高めていただく機会になったと思っているところでございます。

それから、コンベンションタウンは先ほども申し上げましたようなことでございます。スポーツの合宿とか、あるいは文化的なそういう会合の場所を設置をするとか、誘致をするとか、そういう形に進めているところでございます。

とにかく、四季を通じまして、祭りがあつたり、あるいは豊富な食べ物があつたりということありますので、それをうまく組み合わせた形で、継続して訪れていただくような仕組みづくりというのが必要でございます。そのためには、町に限らず、先ほど申し上げましたとおり観光協会、各種団体の皆さん方と一緒に取り組みというのが欠かせないと思っておりますので、そのような取り組みをしていきたいと思うところでございます。

あと、交通対策の関係についてでございます。先ほど木下議員からもございましたとおり、私が就任をいたしまして、男性社会の中でずっときた歴史がありますので、やはり女性の立場から、女性ならではの感性のもとに町政を見ていただく、そういう形で女性いきいき会議というのを設置をいたしました。こちらから推薦をする方、また自主的に手挙げ方式で頑張ってみたいという大変ありがたい委員の方もいらっしゃいまして、いろんな貴重な御意見をいただいたところです。

その中で意見をいただいたことについては、しっかりと町政にも反映をしていきますよという約束をしながら取り組みをしてきている一つに、いわゆるこの交通対策がございます。今まで交

通のこういった利便性のない地域、交通の空白地帯と言われる地域もありましたので、これらにつきましては、いち早く、昨年の11月から乗合タクシーを運行させていただいたところでございます。そしてまた4月からは、全町的に見直しを行いまして、コミュニティバス、あるいはこの乗合タクシー、あわせた形での運用を行っているところでございます。

4月より、実証運行を開始をいたしまして2カ月余りが経過いたしているところでございます。現在のところ、運行業者の御協力のもとに、事故もなく安全に運行をされております。利用者からのお問い合わせについてでございますが、電話や、この運行業者等を通じまして寄せられております。その内容につきましては、利用方法や時刻に対する問い合わせなど、さまざまございます。

中には、大変便利になりありがたい、そういう喜びも寄せられております。これらの問い合わせに対しては、随時対応できるものについては、担当者によりまして迅速に対応するように指示をいたしております。それから、協議が必要な事項につきましては、3カ月経過後、運行業者を含めまして対策を協議をするようにいたしております。

なお、今回の運行によりまして、中には運輸局の協議というのが必要な場合もありますので、これらについては、ちょっと時間を要することになりますけれども、簡単なものについてはそういうような対応もいたしております。

具体的に申し述べてみると、薩摩すこやか線におきましては金山コースと段・薬師コースの2路線のために、それぞれのコースへの乗り継ぎが難しくて不便を感じるというような御意見。これについては、共通路線を活用して乗り継いでいただきたい、2カ所の病院に3~4回、それぞれのコースのバスは停車するので、時間にゆとりを持って活用いただきたいというふうなことで申し上げております。

それと、2路線とも運行日が同じのため、病院が非常に混雑をするという点もありますが、乗り継ぎを考えますと同日運行でなければならない。運行日を増やすと経費がかさむが、利用希望者が多ければ今後検討していきたい、そういうことでございます。

それと山崎・医師会病院線におきましては、山崎二渡方面からクオラ病院にかかった場合は、旧宮之城駅まで行って帰らないといけないということあります。現在、実証運行中であるため、こういった意見も参考に、見直しも含めまして検討していきたいと思っております。

あと、柊野・紫尾線の関係ですが、中学生の通学に利用したいので泊野線や登尾線と同様に、平日、毎日の運行をお願いしたいというような希望もあるようです。早急な変更はできなけれども、実証運行を踏まえて、今後検討になろうかと思っております。

それから、共通事項としまして、バス停に待合用のいすの設置をお願いしたいというのがありますが、利用者の多いバス停を調査いたしまして、設置については検討をしていきたいということでございます。以上でございます。

[町長　日高　政勝君降壇]

○議長（中尾　正男議員）

質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。再開はおおむね13時5分とします。

休憩　午前11時56分

再開　午後　1時04分

○議長（中尾　正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、18番、木下敬子議員の一般質問を続けます。

町長より、答弁の補足があります。

○町長（日高 政勝君）

交流人口200万人の目標がございますけれども、それに対して現在までの状況ということで、先ほど160万人と申し上げましたけれども、現在時点の計画がそういうことでございまして、実際の実績としましては、120万人ととらえているところでございますので、訂正をさせていただきます。

○木下 敬子議員

先ほどの町長の答弁の中で、ホタル舟のことを言われておりましたけれども、ごく最近行われたイベントであります。今回は天候もよくて、非常にスタッフの方々もうれしい悲鳴を上げたということをお伺いしておりますが、その経済効果ですね、それがもし判つていらっしゃったなら教えていただきたいのですが、課長でも結構です。

○商工観光課長（赤崎敬一郎君）

5月19日から6月2日、そしてまた二渡においては3日までということで、15日間、16日間という日程の中で、今回は中止もなかったということですが、乗船者は二つ合わせて3,100人程度ということでございます。

それから、予約の宿泊、ホタル舟に乗るために宿泊された方々が220人ということでございまして、これを単純に計算をしますと600万円ほどの金額になってくるわけですが、このほかに飲食、それからお土産品、この宮之城管内のお菓子屋さんも大変売れたということをお聞きしておりますので、その辺を考えますと1,000万円以上の経済効果があったのではないかと推計されます。

○木下 敬子議員

さつま町のホタル舟として一生懸命取り組んでくださっているスタッフの皆さんに感謝を申し上げたいと思います。また、経済効果も600万円ほどあった、それ以上にあったということですので、非常にありがたいことだと思っております。

看板やチラシ、ポスター、そしてガイドブック作成など、まず情報を発信することはとても大切なことだと思っております。しかしながら、私は足りないものがあるようを感じております。それは地元の人、そこに住んでいる人たちが、地域の魅力に気づいていない点ではないかと思つております。合併して7年が経ちましたが、私たちはさつま町をどれだけ知っているでしょうか。

私は、自分がかかわりを持っている女性団体やふれあいサロンの方々に、研修視察はさつま町めぐりをと呼びかけ、4回ほど実施していただいております。皆さん、とても喜んでくださいます。町の行事など、放送を聞いても、どこのことか判らなかつたけれど、あそこでやっているんだなと興味を持って放送も聞くことができるようになったとおっしゃいます。

町内で昼食をとり、買い物をして、多少なりともお金も落ちます。よそへ研修に行くことも意義のあることだとは思いますが、自然環境に恵まれ、古い歴史があり、厚い人情のあるこのさつま町を再発見するために、町民の皆さんにさつま町ツアーやでも呼びかけたらいかがでしょうか。

これは、観光のまちにする一つの布石でもあります。町民が足元を知ることによって、町民が観光案内人になるのです。例えば、我が家にお客様が見えたときに、指宿や霧島を案内するのではなくて、我がまちの温泉、史跡を案内するのです。

ふれあいサロンなどもマイクロバスが使用されておりますが、町内の温泉を利用するときにも年1回と限られております。さつま町めぐりをする場合にもマイクロバスが利用できたらいいな

と考えていますが、そんな取り組みはいかがでしょうか。町長に思いをお尋ねしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

確かに、町外にすぐ目が向きがちでございますけれども、やはり自分が住んでいる身近ないい場所とか、いいもの、それをまず認知をする、そのことが町に自信と誇りを持てるということにつながって、よそからお見えのお客さんに対しては十分な説明ができるということになる、もてなしにつながっていくということになるんじやないかと思っておりますので。

町民の皆さんの中にも、合併をして、まだ行ってみないという箇所も多々あるのではないかと思っておりますので、今御意見をいただきましたとおり、ふるさと再発見という意味合いで、何かそういう機会をつくって、巡回しながら認識を深めて、また町に自信と誇りを持ってPRをしていただく、町民みんながPRマンだという気持ちでしていくためには非常に大事なことだと思いますので、十分その辺は対応を考えてまいりたいと思っております。

○木下 敬子議員

検討していただけるかもしれないということで、期待をしておきます。

観光という視点から見て歩きますと、いろいろなことが目に入ってきます。看板の汚れたり、要らない看板だったり、見逃してしまうような標識など、気づかされることがたくさんあります。それらを見れば、きっと掃除をしたり取り除きたいと思う気持ちが出てきます。

そういうところを町や観光協会、関係する各種団体が音頭を取って、町民の方々にお願いをすることだと思います。美化作業のときなど、少し手を伸ばしていただくようお願いをしたら、いつの間にか、まちじゅうがきれいになっていくと思うのです。それが観光客を呼ぶための土壤づくり、環境整備、ひいては、先ほども町長が言わされました心のもてなしにつながると思うのです。行政と町民が愛着を深め、努力が必要だと思うのです。

いろいろあるんですが、まず観光案内板の整備についてお尋ねしたいと思います。朽ちて、もう要らなくなつた看板じゃないかなと思うようなこともありますので、この看板の整備は、どのようにされる予定があるのかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

看板の関係、確かに合併をいたしまして、合併前の看板が、あちこちまだ残されていたり、更新をされないというか、もう色が落ちて見苦しいなということに気づかされるところでございまして、観光の案内、そのまちに入つてイメージを高くしてもらうためには、その辺から整備をする必要があるかと思っております。

担当課のほうに、さつま町に入る町界のところ、ここについては、すぐさまやりかえてくれと、ここからさつま町ですよと何らかのPRをしながら、どんなまちだろうかとイメージがわくような、また、おもてなしのそういう言葉でも入れて書きかえるようにということで指示もいたしてございますが。

そのほか、随所にあちこちありますのを見直しをしながら新しいものにかえるようにということで、これにつきましては、町単もですが、今回、県のほうにお願いいたしまして、地域振興事業の中で更新をするように計画を進めているところでございます。詳しい内容については、また、担当課長からお答えさせていただきます。

○商工観光課長（赤崎敬一郎君）

今年度、当初予算で250万円ほど計上しておりましたけれども、今回、県の地域振興事業も決定になりましたので、6月補正で150万円ほど計上いたしまして、合わせて400万円で、今町長からありましたとおり、町境を中心に新設を3基、それから改修を9基ということで、12基を計画して観光のPRに努めてまいりたいと思っております。

## ○木下 敬子議員

非常に、私は細かいことばかりお尋ねして恐縮なんですけれども、今回、観光スポットとして挙げられるようなところをずっと見てまいりました。観光の拠点となるべき場所、今度オープンしたさつま物産館、鉄道記念館の環境整備、トイレの件であります。身障者用のトイレの扉がアコーディオンカーテンになっておりまして、また男性用のほうも、私どもがそこを通ったときに、入り口の右側にありますが、すぐ目に飛び込んできます。

男の人が用を足しているのが、すぐ判ります。余りよい感じがいたしませんでした。ほかの場所も使い勝手が悪いようなんですが、全部をすぐにというわけにもいきませんので、至急、拠点となるべく物産館のトイレは手を入れていただきたいと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

## ○町長（日高 政勝君）

今回、観光協会を中心にさつま町の玄関口としての位置づけ、観光的な拠点、あるいは交通の拠点、物産の拠点という形で物産館を設置をしていただいたところであります。

そういうことで、今までバスの来客があってトイレを利用されておりましたけれども、御指摘にありますように、身障者のほうがそういう状況になっておったということですので、今回の6月補正におきまして一部の改修を行う、あるいはエアコンの設置等についても予算の計上をいたしておりますので御審議をいただきたいと思うところでございます。

あと多くの観光交流施設がございますが、今後、利用者の状況等に合わせまして、できるだけ利用される皆さんが高い気持ちで御利用いただくように、管理については努めていきたいと思っております。

## ○木下 敬子議員

観光地の点を線で結ぶということがよく言われているんですが、さつま町も地区独自のイベントがたくさんあると思うんです。1年を通してあります。その開催する地区の人たち、代表者でもいいんですが、一堂に集まって協議をする機会も必要と考えているんですが、その点についての取り組みはいかがでしょうか。

## ○町長（日高 政勝君）

確かに、すばらしいイベントが各地区、時期時期においてとり行われております、地域の活性化がなされております。これは本当にありがたいことだなと思っておるところですが、御指摘にありますように、その地域のすばらしいイベントが、その時点で盛り上がりはありますけれども、そこで終わっているというようなこともありますので、何とかこの辺を、さつま町全体としての活気に結びつけられるということで考えておりまして、昨年、イベント開催団体の会というのを数回開催をして検討をいたしました。

その結果、今年度よりアピール度を増す仕掛けとしましてトクトクパスポート、これはもう冊子ができ上がって御存じかと思いますが、そういうものを発行をいたしました。このパスポートは500円分の温泉入浴割引券がついておりまして、また、町内で開催されます各イベントでスタンプを5個集めますと、さつま町の持産品が抽せんでプレゼントされるというものでございます。

こういったパスポートを活用しまして、各イベントが単発で終わることなく、やっぱり連動した形で町全体として活性化が生まれるように努力をしていきたい、そういうことでさつま町ファンを増やしていきたいと、こういう考え方を持っているところでございます。

## ○木下 敬子議員

済みません、検討会がされているということは、ちょっと存じ上げなかったもんですから、失

礼いたしました。

その中で今、トクトクパスポート、この内容を、ちょっとこの間も広報紙で見たんですが、どこで購入したらしいのか、そういう詳しいことが、私、判っておりませんので、詳しい内容をちょっと、この際教えていただけたらありがたいと思うんですが、課長でも結構です。

#### ○商工観光課長（赤崎敬一郎君）

こういう黄色のパスポート（現物を示す）ですけれども、これについては、まず温泉施設の、利用できる施設が17ございます。町内に、温泉施設が。これは協力していただいて、1回ると100円の割引をしていただけるわけですが、この100円の割引については、そこの施設の方々が何も求めないということで、それだけおまけしていただいているものでございます。

それから、先ほど、開催イベント団体の長の方々が集まった会で、町内18のイベントがあるんですが、本当は20つつあるんですが、そのうち参加しますよと、私のところも協力しますよというところが18団体ございまして、そのイベントのときに販売をいたします、この特産品のトクトクパスポートはですね。それから、そのときに、またスタンプを押します、来ていただいたということの印のスタンプを。

それから、日ごろはどこで買えるのということですが、これは鉄道記念館の観光案内所で販売いたしております、200円であります。それで500円分の温泉券の割引がついているということと、それから五つスタンプを集めると特産品が抽せんで当たると。これが、10月と3月、年に2回計画をいたしております。

それで、この200円はどうなっているかというと、その特産品の購入費と、それからこの印刷製本費になっておりまして、温泉については、先ほど申しましたとおり施設の方々の協力ということと、それから、この目的は誘客を図る、何回もさつま町に足を運んでいただきたいという気持ちから計画をしたところでございます。

#### ○木下 敬子議員

内容についてはよく判りました。今言われたように、単独では難しい問題も、連携することにより可能な場合もあると思います。自分のところのイベントが終わってから次のイベントの紹介をするなど、チャンスを逃がさずに、あとに続けることが大事だと思っております。観光協会や、関係団体のお力を借りしながら、行政と町民が一体となって観光の物語をつくっていけたらと思っています。

最後に、町長にぜひ検討し実行していただきたいことがあります。それは、助成金などの使い道であります。これは永野の例でありますけれども、今回、県のほうより永野金山の整備事業が採択されたということをお聞きしました。これは県の魅力ある観光地づくりという事業だということです。職員のやる気により、県から認められ採択されたものですが、金山は昨年も整備をしています。

今回は、去年とは違いましてトイレの整備ということですので、これはこれでよろしいのですが、県の考えている使い道と、私ども地元が考えているものと少し違いがあるように感じられます。せっかくの資金を有意義に使わなければいけないと考えているんです。町内にも、知らないうちに、なぜこの看板が立ったのといったようなこともあります。

自分たちが必要とするもの、また希望したものでありますから、責任を持って維持管理もしてまいります。県が認めてくださるのはとてもありがたいことなのですが、地元とじっくり話し合える方法をとっていただくよう、県のほうに要請をしていただけないでしょうか。皆さんからの大事なお金です。自分のお金を出すなら、絶対こんなことはしないというような使い方をしてはいけないと考えています。

たまたま永野のことを例にとり上げましたが、いかなる事業においても言えることだと思います。ぜひ、関係機関と連携をとり、お互いに満足がいくような形での観光地づくり、ほかの事業ができるように取り組んでいただくことを町長に要望をしながら、この件については終わりたいと思います。町長の考えをお聞きいたします。

○町長（日高 政勝君）

結論から申し上げまして、本当にせっかくのこの事業の導入でありますので、地元の皆さんとのミスマッチがないように、十分県のほうにはお伝えをして、有効な活用の事業となるようにしてまいりたいと思っております。

今回については、永野金山周辺の景観整備事業ということで採択をしていただいたものであります、県道55号線沿いの近代産業遺跡、永野ウォーキング大会等で脚光を浴びておりまして、県内外からも年間を通して訪問客が増加をしているところでございます。

今回、トイレの改修、あるいは休憩施設、案内板等を整備していただくものであります、事業費は3,000万円ということであります。県が設計から建設までを行うというものであります。実施に当たりましては、維持管理をお願いするケースもありますので当然、地元との協議というのがまず第一と考えております。

現在、設計業者が決定したと聞いておりますが、今後、町が音頭を取って地元と話し合い、理解と納得の上で進めていただくように、お願いをしてまいりたいと思っているところです。

○木下 敬子議員

次に、交通対策についてですが、先ほど町長が言われたことと同じような声が私のところにも届いております。今回は、細かいことについては担当課のほうと打ち合わせをして、いろいろ検討していかなければいけない事項だと思っておりますので、どちらかといえば苦情になると思うですが、結果的に私は非常にがっかりしたというのが本音です。

私は、薩摩地区だけでしたが、乗客の皆さんに意見をお聞きしようとコミュニティバスに乗ってみました。1回目は私以外一人も乗ませんでした。2回目は乗車しましたところ、定員オーバーになり私は途中でおりることになりました。そのときの対応は、恐らく想定されていなかったと思います。

バス時刻の設定、路線、停留所など、ニーズにこたえられていないという思いをぬぐい切れませんでした。目的は何だったのでしょうか。交通弱者と言われる人たちが日常生活に不自由しないように、買い物や病院への移動手段としての取り組みだったはずです。今の状況は、利便性、効率性が高い新たな交通手段とは言えないと思っています。

薩摩地区のことばかりで申しわけありませんが、先ほど町長が言われたように、農協や郵便局、買い物にも寄れない運行の仕方であり、時刻の設定であります。病院においては、帰りは病院のほうで送ってくださっている現状であります。また、既存のバスとの連携をとって、宮之城地区、鶴田地区のほうへも行けるようにすると計画の段階で言われましたが、いろいろ調べましたが、それも時間的に難しいです。

昼過ぎからはほとんど空バスが走っています。今までと同じ状況です。寒いとき、暑いとき、雨の中、体のぐいが悪い人たちに、座ることもできない、屋根もない停留所に待っていなさいというのでしょうか。

運転手さんにお聞きしましたら、1回に何人乗ったというデータはとられているということでしたが、どこで何人ぐらい乗られたということを承知していらっしゃいました。空バスを走らせているのは、以前と同じです。ぜひデマンド交通を取り入れて、介護を受けなくても、一人で病院や買い物に行こうとしている人たちに手を差し伸べてあげてください。

先日、南日本新聞にも高齢者の自動車運転にかかる記事が載っておりました。高齢者が起こす事故が増加しているとのこと、県内65歳以上の運転免許の保有者は30万4,000人で全体の3割近くに達することでした。高齢者講習は70歳以上が対象で、一時停止も半数がしないという結果が出ているとのことでありました。

しかしながら、公共交通が整備されていないところでは、車は生活必需品であり、車がなければ買い物難民、病院難民になってしまうという人が少なくないということです。我がまちでも、免許の自主的返納についても取り組まれておりますが、生活を考えるとき、車がなければどこにも行けない状況にあります。皆さんはいつでも、どこでも運転していくことはできますので、恐らく免許を持たない人、車を持っていない人の生活の不自由さは想像できないのではないかと思います。

それから、薩摩中央高校へ入学する生徒が減ってきています。これも通学手段がよくないのも、一つの起因だろうと思っております。これらのこと踏まえてもう一度アンケートをとるなり、現状をしっかりと受けとめて皆さんに喜んで利用できる、ありがたいと思っていただけるような交通対策の見直しを講じてほしいと、切に要望いたします。

計画では、3年をめどに運行の検証を評価をするというふうになっていたと私は記憶しているんですが、一日も早い解決策を示してください。いつごろ見直しをする予定なのか、また検討する際には町民の意見が十分に反映されるよう、まちぐるみでの取り組みをしていただくことを要請いたします。町長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

#### ○企画課長（湯下 吉郎君）

ただいま、木下議員が言われたようなことで私どもも承っております。これは、最初の段階ではいろいろなアンケートをし、そしてまた病院等へもお伺いし、また実証に当たりましては個別にバスに乗り込んで、一人一人丁寧な説明をしながらやってきたんですけども、実際、病院等への時間の問題とかあって、今言われたように、もう少し時間を長くしてほしいとか、あるいは午前中に導入をしてほしいとか、そういうような要望がございます。

それにつきましては、町長の答弁ありましたように、第1・四半期、4月、5月、6月過ぎたあたりで、7月ごろに事業者との懇談をして、そしていろいろな御意見等を拾い上げて、もう今もしておりますけれども、それを踏まえながら次のステップへ生かしていきたいと考えております。

それから、見直しにつきましては、個別のできる分については今変更をしておりますけれども、国土交通省の鹿児島運輸局に届け出をしなければいけない分につきましては、時間の変更とか停留所の変更につきましては、一応来年の4月1日に変更が可能かなというふうに思っております。それは、こうした交通会議を開いて認証を受けるのと同時に、やはり利用者に対する周知期間もありますし、保存版でつくっております時刻表のことやら含めて、できるだけ早い機会に対応したいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

#### ○木下 敬子議員

早い対応をお願いいたします。

先ほど、観光のところで申し上げればよかったです、ちょっと時間がありますので、町長のほうにお話だけというか、通しておきたいと思います。

先ほど、さつま町の観光のメインとしてホタル舟を言われましたが、永野の金山も今、九州・山口の近代化産業遺産群の中に入っております。それで、県がことし3月に小学校の5・6年生を対象に社会科や総合学習で使う副読本「かごしまタイムトラベル」というものを製作しました。これは、薩摩から始まった日本の近代化がテーマです。薩摩藩が日本の近代化をリードすること

ができたのは、その一つに島津家直轄事業として進められた金の発掘がありました。それが、永野金山です。

丸に十の字の家紋も残っています。観光地として売り出す貴重な史跡であります。また、永野金山鉱業所の所長として西郷隆盛の長男、菊次郎も就任されています。京都市でも菊次郎さんが市長として頑張っておられたということで、副読本も出されているとのことであります。

日本の近代化は、鹿児島がかぎになっていると、小さい子供たちに知らせることによって、地元の遺跡群への愛着が深まるというようなこともあると思います。町長を通して、教育長に副読本製作をするようにお願いしたいのですが、お願いしてはいけないそうですが、よろしくお願ひいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

過去におきましても、小中学生を対象にした社会科の副読本ということで発行した事例もありますが、今後、今の件につきましては、教育委員会とまた十分協議をさせていただきたいと思っております。

#### ○議長（中尾 正男議員）

以上で、木下敬子議員の質問を終わります。

次は、7番、平八重光輝議員の発言を許します。

[平八重光輝議員登壇]

#### ○平八重光輝議員

町政の成果と課題について、お尋ねいたします。

さつま町の2代目町長として就任され、3年余りが経過しました。立候補時のマニフェストには「変えようさつま、変わろうさつま、夢と希望の持てる元気なまち」ということを掲げられて、トップが動けばさつま町も変わるということで、これまで強い信念のもとに頑張っておられる姿は、我々もよく理解して評価できるところであります。

しかし、町長の目指すさつま町の姿にはまだまだ満足できないもの、あるいは国や県の方針変更で計画どおりできなかつたものも多々あったかと思います。マニフェストの4本柱の戦略宣言の大部分は、政策として取り入れ実施されております。その政策の一部についてお尋ねいたします。

まず1番目に、「元気な農林・商工業のまち宣言」の中の、先ほども質問がありましたけれども、農林業の6次産業化についてであります。6次産業化につきましては、農作物の利益の出ない価格の設定とか、あるいは1級品でないと非常に価格が下がったり、買い入れもしてもらえないというような中で、何とか加工、販売まで自分たちで手がけて商品の価値を上げ、所得の増加や雇用の増加につながるものとして、呼ばれておりますが、いまだに具体的にはそういうところまでいっていないのではないかと思いますが、これについてどのようにお考えかお伺いいたします。

2番目に、「子ども健やか育成宣言」についてであります。この中に「子どもを育てるならさつま町での創造」とあります。町長に就任された3年前は医療費の助成や各種のワクチンの無料接種あるいは助成等、他の自治体に先駆けて実施し、インパクトも非常にありました。しかし、現在は多くの自治体が同じような施策を行い、また国においても計画されているようですが、新たな子育て施策についてお伺いいたします。

3番目に、「大胆改革さつま宣言」の中の行政サービス日本一についてであります。行政サービスの質を上げるには、組織の改革や配置の見直し、あるいは職員の意識改革などをすることが必要だと思いますが、これまでの行政サービス向上のための施策の実施状況と成果についてお尋ねいたします。

4番目に、以上3点を含め、この3年間の評価と課題、残されましたあと10カ月余りについての重点施策についてお伺いいたします。

次に、次期町長選挙についてであります。平成21年の町長選挙においてマニフェストを掲げ、この3年余りの間にはそのほとんどが事業導入し、実施されているものと思います。これまでの政策の中で、期待どおりの成果が出たもの、あるいは満足のいく成果を上げるにはまだまだ時間の必要なもの、あるいは新たな取り組みを実施したいものなど、町長の目指すさつま町にはまだまだ時間が必要と思われますが、来年実施予定の次期町長選挙についてどのようにお考えか伺つて、1回目の質問を終わります。

[平八重光輝議員降壇]

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

平八重議員のほうから出されました2点の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、町政の成果と課題についてでございます。私のマニフェストに関する御質問でございますが、私、多くの町民の皆様の温かい御支援と、力強い御支援、御支持を賜りまして、町政のかじ取り役を任されて以来、積極的にマニフェストの推進を図ることで、町民の皆様が夢と希望の持てる元気なさつま町、住みよいさつま町づくりの目標実現に近づけるよう、積極的な町政運営を心がけてきているところであります。

これまで、マニフェストに掲げました四つの戦略宣言、8項目のプロジェクトを基本としながら、本年度まで117の事業について取り組みを進めてまいりました。御承知のとおり、都市や地方の区別なく、国内全域、社会全般にわたり、さまざまな諸課題が山積している状況にあります。このことを客観的に憂いでいるだけでは、未来は展望できないと思っております。

私は、本町における規模は比較的小さいわけですが、ふるさとの輝く将来像を抱き、前を向き一歩一歩町民の皆様とともに、着実な取り組みを積み重ねることこそが、本町のまちづくりの将来に必ずや大きな好影響を及ぼすものと確信をし、取り組んでまいったところでございます。このことをまずもって申し上げ、御質問にお答えをさせていただきます。

まず、農業の6次産業化についての成果と課題についてであります。これにつきましては、先ほどもるる議論もあったところでございますが、本町の基幹産業であります農林業の推進及び地域資源の活用を図り、新たな特産品の開発、所得向上を目指すことを目標に取り組んでまいりました。

これまでには、農林産物加工施設整備事業を創設をいたしまして、設備投資面での支援制度を整えるとともに、利用者数が増加傾向にある農産加工施設の鶴田・薩摩両加工施設の機能強化を図るためのハード整備を行ったほか、加工施設の利用者増に伴い、休館日も利用可能とする措置や、農産加工グループ等の育成のための研修、各種支援制度の相談業務等の各種ソフト面にも積極的に取り組んでまいったところであります。

このような取り組みの結果、既存の加工グループに加えまして、新たな加工グループの誕生による団体数の増加や組織の法人化など、供給体制の強化も進みまして、地元物産館での販売を始め、大手航空機内食や大手デパート等への販路開拓、物産展やイベント等における普及活動など販路拡大、販売活動に積極的に取り組んでいただいているところであります。

町においても先日、鹿児島中央駅アミュ廣場で実施されましたさつま町特産品祭り、あるいは博多駅、岡山駅、東京駅、池袋の東武百貨店、こういったところでの観光物産のPR、また来月開催される大阪の京セラドームでの「関西かごしまファンデー」等において、関係者の皆さんと一緒にになり、私もトップセールとして、加工品などの特産品のPR宣伝、販売に努めてまいりました。

いと考えております。

今後、6次産業化をさらに発展、推進していくためには、大手企業が手を出せないようなローカルなニーズをしっかりとらえた商品開発とともに、流通販売の流れをいかに取り上げていくかが大変重要な課題であると考えておりますことから、今後さらに、調査・研究による具体化を図りまして、事業化を進めてまいりたいと考えております。

次に、「子どもを育てるならさつま町での創造」についてであります。未来を担う子供を地域の宝として、健やかに育てることが私たちの責務と受け止めております。子育てに関するニーズも多様化する中でありますし、今、いわゆる特殊出生比率も1.39というような状況でございまして、非常に厳しい環境にありますが、子育てに関するニーズ、こういったさまざまな事業がうまくマッチするように、環境の整備に取り組んでまいりたところでございます。

これまでには、子ども健やか商品券の販売あるいは保育料の軽減事業を始めとして、小学校就学前までの乳幼児医療費の無料化、小中学生の入院医療費の全額助成、肺炎球菌を始めとする県内初の予防ワクチン6種の接種費用助成、不妊治療助成事業の創設など、子供のための医療費支援制度を充実したほか、乳幼児健診事業におきましては、従来の健診業務に加えまして7、8ヵ月時の育児相談、2歳児健やか健康相談など、ほかに類を見ない本町独自の取り組みをスタートいたしました。

また、元気な赤ちゃんを生み育てていただくよう、14回の受診が必要とされる妊婦健康診査の無料化や、母子保健推進委員によります乳幼児全戸訪問事業を開始し、本年度からは、妊婦歯科健診の助成制度も新たに加えたところであります。

子供の養育システムにおいても、町子ども発達支援連絡会を創設をいたしまして、研修会、講演会、実習活動の取り組みを行っているほか、児童デイサービスや障害児学童保育への支援も開始をいたしました。このほか、子ども健やか育成基金の設立、子育て支援ブックスタート事業、こども図書館えほんの森の開設、学校図書の充実など、さつま町は子供を育てやすいと言われるよう子育て環境整備に積極的に取り組んでまいりたところであります。

このように、各種の子供を産み育てる環境を整える中にあって、さまざまな要因からなります少子化傾向の中にあっては、特徴ある取り組みも効果が上がらないことから、少子化対策を重要な課題ととらえ、取り組みをさらに支援、検討を行っていく必要があると考えているところであります。

次に、「行政サービス日本一運動」についてであります。私、行政サービスは本町最大のサービス産業と位置づけまして、常に住民目線を基本に町政運営を手がけてまいりました。町長就任以後早速、合併後の組織機構が複雑化し、役場内がわかりにくいくことから、本庁舎の玄関口に総合案内係を置きまして、職員による親切丁寧を心がけたサービスを開始いたしました。

また、本庁町民課受付には受付用の自動発券機を導入し、3月、4月の多忙な時期についてはスムーズな窓口サービスの対応に努めるとともに、権限移譲に伴うパスポート申請、交付事務もスタートをいたしました。より身近な行政サービスの提供、町民の利便性の向上に努めたところであります。

一方、職員には、行政サービスの担当者として誇りと責任の自覚を促すとともに、町長と語る会や、新規採用職員、女性職員との懇談会を開催し、職員との意見交換も実施しましたほか、独自研修として接遇やクレーム対応研修など、職員の資質向上に努めてまいっております。

さらに、私自身も、透明性の高い町政運営を目指しまして、町内で開催されます多くの行事には可能な限り出席をさせていただきまして、多くの町民の皆様や関係者の方々から、貴重な御意見をいただく機会に努めてきておるところでございます。昨年は、町内すべての区公民館に伺い

まして、ふるさと元気座談会を開催し、当面する町政の重要課題について説明を行い、地域から多くの御意見を承ったところであります。広報・広聴ともに力を注いでいたつもりであります。

透明性の関係におきましては、町長交際費にしましても、私の一月の動静につきましても、町報でお知らせすることにいたしております。このように職員一丸となり、誠心誠意、職責に勤めている中であります。電話対応や接客態度等において、一部において御指摘をいただくこともあります。職員に対する継続的な研修、意識づけに取り組む必要があると考えております。

また、地方分権改革に伴いまして、さまざまな権限や事務が自治体に移譲されていく中で、その事務を執行する職員の資質、説明責任能力を今後さらに高めていく必要があると感じているところであります。そのようなことも踏まえまして、定期的な人事交流、あるいは自治大学校への派遣、専門家研修にも努めてきたところであります。

以上、マニフェストの中で御質問にありました三つの関係の成果と課題についてお答えをさせていただきました。御質問にあります自己評価につきましては、進捗率とともに8割程度と考えているところであります。目標までいまだ道半ばといった感想を持っております。

また、国内外の情勢は、日々刻々変化、変動をし、新たな行政課題、例えば再生可能エネルギー問題、原発事故対応を含めた新たな防災対策など、マニフェスト以外においても、取り組む必要がある課題については、既に調査、検討をするよう指示もいたしているところであります。また、残任期間における重要施策の御質問であります。現在取り組んでおりますすべての事業について、確実な推進に取り組んでまいり所存であり、特に2本柱の戦略宣言における取り組みについては、実現に向けてさらなる努力を傾注したいと考えております。

次に、次期町長選挙についてでございます。前回のマニフェストで示した町長の目指すさつま町にはまだ時間がかかると思うが、次期町長選挙についてどのように考えているか伺いたいということであります。

まずは、今申し上げましたとおり、任期中を精いっぱい町民のために町の発展のために尽くす責務があると考えております。これまで述べましたとおり町政のかじ取り役を任せられてから、1期目の終盤に入っております。今日まで、選挙公約として掲げましたマニフェストの実現、あるいはこの総合振興計画を行政運営の方針として、また今日の急速な時代の変化に適切に対応した政策推進に全身全霊を傾注して取り組んでまいってきております。

評価としましては、マニフェストの約8割程度を達成することはできたものと考えております。豪雨災害後の激特事業がございましたけれども、これについては本年度で最終年度ということです。目に見える形で完成の状況がでておりますことは大変ありがたいことでございます。ただ、ダムの再開発事業が平成27年度ということありますので、こういう完成をしっかりと行う必要があるかと思っております。

また、著しい少子高齢化の進行に伴います保健、医療、福祉の対策、そして農商工業の雇用を含めた産業の振興、そして個性ある観光の振興など、まだまだ課題も多いことから、まだ多くの課題も残されております。また、それらの課題を一つ一つ解決をし、地方の時代を確実なものにしていかなければならない、そういうことに取り組む意欲と覚悟を持っているところであります。

幸い気力、体力ともに充実し、すばらしい能力をもった職員、そしてまた町民のたゆまない努力、これらの知力を総結集して、夢と希望の持てる元気なまちを目指して、出馬の決意を持っているところでございます。今後とも、いろんな課題がございますが、短期的にできるものと中長期的な取り組みでその効果が発揮されるものもございますので、その上での町政の継続性というのを力になっていくものと考えているところでございますので、そのような気持ちで現在は臨

んでいるところでございます。

○平八重光輝議員

次期選挙にも強い意欲を持って挑戦されるようありますので、以上で質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、平八重光輝議員の質問を終わります。

次は、12番、柏木幸平議員の発言を許します。

[柏木 幸平議員登壇]

○柏木 幸平議員

さつま町の定住促進と人口増対策について、質問をいたします。

町の総合振興計画の人口推移によると昭和30年で4万9,437人だったのが、平成22年には2万4,643人になり、55年間で約半分になっております。また、本町の過疎地域自立促進計画の人口の推移と動向では、本町の高齢化は鹿児島県全体より12~13年、全国より20年早く高齢化が進行しているとのことであります。

この定住促進や人口増の対策については、川口議員がこれまで22年3月と9月定例会で、また、23年12月定例会で一般質問されております。町長は、川口議員への答弁で、人口減少の歯どめは、産業、福祉、医療、教育、インフラなど各分野にわたる施策の展開が重要であると認識をしているが、少子高齢化も含め特に取り組まなければならないのは、若者の定住促進である。そのために企業の誘致活動や増設等に積極的にかかわり、若者の働く場の確保に努めてきたとのことです。

ところで、ことし3月に行われた町内の小中学校の保護者と議員との意見交換会や、5月に行われた議会報告会の中で出た意見ですが、小中学校の適正化計画の前に町としてやるべき施策があったのではないか、また、過疎化が進んでいる地域に若者の定住促進や子供を増やす対策が必要ではなかったのかという町の取り組みについて批判がありました。これまでの町の政策の中で、人口の多い中心部の宅地開発や住宅建設が優先に進み、農村部がおくれた状況もあったのではと思うことでした。

確かに、私の住む虎居町にもぎやかだった商店街が店舗の減少で激変し、寂しくなっておりますし、一般住宅も同様に減少が進み、中心部でも少子高齢化が進んでおります。また、同じ虎居地区でも、まち周辺から離れた農村の公民会の世帯減戸数は著しいものがあります。町内全体を考えたときも、宮之城屋地、虎居、船木区の住宅地の一部を除き、ほとんどは少子高齢化が進んだ農村地域で、地域コミュニティーの積極的な活動を推進できる核となる人材も、高齢化で年々少なくなっている状況であります。

このように町の全体的な人口減少の中で、特に農村部の子供の減少は著しいです。長期的な定住促進計画による子供や若者を増やす政策を望むのですが、今後の施策を町長にお伺いいたします。

次に、若者世帯の定住促進についてですが、この質問は1項目めの質問に関連していることです。平成22年10月の南日本新聞に、鹿児島市は人口減少が進む市街化調整区域内に市営住宅を建設し、若い世帯の定住促進を図る既存集落活性化住宅建設事業を来年度以降も実施する。地域に子供が増え、集落活性化につながっていることから、継続を決めたとの記事が載っていました。

この事業は、平成19年度に始まり小学生以下の子供がいる世帯や若い夫婦世帯が入居の対象で、この22年の時期で95戸を建設し、362人が定住されたとのことであります。この事業の住宅が15戸ある錫山小学校区では平成19年度に21人だった児童が、平成22年には

29人になり、うち13人が同住宅居住者で、また東桜島小学校では児童52人中15人が同住宅居住者で、あと未就学児童も21人いるとのことであります。

鹿児島市のホームページによると、平成9年4月1日から集落機能の維持を図り、地域活力の保持や人口流出による衰退化の防止に資することを目的として、指定既存集落制度を導入し、あわせて集落活性化の一助とするため、市営住宅建設を行う既存集落活性化住宅建設事業に取り組まれております。人口の多い鹿児島市が、郊外の集落活性化を見据え、先見的な投資をされていることに驚きました。

私は、町内の集団地における新たな町営住宅の建設は、現在民間の空き家が目立っていることや、民間の貸し家との競合があるので、状況を見る必要があると思っております。しかし、農村地域では、団地造成等も行われてきましたが、依然として若者世帯の定住促進は進んでおりません。

町内には皆さん御存じのとおり、県内の企業や地元企業で働いていて所得が多い方と、反対に厳しい雇用情勢や低所得により生活が安定せず将来に不安を抱いている方など、格差がある状況であります。ですから、私は所得の低い若い世帯の方には町営住宅の対応で、また新築をためらっている方には農村地域に限定し、町の財政力の範囲内で一時的な助成金の対応をとれないものか、あるいは現在ある地方税法附則第15条の6の適用で、固定資産税を3年間だけ半額減免になっておりますが、新しい町の条例をつくり、単独事業でこれを延長して住宅建設の軽減策は図れないものか、町長にお伺いいたします。

続いて、独身男女に出会いの場を提供する取り組みについてですが、昨年11月に国的人口問題研究所が独身者に行った出生動向基本調査によると、18から34歳の未婚者で異性の交際相手がいない割合は、男性が61%で女性は49%になり、どちらも割合が過去最高であったそうです。また、結婚する意志がある人の割合は、男性は86%で女性は89%とどちらも高水準を維持したそうです。

一方では、厚生労働省の人口動態統計によると、平成23年の出生数は105万698人で、22年に比べ2万606人が減少し、統計をとり始めた65年間の中で、最も少ないとのことあります。また、一人の女性が生涯に産む子供の推定人数を示す合計特殊出生率は、1.39ポイントで22年と同じだったそうです。

そして、第1子の出生時の母親の平均年齢が30.1歳で、初めて30歳を超えたとのことで、34歳以下の出産が減少する中で、35歳以上の出産が増えてきているとのことであります。ちなみに、鹿児島県の合計特殊出生率は、1.64ポイントだったそうです。

そのような中で、少子化対策・未婚者対策・晩婚化対策などを目的にして、各自治体や支援団体が独身男女に出会いの場を提供したり、お見合いを仲介したりする活動が盛んになっているとの新聞報道やテレビ放映を見かけます。参加者は、自治体が支援することで、参加費用が安いのと安心感があるということで、参加されているようです。

全国の自治体などの取り組みを見ると、県とNPO法人等で連携し、結婚応援団の組織づくりをやっているところ、県が独自で結婚支援センターや出会い系サポートセンターを設けているところ、それとヤフーと提携をし、県が出会い系イベントの情報発信をしているところ、また佐賀県の伊万里市では、婚活応援課を設置して市内の希望者を中心に登録し、同課が企画する婚活イベントの情報発信や結婚相談業務に当たっているなど、各自治体の取り組みは多種多様であります。

県内でも婚活支援の活動は活発で、日置市では21年に市の地域婦人会連絡協議会と農業委員会の2団体がそれぞれに、また南さつま市は、花婿・花嫁もいりどん事業で、きもいりどんを委嘱、霧島市や伊佐市はボランティアスタッフや実行委員でのまちコンを、垂水市では商工会青

年部が婚活イベントを、また肝付町は町民生活課内に結婚応援班を設け、少子化対策の一環と位置づけ、定住促進や地域活性化につなげようとしているそうです。

このように、婚活支援は各地でどんどん広がっております。私は、我がまちでも本腰を入れて取り組まないと、さつま町の独身者が町外の婚活イベントに参加し、めでたく結婚まで進んだら、町外に移り住まないか心配しているところです。そういうことで、本町及び外郭団体などの独身男女に出会いの場を提供する取り組みについて、まずお伺いいたします。

〔柏木 幸平議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

#### ○町長（日高 政勝君）

柏木幸平議員のほうから3点お尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、さつま町の定住促進と人口増対策についてでございます。我が国におきましては、総人口減少社会に入りまして、全国的に人口が減少していくという予測の中、特に地方におきましては、その流れが進行しております。人口の減少に歯どめをかける施策が強く求められていることについては、十分踏まえているつもりでございます。

本町におきましても、定住促進と人口増対策を最重要課題としまして、総合振興計画のもとで、産業、福祉、医療、教育、インフラなどの各分野にわたる施策の展開を図ることとしております。少子化あるいは人口減に対する基本的な取り組みに対しまして、最も力を注いでいるのが、若者の働く場の確保であると考えております。このようなことから、企業立地の推進による雇用創出を重点プロジェクトの一つとして掲げまして、専門部署である企業誘致対策室を設置をいたしました。

ワンストップサービス・アフターフォローの充実に努めまして、企業の誘致活動や増設等に積極的にかかわってきたところでございますが、企業の新規立地あるいは増設については、地域経済の活性化と雇用の場の確保に大きく寄与するほか、町外従業員の定住化を促す効果もありますので、引き続き若者の働く場を創出し、定住人口の増につなげるためにも、自らも機会をとらえて町内外の企業を積極的に訪問し、企業からの情報をとらえながら、立地、増設の促進に努めているところでございます。

平成22年の3月に、企業の立地に関する支援制度ということで、条例改正を行いまして、助成措置の拡充を図ったところでございます。企業がより活用しやすい制度を整備しまして、立地環境づくりに努めたところでございます。拡充後におきまして、これまで6件の立地協定が締結をされたところでございます。引き続き、県の産業立地課あるいは関係機関と連携をとりながら、さらなる努力を傾注してまいりたいと思っております。

また、人口減少に対しましては、有効な対策として、住宅政策の充実あるいは良好な住宅環境づくりが重要であると認識しております。町内4カ所に整備いたしましたそれぞれの分譲、賃貸の住宅団地を有効に生かすためにも、魅力ある団地、売れる団地として、周辺環境を初めとする条件整備を行いながら、ことし3月に作成しました雇用移住計画応援マガジン「さつま路」、これによります業者や移住定住希望者への情報提供、あるいは宣伝用のチラシの新聞折り込み等の実施、またホームページ、広報さつま等による広報宣伝を行っております。ハウスメーカーへの営業活動等も実施をしながら、販売促進に努めておりまして、定住人口の増加につなげていきたいと思っているところでございます。

定住を図るためには、単に一つの分野に限らず、やはり人が生活するとなりますと、医療の問題、福祉の問題、教育の問題とさまざまな分野の充実というが必要でございますので、そういう面にハード・ソフトの面から取り組みをしていきたいと思っているところでございます。

次に、人口減少地域への町営住宅の建設や住居新築に対する助成措置の考え方についてのお尋ねでございます。町営住宅につきましては一般住宅、公営住宅、共済住宅、改良住宅がございます。

まず、公営住宅については、公営住宅法の中で、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅へ困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸をするというようなことでございます。いろいろ制約があるところでございまして、だれでも入れるということにはなっていないところでございます。

昨年度策定をいたしました公営住宅等の長寿命化計画におきましては、現在の公営住宅の管理戸数486戸に対しまして、10年後の公営住宅の需要量を463戸と見込んでおります。

23戸の超過ということになっております。このようなことから、当計画におきましては、現在の公営住宅の建てかえを基本におきまして、団地の統合等も図っていくことにしております。平成33年の目標管理戸数を471戸、公営住宅445戸、特定公共賃貸住宅26戸としたところでございます。

御質問にあります人口減少地域への住宅の建設についてであります。現在、関係主管課で検討するよう指示をいたしているところでありますが、公営住宅の建設については、国等においても建てかえが主になっておりまして、新規の建設事業への補助事業というのではなく厳しい環境になっております。

また、住宅入居希望者の方々については、買い物、通学、通院、こういった利便性のよい場所を求められるケースがございますので、その立地をするに当たりましては、その辺を十分考慮しながら、検討をする必要があるかと思っているところでありますし、仮に建設をして、なかなか入り手がないとなりますと、それにまた逆に投資効果というのが疑われますので、その辺はしっかりと入居の状況なり、あるいは適当な敷地があるかということも、十分検討の必要があるかと思っているところでございます。

こういったハードの整備という方法もありますが、別途ソフト的な、いわゆる住宅促進のための補助制度というのを創設することも、また一方では端的にできることでありますし、将来投資効果を心配することもないかと思っているところでありますので、総合的にこの辺は検討をさせていただきたいと思っております。

それから、全国の行政、外郭団体などが、少子化対策・未婚対策・晩婚化対策等としまして、独身男女の出会いの場を提供している。本町の取り組みについてということでございます。

このことにつきましては、もう以前から取り組みしなければならないということで、もう既に行政主体で取り組みをしてきた経緯もございますし、行政でなかなかそういった実績まで上がるところまで来ておりません。フィーリングカップルイベントということで、平成20年度それから21年度、22年度、観音滝公園でグラウンドゴルフ、そのあとの懇親会とかの取り組みをいたしております。申込者においては、それぞれ二けたの、多いときで男女合わせて50名近いでしょうかね、多いときはそういう回もございましたけど、年々少なくなっていくというような状況もあります。

そのほかの外郭団体の取り組みとしまして、本町では、既にIGR京セラのアイビス俱楽部、こちらのほうで年間を通して、触れ合いの場を提供する企画を立てて、推進をされております。これにつきましては既に、昨年度、3組のカップルが誕生したと聞き及んでおります。

また、シルバー人材センターで行われます出会いサポート委員会、これも年2回の開催を予定されておりまして、本年度は当初予算に需用費と会場借上料の予算を計上しております。バッカアップをしていくことにいたしております。

過去、さつま町の女性いきいき推進会議におきましても、どうしてもこれを取り組んでいた

いというようなことでございまして、22年、23年度計画をされましたけれども、ちょうどそのときに口蹄疫が発症したり、あるいはまた天候不順ということで実施できない状況がございましたけれども、とにかくいろんな形で、こういった取り組みをして、何らかのそういうカップルが誕生し、子供が増える環境を整えていく必要があるかと思っております。

町の広報紙でも出しながら、そういう募集をしたりとやっておるところでございます。これについては今、まちなかの、そういう商店街を利用しての取り組みということも、大変活気を帶びておるようありますので、その辺についても今後、具体的な取り組みについては、検討をしていきたいと思っているところでございます。

[町長　日高　政勝君降壇]

#### ○柏木 幸平議員

1項目の子供や若者を増やす総体的な今後の施策についてですが、昭和30年に我がまちは約5万人いたわけですけど、当時から雇用の場が少なく、若者が町外へ流出し続け、現在の人口になっております。

町長の答弁どおり、雇用対策が若者の流出の食いとめと定住促進につながり、今のさつま町には適した人口増の対策と私も思っております。現在の厳しい日本経済の中で、さつま町への企業立地や増設は厳しいものがあると思いますが、我がまちと同様、全国の自治体も必死になって、企業誘致や少子化対策、子育て支援の対策などを行っております。

新聞報道からですが、人口減少がワースト1位の秋田県は、企画振興部に少子化対策局の新設をして、県民参加による脱少子化を掲げており、また富山県は子育て支援少子化対策の条例を制定し、知事政策局に担当を配置しております。また、大都市への若者流出が深刻な和歌山県は、企業誘致に5年間で約4,600件の企業訪問と、上限100億円の立地企業推奨制度を導入し、成果を上げておられるようです。

企業誘致対策室長にお伺いいたしますが、これまでの町外からの従業員の定住化を促す効果についてですが、判っていれば町外からの通勤者や、町外からの通勤者で定住された方が、町内に今どのくらいおられるのか、また通勤者への定住促進は、町としてどのような活動をされているのかお伺い申し上げます。

#### ○企業誘致対策室長（湯下 吉郎君）

ただいまのお尋ねの件でございますが、町内全社ではなくて、町内ものづくり企業振興会のデータから18社の関係でありますが、従業員数が1,503名であります。4月1日現在であります、この中で町内が984名、町外が519名ということで、町内の比率にしまして65.5%、町外が34.5%でございます。

それから、通勤者の定住の状況であります、町外からの定住の状況であります、佐志ニュータウンを購入されたり、あるいは町内に土地を求めて住宅を建設されて、定住されたりという案件はお伺いしておりますけれども、数字のほうはつかんでおりませんので、御了承いただきたいと思います。

それからまた、3点目にお尋ねの通勤者への助成制度の関係でございますけれども、特にそうした制度は設けていないところでございます。以上で終わります。

#### ○柏木 幸平議員

質問していないのまで答えていただきましたけど、町外からの通勤者も519人、34.5%と非常に多いのにびっくりしたわけですが、やはりここあたりの町外からの通勤者による定住も、それだけチャンスがあるということありますので、今後も各企業と連絡をとりながら、そういう定住化に向かって推進をしていただければ、また人口増にもつながると思いますので、要請し

ておきます。

2項目めのことではありますが、今後地域の実態調査やニーズの把握を行って、検討を進めるということではありますが、22年度から27年度までの過疎地域自立促進計画の中で、地域の自立促進の基本方針のところに、人口規模の縮小、高齢化に傾斜した人口構造の変化は、産業経済の規模を縮小させ、地域活力の衰退及び福祉・医療などの社会保障の増加、さらにはいわゆる限界集落の発生、地域コミュニティの低下など、大きな課題となっている。このため人口減少の抑制策、少子化・高齢化に対応した地域づくりが急務であり、本町は今後6年間、次に掲げる取り組みを基本目標に進めます。

この基本計画の課題にあるように、現状の人口減、高齢化の進行、このままだと将来のさつま町の地域コミュニティは不安な状況であります。質問の若者の定住については、さつま町の将来を左右することだと思いますので、先を見越した定住促進も必要かと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

基本的には、定住促進の最たるものは、やっぱり若い人たちが働く場をいかに確保するかということが、私は最優先課題だろうと思っております。

やはり、そういう場所がないと、定住に結びつかないのではないかなどと思っております。そういうことで、企業誘致活動にはもう精力的に、それぞれ町内の立地企業の皆さん方については増設の可能性、そしてまた新たな企業については、そういう情報の収集に県の皆さんと一緒にになって、巡回をいたしております。

そういうことで、あとは居住環境をいかにすることだと思っております。そういう利便性の高い道路であったり、あるいは住宅環境であったり、それでまた医療であったり、福祉の環境が充実しておったり、学校の環境がいいとか、そういう子育てもしやすい、そういう総合的な面でやっぱりそこの定住というのは始まると思っておりますので、単に一つの分野だけに限らず、町政はすべての分野にわたっておりますので、そういう点でさらに積極的に取り組みをしていきたいと思っております。

また今後、具体的には、これからこの建物の関係とか、あるいはソフト的なそういう建物への定住に関する支援、そういうものについては今後対応ができるかと思っております。その辺はまた今後、詰めをさしていただきたいと思っておるところでございます。

#### ○柏木 幸平議員

先ほど、町長も答弁の中で触れられました、ことしの2月に策定されたさつま町公営住宅等長寿命化計画に、町営住宅の入居状況は、世帯主の年齢層が20歳代から40歳代の世帯が宮之城地区で35.3%、鶴田地区が51.6%、薩摩地区が50.7%となっております。

また、この20代から40代にさらに50歳代までを加えますと、宮之城地区が53%、鶴田地区が70.9%、薩摩地区が76.1%になっており、町全体では、20代から50歳代までの入居者が59.7%になっております。

それからまた、アルバイトやパートタイムを含めた職業を持っておられる方が、全体の59.8%あります。ほかに、町営住宅への入居の理由ですが、私の質問の関連部分だけ申しますと、結婚が18.5%、転勤・転職が6.9%、U・J・Iターンが7.8%であります。

また、別の項目では、住宅の改善要望が62.5%、それから建てかえの要望が11.2%あるようです。

ところで、町営住宅は現時点で50棟が耐用年限を経過していることですが、今後、農村地域において年限が過ぎた対象等があれば、国の事業で早急に建てかえをしたらどうかと思うん

ですが、そうすることによって新築で安いとなれば、新婚さんなどの若者世帯や通勤者向けの入居が期待できるのではないかと思うんですが、町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

公営住宅につきましては、長寿命化計画の策定をいたしておりますので、それに基づいて年次的に整備をしていきたいということでございます。本年度におきましては、山崎団地を計画しておりますので、そういう計画に基づいての建てかえということになろうかと思っております。農村地域を優先ということもありますけれども、それは計画によっての建てかえにしていきたいと思っております。

今ありましたとおり、やはり空き家等が相当増えておりますし、あるいは最近、高齢者の方が住まっていた、その隠居にかなり空き家が出ているというような状況もあるようでございます。そういうことやらまた住宅のリフォーム、この辺についてはやはり定住という意味合いから、何らかの方策を考えていく必要があるのかなと思っております。

空き家については先般、ちょっと住居には不適当だと、環境上・防災上問題があるものについては、家主さんの理解があれば、解体の助成をしますよということで、いたしましたけれども、今後まだ十分住居として住んでいけるよと、何らかの手を加えたり、トイレの改修とかいろいろあるかと思うんですが、そういう意味で、若者が帰って来る、あるいは若者でなくとも新たな人が、そういう農村部に入って、人口が増えるということになるような効果が期待できれば、といったリフォーム、これに対する支援についても今後の新たな施策として考えていくともいいのかなと思っているところでございます。

○柏木 幸平議員

確かに、県内においてもそういう古くなった家屋のリフォームをして、活用されているところもあるようあります。それをまた、行政がそういう支援をするということはまた、喜ばしいことでもありますので、そういう方向も検討できれば、一緒に進めていただきたいと思います。

いずれにしても財源のこともあるわけですが、できれば今の状況ではそういう農村部の人口減少が、非常に速くというか、加速してなっておりますので、またそれに伴い子供たちの数も少なくなってるわけです。ですから、先ほど申し上げました鹿児島市の例とか、そういうこともまた担当課においても資料をとって、本町で活用できないのか、そのあたりをまた検討をしていただきたいと思います。

次に、婚活支援についてですが、町においてこれまで3回婚活イベントを行ったということと、京セラのほうで取り組まれていると、それからまた、シルバー人材センターのほうでも出会い系サポート委員会のほうで取り組まれているということですが、私がちょっと残念だったなと思ったのは、答弁にもありましたけど、女性いきいき推進会議の委員が企画立案されました「ほたるDEあいぶね」、これは本当にいい企画だなど、私もひとりもんであればそういう出会いがあって、螢を見ながら、すばらしい出会いになるんじゃないかなと、相当期待しておりましたが、残念ながら口蹄疫等いろいろとありますて中止になったということでした。今後またこういうイベントができたら本当にいいことだなと思います。

京セラのアイビス倶楽部については、昨年度3組のカップルが誕生したということでしたが、このシルバー人材センターの出会い系サポート委員会の現在の申し込まれている会員数とか活動はどのようなことをされているのか、また町内の未婚者の状況は把握されているのか、課長のほうで判ったらお教えいただきたい。

○企画課長（湯下 吉郎君）

ただいまのシルバー人材センターのほうでは、23年度、視点を変えて未婚の方の親を対象と

して集まっていた大いに、そしてまた、親から今度は子供たちへの引き合せということで2～3組、市内の方とか、そういう方と連絡を取り合いながら会われたということで聞いておりますが、その後の経緯についてはまだ把握をしていないところであります。

出会いサポート委員会は、シルバー人材センターのほうでつくっていただきまして、現在では男性が15名、うち町内の方が10名、そして女性が2名、うち町内が2名ということで、2名とも町内ということですが、なかなか女性の対象の方が町内にいらっしゃらないので、町外に求めてまた活動をしていきたいということでございまして、ことしはまた年に2回程度のイベントを計画をしたいということでございます。以上です。

#### ○柏木 幸平議員

数字を聞いてみると、男性が15人、女性が二人申し込まれているということで、ちょっと少ないのかなと思ったところですが、先ほどの、親が子供を売り込んで結婚に結びつけるちゅうのは、たしか韓国でそういうのがあるということを、1回テレビで見たことがあります。熱心に親が子供のPRをして、うちの息子はどうですかっていうようなふうで、まちなかでもやっておられるのを見たことがあります。

シルバー人材センターに移行ちゅうか、任されたわけですけども、やっぱりそこあたりも今数字を見ますと、そんなに効果が発揮されていないのかなということもありますので、この辺また行政のほうとしても、連絡を取り合いながら、支援ができるような体制をもうちょっとしていただければ、活発になるんじゃないかなと思います。

未婚者のデータがないということですが、私たち議員の中でも周りにはたくさんの未婚者がいると、それで何とかしていい回答をもらって、未婚者の解消ができればよかどんなちゅうことも今、質問前にはあったところですが、その中でいろんなイベントが、県内でも行われているわけですけれども、県内で行われている飲食店などを利用したまちコン、それと町内のイベント参加を活用した、私が勝手につけたんですけどイベコン、それとグリーン・ツーリズムなどの体験型を生かしたグリコン、ジョギング大会などスポーツを生かしたスポコン、こんなふうに工夫をしたら、たくさんの出会いの場ができるんじゃないかなと思うわけですが、それが成功することによって、これまできっかけが少なかった未婚者の出会いの場が広がることにより、参加者本人の楽しみや生きがいになり、お互いの情報交換やまちから情報を流すことにより、さつま町の魅力も売り込めると思います。

婚活イベントの参加対象を町内の人間に限るのか、オープンにするのかによりますけど、オープンにすることで交流人口の増加につながり、若者が集まることで、町の活性化や経済効果もつながってくると思います。

さらに、カップルが誕生となると、定住の促進につながり、少子化対策、人口増加、私の考えで余りにも飛躍していると思われますが、今この身近なできることを何かしないことには、本当に過疎が進行するばかりじゃないのかなと思うことであります。若者と一緒にになってつくる、将来に夢と希望を持てるさつま町の姿を願うわけですが、結婚支援について再度、町長の御意見をお伺いいたします。

#### ○町長（日高 政勝君）

少子化対策という一つの大きな命題もございますが、その中でやはり、若い方々が昔と違って昼間だけの勤務でない、やっぱり夜の勤務とか時間帯がそれぞれ24時間の中で働いていらっしゃいますので、そういう意味合いで、なかなか出会いの機会がないということもあるようでございます。

そういうことで、こういったいろんな取り組みを工夫をしながら、やっていらっしゃいますけ

れども、まずは、やっぱり結婚する意思があれば、こういう場に積極的に出ていただく、それがまた、まず第一の段階であります。

こういうイベントがあっても、やはり遠慮ということもあるようですから、まずはこういう場に出ていく、また出ていくような内容でなければならぬだろうし、まちなかのこういった出会いの場も、今、新しく出ておりますし、親の方同士での情報交換とか、そういう場もありますので、何とかこの辺の第一段階のところの取り組みを、もっともっと工夫をして、またいろんな議員さんの協力も仰いでいかなければならぬと思っておりますので、今後の社会を支える子供たちが増える、このことは、やっぱり町の発展や国の発展につながることでございますので、真剣に取り組まなければならぬ課題であると思っておりますので、さらにまた工夫をしてまいりたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

答弁の補足があります。

○企画課長（湯下 吉郎君）

先ほど、さつま町の未婚者の状況ということで、答弁が漏れておりましたが、これは、国勢調査の調べですが、2010年はまだしておりませんが、その前の状況でございますけれども、総数では1,973人いらっしゃいまして、これは25歳から50歳代を含めてであります。男性が1,277名、女性が696名ということで、特に25歳から786人、30歳から39歳までが622人、40歳代が406名、それから50歳代が355名ということで、昭和55年からしますと、男性もですが、特に女性のほうの未婚率が増えておりまして、特に25歳から29歳の1980年、昭和55年の未婚率が53.4%であったのが、2005年では64%になったということと、女性では23.6%が48.9%になったということで、この年齢のほうが非常に数字が上っているところであります。以上であります。

○柏木 幸平議員

今、課長のほうで当町の数字を聞いたわけですけど、やはり、これだけのたくさんの未婚者がおられるということは、反対にそれだけのたくさんの出会いがあって、また人口増につながる可能性もあるということであります。

今後、町長も真剣に取り組みたいというような答弁もありましたが、いろんな子供を育てる環境づくりは進んでも、肝心の出生が少ないとなると、効果がどうなのかななどということもあります。これまで町長が言っておられます働く場を優先的に考え、総合的な取り組みになると思うんですけど、さつま町の今後の定住促進と人口増加に期待いたしまして、全部の質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

以上で12番、柏木幸平議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね15時とします。

---

休憩 午後2時46分

---

再開 午後3時00分

---

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、14番、内田芳博議員の発言を許します。

[内田 芳博議員登壇]

## ○内田 芳博議員

通告に従って、質問させていただきます。

混迷する社会情勢を踏まえて、前途多難な時代を担う生徒たちの背景を重視し、現状の社会は少子高齢化、人口減少が社会環境に与えた影響は、全国的に衰退と静寂が進み、その景観は、限界集落を見る感じがいたします。活力策を図るために、新規事業等の取り入れなど図られ、打開策に懸命な努力がなされております。

社会情勢と経済の混迷がもたらす生活環境の変化は、はるかに予想を超えた社会に遭遇することになります。生徒たちは、純粋な気持ちで将来に向かって、力強く羽ばたくことになりますが、一方では重き荷物を背負って進むことになります。この克服のために、教育の度合いを深めていただきたいのであります。生徒たちが、混迷する社会で新たな生活圏を築き、生き抜くために、よりよい進学、進路、就職についていただくために、学力向上を図っていただきたいということです。

一般の職場も変わりました。老後を考えて、会社仕事が主流で、職種によっては廃業等が見られ、たくみのわざも後継者がいなくなり、自然消滅をしています。大手企業は経済の動向により、会社の統合、廃合そして縮小、人員整理、撤去等、働く人に不安を与え、その影響は天下の大型企業にも波及をし、社員はもとより周辺の商店街の打撃はひどく、対策も立てられず、危機が迫るのが実情であります。

年間所得300万円から200万円の低所得者の問題などは、大きな社会問題となっています。学校側も社会情勢に合った教育について、保護者会等でも十分な説明等もなされ、保護者の立場、生徒の立場について知らしめられているものと考えます。しかし、保護者の大半の方々は、日々の生活の忙しさに生活中心で、学力のことは学校にということになります。

教育の場で今以上の学力向上を図っていただき、高校、大学、進路のつながる学力をつけていくこと、生徒たちを育てていただきたいと、前途多難な次世代を生き抜く生徒たちの将来を考えて、学力向上を図るべきと考えますが、この点について、教育長の見解をお伺いいたします。

〔内田 芳博議員降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

## ○教育長（東 修一君）

経済社会情勢の変化に対応しまして、主体的に生きていける児童生徒を育成するためには、最も大事なことは、学力の向上であるということは周知のとおりでございます。

本町では、今後10年間を見通した教育振興基本計画の中で、教育行政の基本理念の一つに、時代の変化に主体的に対応できる人間性豊かでたくましい人材の育成を掲げて、諸施策を展開しておりますが、学力向上は、道徳の教育の充実等とともに、学校教育の最重要課題として取り組んでいるところでございます。

特に、進学や就職のための確かな学力の向上につきましては、児童生徒の学力の実態を確実に把握した上で、行政が努めること、学校の経営者として管理職が努めること、授業内容の充実等教職員が努めること、ただいまございましたように児童・生徒の学習態度に関すること、あるいは家庭、地域に支援していただくこと等々をしっかりと見きわめた上で、対処していく必要があるというふうに考えております。

行政が努めることにつきましては、学力向上がまちの最重要課題であるという、その方向性をしっかりと示し、県、本町の指導主事が学校の要請に応じていつでも校内研修等に参加して、授業の質の改善が図られるよう指導しております。

学校の経営者として、管理職が努めることにつきましては、月一回は教育委員会あるいは北薩

教育事務所等で、校長、教頭の研修会を実施しておりますと、社会情勢に対応した学力向上のため等の学校運営のあり方、あるいは組織として職員を動かすための研修等も実施しております。

また、教職員の資質や授業力の向上につきましては、管理職による授業参観を初め、指導主事による授業指導、校内の研究授業やその授業研究をできるだけ多く実施するように指導しております。ことしは、本町では新たに町の単独事業としまして、中学校学力向上セミナー事業を起こしまして、教職員が先進校を視察し、本人自身の資質の向上を図って、その成果を研究授業という形で授業を公開し、生徒の学力向上はもとより、他の教職員にも波及するようにしているところでございます。

児童生徒の学習態度につきましては、情報機器や新聞等の活用により興味・関心を持たせる工夫を図り、主体的に学ぶ意欲の醸成に努めますとともに、キャリア教育、職場体験等を通じまして現在の状況の厳しさ等も身につけながら、児童生徒が目的意識を持って、何事にも積極的な取り組みを指導しているところでございます。

また、家庭、地域の支援体制につきましては、特に家庭では、学校での学習と家庭での学習がうまく連動することで、学力が定着するものと考えておりますとともに、本年度新たに、なぜ家庭学習が必要なのか、改めて「さつまっ子家庭学習のポイント」として、小学校低学年、中学年、高学年用そして中学生用の4種類の資料を作成しまして、全家庭に配布して親子ともに家庭学習の重要性を認識していただき、家庭学習が充実するようその活用を推進しております。

また、地域からは、地域の皆様が持っておられる知見を学校に出向き、授業等で生かしてもらい、子供たちの学力向上に資するよう、先般も議会で質問がございましたが、学校応援団をこの2学期からスタートさせるべく今準備を進めております。

学力には数値で見てとれる見える学力と、思いやりや優しさ、いわゆる情でございます、あるいは意欲、根気、やる気、意でございますが、この「知・情・意」、見えない学力、この二つがございます。見える学力ばかりではなく見えない学力がしっかりと身につくことで、確かな学力へ、あるいは厳しい社会へ対応できるものと考えておりますと、町長マニフェストにございます早寝・早起き・朝ご飯運動の定着や「さつま読書のすすめ」によります学年別推薦図書で発達段階に応じた読書指導によりまして、読書の質を高め、知的好奇心の喚起が図れるよう、取り組んでいるところでございます。

以上のようなことを踏まえまして、小学校、中学校、高等学校の縦横の連携も図りながら、地元で生まれた子供は地元でしっかりと育てられるよう、造語でございますけれども、地産地消にあやかり「地産知育」をモットーに、どんな困難にも敢然として向き合える、骨太のさつま町の青少年を育成すべく、学力の向上に努めてまいりたいと考えております。

[教育長 東 修一君降壇]

## ○内田 芳博議員

市街地と町村の教育、この置かれた環境、市街地は何といつても学校数が多いということ、生徒数が多いということ、このことによって学校等の情報等の伝わり方等々というのは非常に多いものがあると、このように考えますが、そして、名門校とか、いろいろ学校においては、やはり小学校の児童の時期からいろいろと先行されて取り組まれていると、このように考えます。

よく言われた言葉でございます。名門校の70%は市街地から入ってくると、残りの30%は町村から来ると、こういうことがよく言われておりました。

そういうことは何といつても学校教育外にやはり学習をする、勉強する塾等が十分整っていると、設置されていると、市街地は。そういうことがございまして、やはり人間そのもの、生徒・児童にしてもですが、大局を見、そういういろんな人間性の状況が大らかに大きく成長していく

のではないかと、このように考えます。

そして、町村はやはり学校数も少ないです。生徒数も少ないです。そういう点から考えたときに、非常に私は固定化したのではないかなど、こういうことを考えます。そして学校教育はそう変わらないわけですけれども、何といつても生徒の皆さんのがんばりが大きく育つかということ、ここに我々はやっぱり原点を持って来なければいけないのではないかと、このように考えます。

そして、いつも言いますが、約25年前ころにやはり今のこのまちの状況、これが25年あとには来るということをよく言われました。全くそのとおりきました。間違いはございません。そして、これから30年後には、一人の人が一人の老人を背負うという、これも確実やってきます。そのときに、この生徒方は頑張っていただく方々です。

そうしたときに学力をつけて、いい職場について、いい生活ができるという、やはり確信を持って頑張っていかなければなりません。ですから、私たちはこの大計を考えて、学力向上ということをしっかりとといかなければならぬのではないかと、このことを考えて、再度教育長の見解をお伺いいたします。

#### ○教育長（東 修一君）

議員御指摘のように、環境が教育をつくるとよく言われますけれども、私は、さつま町は教育のそういう意味においては、そんなに悪くはないと思っておりまして、非常に潜在意識は高いというふうに思っております。

おっしゃいますように、この多様な意見、こういう中で頑張ることは非常に大事なことでござりますし、例えばスポーツ等では、適正な数というのも必要であるのかもしれませんけれども、現在は与えられた状況の中で何とか、今回の24年3月の入試の結果を見ましても、希望する者は、市内の学校にも10%程度でとおっておりまし、そういう力はついていると思っておりますので、何とかいろんなものに伍していけるような教育をやっていきたいというふうに考えております。

#### ○内田 芳博議員

鹿児島県は、やはり何といつても人口産出県ですか、学校を終わって就職をするとなれば、大半の方々が大都会に出て行くという、これはもう鹿児島県に生まれた方々の宿命かもしれません。

そして、その方々は皆さんもですが、大都会に裸一貫で行って、そして自分の住居圏をしっかりとそこにつくらなければならないという、厳しい使命というのを自分の生涯に置かされているわけです。ですから、こういうもろもろのことを考え、また残された方は地域のリーダーとして、しっかりと地域を守っていかなければならぬという、こういう縮図になります。

ですから、学校教育、学力向上ということは非常に言われてきたわけですが、7日の本会議終了後に、委員会の日程、所管事務調査の調査地ということについて、委員会で協議をいたしました。そのときに、学力向上について、京都府の綾部市というところを事務局のほうでピックアップしていただきました。その3万5,000人の市が学校教育の目標として、今ある自分に感謝し、進路実現に向け、懸命に生きる子供の育成という、こういう目標を掲げて取り組んでいらっしゃいます。そして知育、德育そして心身育ということで、やっておられます。

私たちはこれを考えたときに、昭和の終戦後の新憲法の教育の中で、やはり即これが取り組まれたものか、あとでこのことが取り組まれたことか、大都市においてこれだけのやはり進路実現というのを掲げて取り組んであるということは、非常に私は教育は進んでいるなど、大都市は。

我々はそれを見たとき非常に弱いのではないかと、若干薄いのではないかという、こういう危惧をいたします。ですから、こういうことを考えたときに、教育長、こういうことについてはいかがお考えですか。この点についてお伺いしたいと思います。

## ○教育長（東 修一君）

先ほど申し上げましたように、学力というのは目に見える数値で、いわゆる知育といわれる教育と、そうでない優しさとか、人間としてあるべき姿、こういうものも必要でございまして、そういうのをバランスをとりながら、さっき言われましたように「知・徳・体」というような表現もございますけれども、そういうような形でバランスがとれるような形でやっていきたいと。

ただ、おっしゃるように、目先の高校あるいは大学にとおらないようではこれは何にもなりませんので、そういうのはちゃんと念頭に置きながら、今言いますような徳とか体というのを含めながら、やっていきたいと。

京都のそれも感謝の心とか、そういうものをベースにしながらやっておられるんだろうと思いますけれども、私もやはり知識というのは、行動になってあらわれて、いわゆる品性となってあらわれて、初めてこれが真の知識だというふうに考えておりますので、それを根底に置きながら今、各学校にいろんな活動をお願いをしているというところでございます。

## ○内田 芳博議員

教育長、この学力向上というのをやはり質問いたしますのは、これから社会の進み、先ほど言いましたとおり、一人で一人の老人を支えていかなければならぬ、少子化は進むと、非常に厳しい社会、混迷する社会、それでも少ない生徒の中からも大半が私は大都会へ向かって行くと、そういう中の厳しさがあるわけですから、それは私たちが知っていて、そして今この地域の社会が社会のいろんなことを実現して見せておるわけですから、これ以上の厳しさに遭う生徒の方々ですから、これは我々がそれを十分見ておって、そしてその対策は、やはり私は厳しいときは教育だと思います。国家のために、地域のために、そして家庭のためにと、こういうふうになってくると思います。

だから、私たちが今一番、やはり目を向けて、心を向けるというのは、この教育ではないだろうかと、終戦後の日本が降伏をしたのは、いろんな条件はあろうと思いますけど、青空教育という教育だけはしっかりとやらした、やはり私は、先人というのは偉かったと、今我々もこうして30年あとのときになって、その方々がよくしていただいたという、我々もそういう自負するようなものを、今残していく道をつくっていかなければならぬのではないかと、このように考えます。

ですから、今以上のやはり教育というのがあると思いますが、その中で厳しさもいろいろあらうと思いますけれども、できる範囲の中の教育、学力をつけて、私は、世の中に羽ばたいてやらせたい、これが私の願いです。この発言について、教育長どうでしょうか。

## ○教育長（東 修一君）

先ほどから出ておりますように、本町のゼロ歳児から14歳児までが人口の約11%でございます。65歳以上が35%でございます。ゼロ歳児から14歳児までが11%ですので、学齢人口はまだ少なくなるわけとして、私もこのことは常に頭の中に入れながら、今からの社会を生きていくためにはどうあるべきかということを念頭に入れながら、学校の管理職の研修会等でも話をしているところでございます。

今、議員の指摘されるように、そういう世界でたくましく生きていくような諸施策、まずはその生活習慣の徹底からやっていくべきであろうと思いまして、常にこういう子供たちの少ない状況は、管理職にも話をしながら、諸施策を展開をしていくというふうに考えております。

## ○内田 芳博議員

教育長、最後になりますけれども、保護者の皆さんには、この状況をやはり新聞報道等では十分見られておると思いますが、日々の生活の忙しさに、ついついこのことはほかになってしまふと、

ですから保護者会等があるときには、このことも十分また含んで知らしめて、そして保護者の立場、生徒の立場をやはりはかつていただいて取り組んでいただきたいと、このように考えます。

このことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、内田芳博議員の質問を終わります。

---

### △延 会

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ、延会したいと思います。御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。ご苦労さまでした。

延会時刻 午後3時24分



平成24年第3回さつま町議会定例会

第 3 日

平成24年6月13日



平成24年第3回定例会一般質問

平成24年6月13日（第3日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(2) 東 哲雄	<p>1 農林業対策について</p> <p>(1) 新たな農林業いきいきプランは、これからの中農林業の基本計画であることから、目標達成に向けた取り組みに期待する一方、推進に向けての課題も多い。今回のプランに向けた町長の思いを伺う</p> <p>2 公共施設の管理について</p> <p>(1) 今年度から景観形成推進事業として個人が所有する危険家屋への対応が図られているが、公共施設である旧宮之城中学校校舎は景観形成の面からも解体を急ぐべきと思うが、町長の考えを伺う</p> <p>3 無線放送施設の整備について</p> <p>(1) 公民会無線放送施設整備事業は、戸数の少ない公民会にとっては、高齢化の進行もあり経費負担が重荷となって整備が進んでいない。今後は何らかの経費軽減策が必要と思うが、町長の考えを伺う</p> <p>4 鳥獣被害対策について</p> <p>(1) 鳥獣被害対策実施隊の設置を県も進めているが、本町の設置に向けた状況について伺う</p>
2	(13) 楠木園 洋一	<p>1 交流による人材育成について</p> <p>(1) 自然、農産物など地域の現状を再確認して、それぞれの地域の特性を見出し、地域再生のための戦略資源に変身させることが重要と考える。そのようなことができる人材を育成する交流や研修などを増やせないか伺う</p> <p>2 消防団組織の充実について</p> <p>(1) 地域に密着して活動している消防団組織の充実を図る上から、団員の待遇改善について伺う</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
3	(16) 市來修	<p>1 図書館の設置について            (1) 現在の屋地楽習館図書室では、図書の充実や町民の利用に対応するためのスペースに限界がある。宮之城文化センター内にある教育委員会執務室が移転した後、図書館として活用する考えはないか伺う</p> <p>2 町内産木材による経済振興策について            (1) 本町には人工林において伐期にある杉、ヒノキの資源が豊富にあるが、その価格は長期にわたり低迷している。経済振興対策として、町内産木材を利用し地元業者により住宅建築をする場合、町から補助金を交付する制度は考えられないか伺う</p>

## 平成24年第3回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成24年6月13日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (19名)

1番	森	山	大	議員	2番	東	哲	雄	議員			
3番	麥	田	博	稔	議員	5番	川	口	憲	男	議員	
6番	新	改	秀	作	議員	7番	平	八	重	光	輝	議員
8番	平	田	昇	議員	9番	舟	倉	武	則	議員		
10番	岩	元	涼	一	議員	11番	内	之	倉	成	功	議員
12番	柏	木	幸	平	議員	13番	楠	木	園	洋	一	議員
14番	内	田	芳	博	議員	15番	桑	園	憲	一	議員	
16番	市	來	修	議員	17番	新	改	幸	一	議員		
18番	木	下	敬	子	議員	19番	木	下	賢	治	議員	
20番	中	尾	正	男	議員							

欠席議員 (1名)

4番 米 丸 文 武 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	萩原康正君	議事係長	中間博巳君
議事係主幹	松山明浩君	議事係主任	神園大士君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	教育長	東修一君
副町長	和氣純治君	教委総務課長	山口正展君
企画課長	湯下吉郎君	社会教育課長	岩元義治君
介護保険課長	中村慎一君	耕地林業課長	山口良一君
町民課長	前田淳三君	農政課長	平田孝一君
消防長	高木卓朗君	担い手育成支援室長	高橋哲郎君
総務課長	紺屋一幸君	建設課長	三浦広幸君
財政課長	下市真義君	商工観光課長	赤崎敬一郎君
安全安心対策課長	崎野裕二君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第36号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第38号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 4 議案第39号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第40号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務 (第2委員会室)	36 38 39	さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について さつま町火災予防条例の一部改正について 平成24年度さつま町一般会計補正予算(第1号) (関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 15款 県支出金 (関係分) 18款 基金繰入金 19款 繰越金 20款 諸収入 (関係分) 21款 町債 歳出 2款 総務費 第2条 繼続費 第3条 地方債の補正
文教厚生 (第1委員会室)	39 40	平成24年度さつま町一般会計補正予算(第1号) (関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 15款 県支出金 (関係分) 歳出 3款 民生費 10款 教育費 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
建設経済 (議場)	39	平成24年度さつま町一般会計補正予算(第1号) (関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 15款 県支出金 (関係分) 20款 諸収入 (関係分) 歳出 6款 農林水産業費 7款 商工費

【参考】 請願

○30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について  
(文教厚生常任委員会に付託)

## △開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

ただいまから、平成24年第3回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

4番、米丸文武議員から本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

---

### △日程第1「一般質問」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1、第2日目に引き続き一般質問を行います。

質問通告に従って発言を許可します。まず、2番、東哲雄議員の発言を許します。

[東 哲雄議員登壇]

○東 哲雄議員

通告に基づき、順次質問をさせていただきます。

まず1点目は、農林業対策についてであります。新たな農林業いきいきプランが策定されました。これから農林業の振興について、目標数値を掲げた本町農林業の基本となる計画であることから、目標達成に向けた取り組みに期待する一方、推進に向けての課題も多いと考えます。今回のプランに向けた町長の思いを伺います。

2点目は、公共施設の管理についてであります。今年度から景観形成推進事業として3カ年の期間限定で、個人が所持する危険家屋への対応が図られます。また、本町は景観行政団体の指定も受けています。旧宮之城中学校跡地は今後の利活用も急がれるところですが、公共施設である校舎は景観形成の面からも解体を急ぐべきだと思いますが、町長の考えを伺います。

3点目は、無線放送施設の整備についてであります。公民会無線放送施設整備事業は、戸数の少ない公民会にとっては、高齢化の進行もあり、経費負担が重荷となって整備が進んでいない状況でございます。今後は何らかの経費軽減策が必要と思われますが、町長の考えを伺います。

4点目になりますが、鳥獣被害対策についてであります。鳥獣被害防止特措法では、市町村が鳥獣被害対策実施隊を組織できることから、その設置を県も進めていますが、本町の設置に向けた状況について伺います。

[東 哲雄議員降壇]

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。ただいま東哲雄議員のほうから4項目にわたりましての質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、農林業政策についての新たな農林業いきいきプランの策定に伴いまして、町長の思いを伺うというようなことでございます。

御承知のとおり、さつま町農林業いきいきプランにつきましては、平成18年度から22年度までの第1期計画期間が終わりましたので、23年度から新たに5年間を目標としました第2期の計画を見直しをして、策定をいたしたところでございます。この計画は、平成22年度に策定をいたしました町の総合振興計画の後期基本計画の産業経済部門として位置づけておりまして、農林業の振興についての目標数値を掲げ、それを具体化するための基本となる計画といたしているところでございます。

農林業を取り巻く環境は依然として厳しい状況ではございますが、今後の農林業の振興を図っていくためには、これから地域農業を担う担い手の育成、あるいは産地間競争に生き残るための「さつまブランド」確立を推進していく必要があると考えております。

その一つとしまして、北さつま農協と連携をいたしましたトップセールスに努めまして、「薩摩のさつま」の販売促進活動を行っているところであります。

先日もトップセールスの一環として、アミュ広場で特産品祭り、あるいは博多の駅前のホテルで実施をいたしたところでございます。町の特産品のPR、あるいは観光もあわせてPR等に従事したところでございます。

なお、今回のプランにおきましては重点品目の見直しも行いまして、従来の重点推進7品目、里芋、カボチャ、温州ミカン、ブドウ、ナシ、カキ、マンゴー、これと拡大推進5品目としておりますトマト、イチゴ、ゴボウ、ハウスキンカン、梅、これらに加えまして比較的省力的で高齢者の皆さん方でも栽培しやすく、価格面におきましても有利に販売できそうなジャンボインゲン、それと白ネギを新たな振興品目に指定をいたしたところでございます。

また、農業の産出額1億円以上の目標として、従来の4品目トマト、イチゴ、茶、たばこから、たばこにつきましては、廃作奨励によりまして減少しております関係から今回は除いてございますが、新たにカボチャと梅を加えたこの5品目に拡大をして、目標達成に向けて技連会を中心に、関係機関一体となりまして強力に推進をしてまいります。

農業者の高齢化が著しく進行している中でございますが、将来においても健全な農業農村の環境維持、保全していくためには地域ぐるみで進める集落営農とやる気のある担い手の育成、農林産物の生産につきましては、産地間競争の激化に伴う競争力の向上、また水田転作における重点品目の作付や裏作の導入、あるいは水稻あとの二毛作など水田の有効利用を図り、農業生産の拡大に努めてまいりたいことにいたしております。

畜産につきましては、「さつま牛」のブランド確立、大規模農家の育成、耕種部門との連携ということで、どうしてもこの自給粗飼料の確保というが必要となってまいりますので、そういったことに努めてまいりことにいたしております。なお、新たに「さつま牛」のいわゆる産地として継続するためには、優良雌牛の保留・導入ということが非常に迫っておりますので、これについてはさらに重点的に進めてまいりたいと考えております。

林業につきましては、豊富な竹林資源というのがございますので、これを生かしました早掘りタケノコ、日本一早い「さつまたけのこ」、これの産地確立と竹資源の有効活用ということに力を入れまして、そのほか除間伐等の推進もございますけれども、そういった森林の持つ公益的な機能の維持・保全にも努めてまいりことにいたしております。

このようなことから今回作成しました、さつま町農林業いきいきプランにおきましては、本町における今後の農林業振興を図る上で基本となる計画でございますので、関係機関と一緒にになって、目標達成に向けて最大限の努力をしてまいり所存であります。

2番目の公共施設の管理の関係でございます。旧宮之城中学校の校舎につきましては、景観形成の面からも解体を急ぐべきではないかとの御質問でございます。

宮之城中学校につきましては、子供たちの安全性を確保するために、廃止となりました県立の宮之城高等学校に平成22年9月に移転をいたしましてから、1年9カ月が経過をしているところでございます。移転後の旧宮之城中学校の校舎等の管理につきましては一応、行政財産いわゆる教育財産から、一般の町有財産という形に移管をいたしまして、現在では安全防犯上の観点から立ち入らないようにロープを張ったりして、立入禁止の表示をして、定期的な見回りも行っているところでございます。

現在は、武道館等の一部の建物につきましては、町のいろんな備品等の倉庫として使用をいたしているところでございます。

校舎等の公有財産の利活用につきましては、これまでにも何人かの議員の皆さんからも一般質

間でのお尋ねもあったところでございます。なお、ニシムタの活用要望等もございましたことから、検討はすつといたしてきているところでございますが、なにしろ校舎等の老朽化の現状を見ましても、このまでの利用というのは非常に難しい状況になっております。

しかしながら、最近におきまして再生可能エネルギーの導入ということで、国が電力の買い上げを7月1日からスタートをするということに伴いまして、複数の企業からああいった広大な面積を利用して、大規模な太陽光発電設備を設置したいとの申し出もなされておりましたことから、そういう面からも新たな活用策について検討をする時期に来たと思っております。このように時宜を得た新しい活用策も出てまいりましたので、有効活用を図るべく、また景観、防犯、防災上の観点からも校舎等の解体については、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3番目の防災行政無線の整備についてでございます。

公民会の無線放送整備事業につきましては、小規模の公民会につきましては経費が重荷になって整備ができない、公民会の積み立ても少数の戸数と高齢化で厳しい現状にある、何らかの経費軽減策も必要ではないかということでのお尋ねでございます。

公民会の放送設備につきましては、高齢化や維持経費、作業の負担の軽減などを図る観点からもここ数年、無線化への整備が進められてきておりまして、現在では無線化率は74%程度まで進んできております。

ところで、無線放送設備の整備につきましては、従来から対象事業の2分の1の補助金を交付しております。また、平成18年水害以降におきましては、大規模水害などで被災をされた公民会には特例的に80%、そしてまた、公民会合併をされたところにつきましても特例的に70%まで補助率をかさ上げをしまして、優先的に助成をいたしているところでございます。また、高齢化率の高いところについても採択の要件としましては、優先度を採用しているというようなことでございます。

経費の個人負担部分につきましては、公民会の規模で負担に差異が生じている。これはもう十分に認識をおるところでございますが、これはある面におきましてはやむを得ない部分でもあるかと思っております。現在、町でも公民会活動における経済的、精神的負担の軽減を図る意味合いからも、公民会合併を推進しているところでありますし、合併を進めていただいたあと、有利な補助率での整備をお願いしたいと考えているところでございます。

次の4番目の鳥獣被害対策についてでございますが、県は鳥獣被害対策実施隊の設置を進めております。本町の設置に向けた状況についてのお尋ねでございますが、本町におきましては、平成21年度に策定をいたしました町の被害防止計画の中で、経過期間であります21年度から23年度中に実施隊を整備するようにしてきましたことから、最終年度の23年度に後方支援としての役割としまして、役場職員の中から有害鳥獣対策に関する課の職員、41名になりますけれども、それらの職員によって実施隊を設置をいたしたところでございます。

議員の御質問にある実施隊につきましては、狩猟免許を持った捕獲隊による実施隊のことだと思うわけでございます。これにつきましては、県内では唯一お隣の伊佐市だけが設置された経緯がございますけれども、課題が多かったのか判りませんが、現在は職員のみの実施隊となっているようあります。

県内には狩猟免許を持った捕獲隊による実施隊は現在ないということでございます。そういう中でありますが、本町におきましては県や国の助言もございまして、平成24年度からの新しい被害防止計画の中で捕獲隊員や農業者等による実施隊の設置を計画しております。

いずれにいたしましても、この設置には獣友会の皆さん方の御協力が不可欠でございますから、

町内の五つの獣友会と現在、協議を重ねているところでございます。獣友会の中には設置に前向きな会もございますけれども、まだまだ十分な理解をするまでに至らない獣友会もございますので、このようなことにつきましては、いろんな県外の優良事例等も調査を行いながら、課題に対する対応策を十分検討して、今後も引き続き理解が得られるように話し合いをしてまいりたい、そして、早い機会に設置ができるように努めてまいりたいと思うところでございます。

以上でございます。

[町長　日高　政勝君降壇]

#### ○東　哲雄議員

ただいま答弁をいただきましたけれども、第1点目でございますが、まずもって本町の1億円以上の產品が年々減りつつあるなど、そういうことを実感をしているところでございます。今回は、農林業についても幅広い分野でございますので、園芸の部門の関係で質問させていただきたいと思いますが。

まず前回、平成18年度、初年度として作成されましたこのいきいきプランでございますけれども、その当時22年度の目標とそしてまた22年度の現状を比較してみると、だいぶ大きな差が出ているようございます。この5カ年の間に高齢化により生産をやめた方、それから社会情勢の変化、また価格の低迷など、農林業を取り巻く状況は厳しくなってきていることもその要因の一つではないかとは思っておりますけれども。

例を申しますと、イチゴで22年度の目標、共販額で言いますと3億1,500万円で目標を掲げてあったんですけども、22年度の現状では9,500万円ということ。ゴボウでは1億8,000万円を目標としてあったんですけども、4,000万円。カボチャで8,000万円であったのが4,600万円。それから、梅は霜害等がございましたので、2億5,000万円であったのが1,800万円。共販の額でございますけれども、大変落ち込んできているのが現状でございます。

そういうことで、こうした状況を今回のプランをつくるに当たって、技連会等でどのように判断をされ、そしてまた今回のプランづくりにどのように生かしていこうと、そういう話し合いといいますか、協議をされたものか、その辺からお聞きいたしたいと思います。

#### ○農政課長（平田　孝一君）

第2期のいきいきプラン作成に当たっての経過でありますけれども、一応第1期が22年度で終わったということで、町の農林技術協会の中に九つの部会がございます。この九つの部会の中で新たに第2期プランを作成するに当たって、一応自分たちの目標ということでその中で十分にもんでもらいまして、この計画ができ上がったというふうになっております。

先ほどからおっしゃられておりますように、1億円以上の品目というのが減ってきております。やはり、おっしゃいますように農業者の高齢化、農産物の価格低迷、こういったことが一番の要因でありますけれども、やはり高齢化が進む中でもせめて現状維持ということで、第2期では大きな目標ではなくて最低限の目標ということで掲げたところでございます。

#### ○東　哲雄議員

今言われますように、今回示された数値目標は、現状維持か微増のそういう数値で示してあるようですが、私はもう少し1億円產品を増やすということから、積極的なそういう数値が見えなかつたのが残念なんですけれども、余り極端に変わっていない数字に思えるんですけど、その辺のはどうなんでしょうか。

#### ○農政課長（平田　孝一君）

先ほども申し上げましたように、余り大きく伸びないで現状維持というのがベースになってい

ますが、今回の計画ではあくまでも平成22年度の実績を参考にして、農家数の減少あるいは就業人口の減少なども勘案して目標を設定したというところでございます。

1億円以上の品目につきましても4品目を5品目としたところでありますと、カボチャ、白ネギなどの作物の面積拡大、あるいは畜産部門の頭数拡大としていきたいと考えているんですけれども、先ほど言ったように、ほかの部門についてはおおむね現状維持、これだけは最低していきたいということで、そういう目標にしております。

○東 哲雄議員

梅についてですけれども、23年度から共販で1,000トン、共販額で2億3,000万円とあるんですけれども、その辺について見通しはどうなんでしょうか。

○農政課長（平田 孝一君）

特に梅につきましては、第1期計画の平成22年度目標を面積120ヘクタール、生産量1,300トン、生産額で3億2,500万円を見込んでいたところなんですが、平成22年度は3月11日に季節外れの雪害及び霜害に見舞われまして、生産量がわずか81トンと大幅な減となりました。

第2期計画では平成22年度をベースとしまして、5年後の平成27年度を目標としたことから生産量の大幅増となっておりますが、これは平成18年度に1,000トンを超える出荷実績もございまして、また梅の木も20年生前後となっておりまして成木化しているということで、十分に達成可能な目標であると考えているところであります。

○東 哲雄議員

今回、町、JA、振興局、技連会の園芸部会、そういうことで推進を図っていくんだとうたつてありますけれども、相当やはりこれは頑張ってやらんと、なかなか厳しい面があるというふうに思っておりますけれども、具体的な推進策、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○農政課長（平田 孝一君）

町の農林技術協会が9の関係機関、団体で構成されておりまして、農業生産の推進、農業構造の確立、担い手の育成・確保を図るとともに、その目的達成のために技術経営研修、会員相互の連絡調整を行うとともに統一的な指導体系を整えて、本町農業農村の活性化に寄与するということを目的としております。

この中で九つの部会がありまして、それぞれ部会の中でいろいろと積極的な活動をしていただきたいということあります。当然の中にはJAとか県、町、共済組合、薩摩中央高校、土地改良区、いろいろ入っていただいておりますけれども、そういう生産活動を行うことによりまして、やはり自分たちの組織のことでもありますので、そういう中で農林技術協会が統一的な指導体系をとって、町の農業者の所得拡大を図るということで、農林技術協会で連携して、一生懸命今回の目標達成に向けて取り組んでいただきたいということで考えているところであります。

○東 哲雄議員

この推進に向けてはやはり一年一年、内容、結果をやはりしっかりと検証して、そしてまた次の年にどのような体制で臨んでいくか、その辺はしっかりとやっていただきたいというふうに思っています。

前期のプランを見てみると、いろんな社会情勢、価格低迷そういうことに任せてしまったというか、そういうことで余り行動が見られていないような気もいたしますので、その辺はよく検証してやっていただきたいというふうに思っております。

それから、きのうも町長のほうも言われておりましたけれども、農産物の品質とかそういうものを定着するにはやはり数年かかるんだと、すぐには結果が出ないというふうに言われております。

したけれども、やはり一番そういう推進をするためには、担当者と農家との信頼関係、やはりそういうものが一番大事ではないかとそう思っております。

担当者がなるべく現地に足を運んで、そしてまた技術指導するなり、そしてまた情報提供をするなり、農家の方もそういうことに期待を持たれているというふうに思いますけれども、これについて町長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

農政課、あるいは耕地の関係、本町の場合は農業が基幹ということで、他町と比べますと職員数はかなり手厚くなっていると思っており、それだけこの農業に対する力入れというのはあるかと思っておりますが。

やはり今ございましたとおり、実際その農家の皆さんのがいろんな経営をされる中で、いろんな相談事とかあるいは経営的、技術的なもの、いろいろありますので、今ございましたとおり、やはりいわゆる現地・現場主義と申しましょうか、そういう中でじかにやっぱりお話を聞きながらどのように対応していくかと、やはり場合によっては緊急に対応が必要な場合もありますので、そしてまた、いろんな技術指導等についても、そういう機会をできるだけ多く持つというのが必要でないかと思っておりますので、それにつきましては今後もできるだけ現場を回って、そういう意見が吸い上げられるように、努力をしていかなければならぬと思っております。

今、全体的に地方分権という中でございまして、一方では行革の中でやっぱり職員数が減る、一方では事務量は増えるということで大変な状況が現実としてありますけれども、やはりこの農業の振興のためには現場を知るということが一番大事でありますので、そういったことについてはこれからも基本に忠実に進めなければならないと思っているところでございます。

#### ○東 哲雄議員

あわせてこのプランによって、27年度に向けて農林業の推進が図られていますけれども、やはり推進と定着を図るということで、農家の所得も左右してくるというふうに思っております。

そういうことで、今的人事異動が二、三年で行われているようでございますけれども、やはりすぐに結果が出ないという農政の部署とか、そういうところにつきましては二、三年の人事異動ということではなくて、職員の中でもそういう部署に行って頑張ってみたいという職員もおられるというふうに思いますけれども、そういう中で手挙げ方式によって、そういう部署に職員を配置してそこで頑張ってもらう、そういうこともこれからは必要ではないかと、このようにも思っておりますけれども、この辺についてはどうでしょうか。

#### ○町長（日高 政勝君）

確かに技術的な指導とか、いろんな農政、耕地、特に補助事業も数多くありますし、それをうまく情報を早目にキャッチしながら、農家の皆さん方にいち早くお知らせをし、また適切な経営に結びつけていただくと、そういう大事な面もございます。そういう意味ではおっしゃるとおり必要な人間がおって、専門的なそういう知識、技術的なものを習得をしていく、このことが大事なことであるかと思っております。

役場の全体的な人事異動の計画の中で、基本的には早い人はやっぱり2年とか3年とかありますけれども、場合によっては専門部署というのは、できるだけ長目に置いたほうが理想的かも判りませんが、やはり一人の人の人事異動のためには、少なくとも3人は異動対象になるというようなことでありますので、やはり全体的な人事異動を考えたときに農政、そういったところだけを残すということにもなかなか難しい面がございます。

おっしゃる意味はよく判りますが、そういう農家の信頼、期待というものもありますので、その辺はまたその時々の状況で、できるだけ配慮をしてまいりたいと思っております。

手挙げ方式の関係もございますが、過去、人事の関係で、どこの職場で頑張ってみたいかという希望をとった経緯もございます。必ずしも第1希望、第2希望がそのとおりかなうということには、全体的なことですので判らんわけですが、一応本人のそういう気持ち、意欲というのを理解をする上では、そういう方策も一つの方法かなということもありましたので、今後はそれらも含めて参考にさせていただきたいと思っております。

○東 哲雄議員

この件については、目標達成に向けて頑張っていただきたいというふうに思います。特に1億円以上の產品が定着しますように、努力していただきたいということを要請しておきたいと思います。

それから、公共施設でございますけれども、旧宮之城中学校跡地でございますが、電力供給のための電力買い上げ等の実施ということが始まりまして、新たな活用策の検討等もされているようでございます。ありましたように、景観、防犯ということを含めて前向きに考えるという答弁でございました。

景観ももちろんでございますけれども、広大な面積でもあります。町の振興策としても利活用を図ることは当然必要でございますし、このまますっと放置をしておくというわけにもいかないわけでございますので、そういうことで前向きということでございましたが、時期的にはいつごろを考えておられるものか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

御承知のとおり、国のはうが新たな再生エネルギーの買い取りの時期というのをもう7月1日にスタートするということでありますので、太陽光の場合は1キロ42円ですね、そういうことでそれぞれの項目にわたって、もう単価が決まっておりますので、いろんな電気関係の業者に限らず、建設業とかいろんな分野の産業の皆さん方が、新しい時代に向かっての取り組みをしていきたいということで考えていらっしゃるようでございます。

7月1日がスタートで、これがずっと電気料金にはね返っていくという関係がございますので、これが例えば太陽光ですと20年ということになっておりますが、その単価がいつまで続くかということが、なかなか今のところ見通せないということで、やはり単価のしっかりした、はつきりした段階にスタートしたほうがいいんじゃないかと、そのような思いがあるようでございまして、今いろんなところから働きかけがきています。

新聞でも御承知のとおり、県内でも数カ所もう実際稼動に入るところもあるようでございますが、恐らくそういった時代に即した取り組み方というのはどこの市町村もお考えであります。そういう遊休施設と申しましょうか、有効活用する意味でも今後、大いに進んでいくのではないかなと思っております。

宮之城中の関係につきましても、将来的なものとして、市街地に町有地としてある以上は、何らかの利用策が出てきたときにすぐ対応ができるというようなことで、やっぱり保有をしたほうがいいんじゃないかということで、当面は利用することがなかったから、解体については膨大な経費がいるからちょっと見合わせておりましたけれども、今こういう申し出等もまいりましたので、何らかのまた収入源もあるということが見通せますので、そういうことになりますと、この際やはり解体をして、貸し付けをしていくということのほうがよりベターな方法かなあと思っております。

工業団地ではありませんので、やはり用途地域がありますので、何でもつくるというわけにもまいりませんが、先ほどありましたような商業施設とか、そういうものは制限がありますので、こういったこと等については雇用はないですけれども、新たな遊休施設の活用ということになり

ますと、時代に即したやり方かなと思っております。そういうことで、できればもう早い段階に、ある程度詰めをしながら、9月の段階では必要な予算を上げたいと思っております。

#### ○東 哲雄議員

私も、この跡地、解体については、議員の方々も反対はそうされないというふうには思っております。こうした課題はやはり先送りをせずに、私も町長が現職のときに、やっぱりされたほうがいいんじゃないかなと、そういうことを思っておりましたので、今回こうした質問をさせていただいたところでございます。

町民の方からも、この跡地の今後の利活用についてよく聞かれるわけでございますけれども、9月に補正を出してということでございますので、そういうことで理解をいたしたいというふうに思っております。

それから無線放送でございますけれども、さっきありましたように、この50%、70%、80%、そういうことでこれまでやってこられた経緯がありますので、これは大変厳しい面があるというふうに思っておりますし、また一方では公民会の合併も進めて、その中でやはり70%補助ということもありますので、これはもうなかなか厳しいわけでございますけれども、さっきありましたように、23年度末で74%の整備率ということでございます。

そういうことで、あと26%が未整備となりますけれども、私、町内の小規模の公民会がこの未整備の中に入っているか、それは判りませんけれども、鶴田区でいいますと、戸数が7戸で、高齢化率が55%、それからあと戸数が13戸、14戸、15戸、こういった公民会が13公民会中6公民会ありますと、未整備ということでございます。集落再編検討委員会等を設置して、研修、検討、話し合いを重ねて来ているところでございますけれども、なかなか合意に至っていないというのが現状でございます。

反面、この有線放送につきましては、高齢化が進む中ではやはりこの維持管理、大変苦労をされていると、そういうことでございます。ですから、やはり合併して10年ぐらいを機に何とか方策はできないものかなと、こういうことも思っているところでございますので、この点についてもまた検討をしていただきたいというふうに思います。

また、在宅のひとり暮らし高齢者または夫婦暮らしの高齢者及び重度の身体障害者の方々に今、福祉無線機器を設置する補助金の交付もされているところでございます。この福祉無線機器は公民会の無線放送施設で通報できるということで、携帯型であるということから、無線放送施設が設置されていなければまたそれもできないということもございまして、高齢化が進む中、地域の皆さんによって、支援体制はもちろんでございますけれども、やはり今後は福祉無線機器を携帯することで緊急時の対応を支援する、そういう面からもやはり今後、無線放送設置については必要性を強く感じているところでございます。

最後に、そういうことを含めて、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

無線放送整備につきましては、とにかく有線の場合、いろんな支障が出る場合がございますので、やはり一たん緊急の場合のいろんな災害等の放送とか、緊急時のそういう連絡等もありますので、できましたら無線放送に全部切りかえていただきたいというのが行政的な立場からではそういうことでございます。

いろんな事情がありまして、公民会合併というのもなかなか難しい面もありますけれども、そこをなんとか話し合いをしていただきまして、やってみれば思ったごた余り支障はなからいね、よかったですというものが実感でありますので、何とかこの辺のところをお互いに話し合いを持っていただければありがたいなあと思っておるところです。

確かに、小規模の段階になりますと、いろんな負担の割合というのが大きくなりますし、中には高齢化が進んで、負担の度合というのがなおさら、一時的にも高くなるというようなことがありますので、公民会運営そのものについても支障が出てくるかと思いますので、大同団結をして、そういう方向に持っていっていただく、そのことが一番ありがたいと思っております。

いろんな面で、この無線放送に限らず、いろんなところでいろんな支障もあるようでございますので、この辺の超高齢化社会に向けての行政、いろんな分野にいろんな面が出てきております。そういう中で、総合的にどんなあれをやっておくかというのが、検討も必要になってくるかと思っております。

ただ、余りそういうところにやると、今度はそっちのほうがかえって結果的には手厚くなつて、もう合併もしなくてよかつたとか、あるいは今、公民会の運営補助金、社会教育のほうからも運営補助金をやっております。こまんかところひこやっぱり非常に裕福だということになつてしまつて、合併についてはかえって逆の方向に行つてしまうようなことにもなりますので、なかなか難しい面もあるかと思っておりますので、その辺をまた、十分検討させていただきたいと思っております。

#### ○東 哲雄議員

今ありましたように、これはまた福祉という面からも一つ検討も必要だと思います。また合併後10年、この辺を機にしたところでまた検討を進めていただきたいというふうに要請しておきます。それから最後の、鳥獣被害対策の実施隊設置でございますが、さつき、職員で後方支援隊を設置をされているというふうに聞いております。

以前は、ありましたように、伊佐市といいますか、旧菱刈町ですね、あそこで聞くところによると、鳥獣処理施設ですか、あれを導入するためにやはり実施隊を設置したと、そういうふうにも聞いておりますが、あそこも今休止といいますか、もうやっていないということでございます。

県内で七つぐらいということでございますが、これは、ほとんど職員による後方支援隊、そういうふうなものが今できているんじゃないかとこのように思っておりますが、41名で設置ということでございますが、その業務内容ですね、その辺お聞かせ願いたいと思います。

#### ○耕地林業課長（山口 良一君）

実施隊には、今ございましたように、狩猟免許が不要な活動ということ、それと狩猟免許が必要な活動ということで、町で今現在41名で設置をしています実施隊は、狩猟免許が必要のない活動ということです。

内容につきましては三つほどありますけれども、まず一つは地域住民に対する普及啓発及び助言指導等ということで、侵入防止さく等の設置に対する指導、あるいは追い払い、追い上げ等の指導、それから作物残渣あるいは放任果実等の除去、いわゆる集落環境整備に対する地域住民の皆さん方への普及及び指導、それから、被害に遭いにくい作物及び栽培方法等の普及に対する指導、それから被害防止対策研修会、講習会等の開催、あるいは被害発生及び生息状況の情報提供を住民の皆さん方にする。

二つ目としては、実態調査を行うということで、その中で農林業に係る鳥獣被害状況の調査、被害調査ということ、それから、テレメトリー調査などの鳥獣の生息状況調査。

三つ目として、被害防止対策の実施ということで、被害防止さく等の設置及び点検等の実施、あるいは追い払い、追い上げ等の実施、あるいは集落環境の整備の実施ということ。

この三つ目については、役場の職員というよりも地域の住民の方々、今はこの方々は入っておりませんけれども、将来的には農家の代表者の方々等も入れた形で、そしてまた、捕獲隊員の

方々も入れた形で実施隊というのができるべきいいのかなというふうに考えているところでございます。

役場職員としては、今この3項目の中の一つ、地域住民に対する普及啓発及び助言指導、それから実態調査、こういう作業をやっているということでございます。

○東 哲雄議員

幾らか効果はあると思いますけれども、直接の捕獲にはなかなか厳しいんじやないかと、このように思っております。今さっきありましたように、この各区単位等ではこの希望等もあるようございますけれども、この実施隊は、町の獣友会全体を一つにして設置するということじゃなければいけないわけですか。

○耕地林業課長（山口 良一君）

できれば今の捕獲隊がそのまま実施隊という形で、捕獲隊員による実施隊という形でできれば理想的かなというふうに思っておりますけれども、実施隊となるその条件というのがいくつかありますし、いわゆる指示書を出して、その指示に対して6割以上の実績がないといけないとかいろいろございまして、それがクリアできない方も現状としておられるということで、その人選に非常に苦慮しているということから、現在その獣友会の皆さん方が少し消極的になっておられるということでありまして。

場合によっては、例えばの話ですけれども、猿に限っての実施隊とか、そういう方法もできるということですが、この捕獲隊との調整というのもまた一つありますので、最終的にどういう形で実施隊を設置するか、捕獲隊による実施隊を設置する形になるか、今のところまだ先が見えないんですけども、場合によってはそういう一部の方での実施隊というのもできないことはないということでございます。

○東 哲雄議員

実施隊を設置すれば、市町村には国の補助事業が優先して採択されることになったということで、県としても市町村が地元獣友会などと連携を図り、設置促進をされるように積極的に進めているというふうに聞いておるわけですけれども、今回、私たちも議会報告会で20地区回ったわけですけれども、非常に鳥獣被害については要望や意見も多かったわけでございまして、網の設置の要望とか、そういうこともありました。

町長も鳥獣被害対策としては捕獲と防護と、そういうふうに言われておりますけれども、やはりせっかくそういう制度があるんであれば、何とかこういうものを設置して、そして、その有利ないろんな補助事業、そういうものを導入して、やはり町民の皆さんからいろいろな要望が出ておりますので、そういうことをしっかりと取り組んでいくということは大事なことじゃないかと、このように思っておるところでございます。そういうことで、ぜひこれは前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

獣友会の方々と話し合いをされているということですけれども、さっきちょっとありましたけれども、うちの鶴田の狩獣免許、銃器を持った方々、多分8名ぐらいおられますけれども、すぐにでも設置してほしいと、そういうふうに言われるんですけども、その辺の獣友会の話し合い、協議の内容をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○耕地林業課長（山口 良一君）

最近、獣友会の方だけとは、今年の2月の末に協議を行い、3月に全体の協議会の中で会長さん方が出てきて、メンバーで入っていらっしゃいますので、そのとき2回協議をしております。いろんな意見がございました。確かに今お話にありましたように、鶴田の獣友会の方々、前向きに協力をしたいということで聞いておりますが、ほかの四つの獣友会の方々、まだちょっと検討

をしたいということのようでございまして、いろいろその制度等の理解も得ていただきながら、協力をもらっていきたいというふうには思っているところでございます。すべて理解をまだされていない部分もあるんじゃないかなということと、会長さん方でありましたので、その獣友会員の方々までまだ浸透していない部分もあるんじゃないかなと。

今後そこまで含めて、獣友会員の皆さん方すべてがその内容を理解していただきながら、前向きにといいますか、その実施に向けて、できれば全員が加わるような実施隊にもっていかなければなということで今、対応をしているところでございます。

#### ○東 哲雄議員

ただいまありましたけれども、獣友会との協議も必要ですけれども、先ほどありましたように、いろんなパターンもできるというようなことでございます。そこら辺もまた研究もして何らかの形で設置をしていただきたいと、そういうふうに願っているところでございます。

そういうことで被害防止の対策が有効に図られるんじゃないかと、そのように思っておりますけれども、最後にこの件について、町長もリーダーシップをとって取り組んでほしいと思いますけれども、お気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

今、議会のほうも各地区の議会報告会の中でもお話が出たと、私もずっと回った中で、どこの地域もそんな声をお聞きいたしました。非常に深刻な問題として受けとめておりますけれども、今年の施政方針の中にも、何とかもっと強力に取り組まんないかんなということを思いましたので、今年からそれなりの予算も確保しながら努めているわけでございます。

やはり効果を上げるためには、やっぱり頭数を減らす、捕まえる以外にないと思っておりますので、やはり獣友会の組織がありますので、この辺の皆さん方が理解をしていただいて、早い機会に設置ができるように、私どももさらに努力をしてまいります。

#### ○議長（中尾 正男議員）

以上で、東議員の質問を終わります。

次は、13番、楠木園洋一議員の発言を許します。

[楠木園洋一議員登壇]

#### ○楠木園洋一議員

通告書に従い、2点について質問いたします。交流による人材育成について。消防団組織の充実について。

近年、高度情報化、国際化、少子高齢化と様々な課題が山積しています。その中で住民との協議等の重要性が叫ばれています。住民一人一人が地域社会を支えている参加型社会の実現という原点に立ち戻ることが今求められています。

施政方針の中で、我が町の貴重な地域資源の活用や、人づくりをキーワードに、さらなるまちの活性化に向け、継続した取り組みが必要であると考え、まちの強みや魅力を町内外に積極的にアピールする戦略的な情報発信事業に取り組み、本町が「人・物・金・情報」の活発な交流拠点となるように努力してまいりますと言われています。

そこで、自然の産物など、地域の現状を再確認して、それぞれの地域の特性を見出し、地域の再生のための戦略資源に変身させることが重要だと考えます。このようなことができる人材を育成する交流や研修などを増やせないか伺います。

また今、梅雨の季節となり、災害の発生がないことを念じます。その中で、地域の防災力のかなめである消防団は、近年、国民の安全安心に対する関心が高まっており、地域の危機管理体制の構築が大きな課題となっているが、危機に効果的に対応できる体制を構築するためには市町村、

消防機関と地域の住民が一体となった体制づくりが必要であります。

その中で消防団は教育、訓練により災害対応の技術、知識を有しており、地域住民の安全安心を守るため、各所管の地域での消防活動、防火診断、火災予防広報、地域行事での警戒活動などの地域コミュニティーの支援活動に従事するとともに、常備消防の力のみでは対応の難しい大規模災害では地域密着性、要員動員力、即時対応力を生かして、風水害における水防活動などの災害対応活動を行っています。

さらに、国民保護法では、消防団は有事の際に消防長または消防署長の所管の下で避難住民を誘導することが定められており、地域の安全確保のため、消防団の果たす役割はさらに多くなっています。

さらに、1年3カ月前、東日本大震災の津波により消防団員254名の方が犠牲となり、また雲仙普賢岳の火碎流では12名の消防団員が犠牲となられておられるということです。消防団再編により、団員数の削減が一つの契機となり、地域の消防防災力が低下することや、処遇の低下に伴う団員の士気低下が懸念されています。地域に密着して活動している消防団組織の充実を図る上から、団員の処遇改善について伺います。

これで1回目の質問を終わります。

[楠木園洋一議員降壇]

[町長 日高 政勝君登壇]

#### ○町長（日高 政勝君）

楠木園洋一議員からの御質問2点ございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、交流による人材育成についてでございます。人材育成、これにつきましても今回の総合振興計画の後期基本計画の中でも大きな柱の一つに、人づくり、そしてまた地域資源活用ということをうたっているところでございます。

やはり、まちづくりは人づくりと言われるとおり、何にいたしましても、人の育成、こういうことが一番基本になるかと思っておるところでございます。本町としての取り組みにつきましては、平成23年の12月から地域雇用創造推進事業を活用いたしまして、事業者向け、雇用拡大メニュー、あるいは求職者向け、人材育成メニューなど、本町の特性を生かした農産物と観光を取り入れた事業を展開しております。

主な事業としましては、これまでに議論になっております農業の6次産業化、異業種による農業との交流セミナー、女性起業家セミナー、ビジネスプラン作成セミナー、農業経営及びマーケティングセミナーなどを実施しているところであります。

御質問にありますように、それぞれの地域の特性を見出して、地域再生に結びつけていくことは非常に大事なことであると思っております。そのための人材を育成する交流、研修、これを増やしていく、これは非常に大事と思っておりますので、地域の活性化を考えるときに新たな支援というのは有効であると考えておりますことから、現在進めております交流あるいは人づくり、今後のまちづくり、地域振興に有意義なものになりますように、様々な機会を提供してまいりたいと考えております。

次に、消防団組織の充実の関係でございますが、消防団の組織につきましては、これまでに分団の再編、方面隊の見直し、及び出動区分の見直し等を実施をいたしまして、充実、強化に努めているところでございます。

また、消防団員の処遇改善につきましては、これまでに団員の年額報酬の引き上げや、出動手当の見直しを行うとともに、消防団車庫の建てかえとか、消防自動車及び小型動力ポンプの更新を年次計画的に実施をいたしております。今回の4月からも非常勤特別職員については引き下げ

の議案も議決をいただいたところですけれども、やはり消防団の関係の報酬等については据え置きをいたしたところでございます。

一方、消防団員の個人装備の関係につきましては、各種災害活動等におきます団員の安全を確保する必要性から、全団員にヘルメットと皮手袋を貸与しまして、そのほかの全分団にヘッドライトを貸与する、そしてまた防火衣の更新等を実施をしているところでございます。今後におきましても、必要な資機材及び装備品等につきましては、年次計画的に配備をしまして、団員の各種災害活動等における安全の確保を努めてまいりたいと思っております。

[町長 日高 政勝君降壇]

#### ○楠木園洋一議員

答弁をいただきまして、この基本計画にのっています人づくり、地域資源の活用ですね、人材育成、これについて新たな支援といいますか、やっぱり予算的措置がいるわけです。これに対して、基金とかそういうのを創設する考えなどはないわけでしょうか。

#### ○町長（日高 政勝君）

基金の創設の関係につきましては、昨日の御質問の中にもお答えをしましたとおり、これからはなかなか人口が増える状況じゃないと、それをいかに食いとめていくか、そしてまた、どのようにまちの活性化を図っていくかとなると、やっぱり交流人口を増やすということが必要じゃないかと思っております。

そういう意味で、幅広い層の、青少年を含めて一般の方までいろんな形で交流をする機会、研修をする機会、あってもいいんじゃないかなと思っておりますので、そういう意味合いからも何らかの支援のための基金創設については今後考えていきたいというようなことでありますので、これについては、いつの時点でということについては今後詰めをさせていただきますが、そのような気持ちは持っているところでございます。

#### ○楠木園洋一議員

いい答えをいただきましたけれども、基金を創設して、ちょうど徳島の上勝町、あそこの彩事業に対して、最初金がないといって基金をつくって、やっぱり基金をつくったからそれに対して自分たちも負担をしていったそうです。金を出したから、やっぱりそれだけ研修するという目的ができた、60歳、70歳ちゅうしがそれだけ意欲が出て、彩事業ができたといわれます。

いろいろきのうも同僚議員が言いましたけど、広い視野に立つ人材の育成ということですね。この前も、宮崎の五ヶ瀬に行ったんですよ。その時も基金というか、親子30人ぐらい島根県の左證から自分たちで来たち、研修という目的で来たんだから、やっぱりそれだけ、自分たちでやろうと、そう考えて、こうして育成ができたと、やっぱりそうして活用していくばまた違ってくるんじゃないかな。

そこまで踏み込んで、ただもうなんでもじゃなくて、やっぱり基金というのがあって研修、交流とあれば、自分たちが支払って、そういう視野を広げた研修とかできるように、考えていただければと思うんですよ。

それと、一方的になりますけれども、きのう同僚議員が集落営農とかいろいろ言われましたけれども、せっかく担い手が集落営農をやっぱりやっているんですよね。集落営農でやって、人・農地プランで、いろいろしているところがあるんですよ。そのために集落で研修を行うような、使えるような、そういう考えはないか。

せっかくやるんだから、集落で行ったほうがいいんじゃないかと、集落で、一人じゃ行けないから何人かで行って、地域のためになるような、今後続くようなそういうことを考えていくような人材育成、そこまではまだ考えはありませんでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

集落営農の関係が今出ましたけれども、これについては、これを促進をする意味合いから町単のほうで、段階階でいろんな助成もするようにいたしております。研修に行かれる場合も、そういうところに幾らかあると思いますけれども、こちらのほうで別途予算は上げてあると思いますので、こちらのほうを御活用いただければいいと思います。

○楠木園洋一議員

それと、その商品開発起業グループですね、これも研修という意味で、販売にじいちゃん、ばあちゃんが行って売ったら売れたという実績があるんですね。これはやっぱり研修という目的で行けば、また今度は自分たちも金を払っていくんだということが、じいちゃん、ばあちゃんはあって、そこまで踏み込んで取り組んでいただけるように、一方的になりますけれども、そうしたほうができるんじゃないかと。やっぱりそのためには情報を発信してやれるような組織をつくっていただきたいと思います。

それと、もう一つ、昔、からいも交流というのがあったんですよね、交流事業。それに対して、その交流を受け入れる家庭に助成があればまた違ってくるんじゃないから。そこまでしたら外国人が来て、やってくれると、やっぱりそこまであって。

それと、この前は終野小学校で運動会があつたら国際大学の女性の学生が30人ぐらい来て、そしてまた彼岸花祭りなんかにも来るんです。それも交流とみて、それだけ払っていけるようなそういう考え方、幅広い視野で、考えはないかですね。

○町長（日高 政勝君）

やはり公的予算を出していくということになると、おっしゃる通り公益性というんですか、そういうものを帶びた研修でなければならぬと思いますし、それだけの課題とか目的をしっかりと持った上で行ってもらうということになろうかと思いますので、それについてはどういう対象をやっていくのか、どの程度の支援をしていくのかということについては、また今後詰めをさせていただきたいと思います。

十分、いろんな機会で勉強していただいて、まちの活性化に、あるいは地域の活性化につながれば、大変いいことだと思っておりますので、その辺はまた十分研究をさせていただきたいと思います。

○楠木園洋一議員

地域をいかに動かしていくか、町長の采配があるんですけれども、その他には、やっぱりこう使って生かしていただけるように願っております、一方的になりますけれども。

続きまして、消防団の待遇改善ですけれども、消防団の報酬は据え置いたと言われましたけれども、装備ですね、今、定期点検をして、かっぱとか、やっぱり即対応してもらわないとできないと言われるんです。

この前も編み上げブーツとか、捜索のときにそういう装備がなくて、捜索がやっぱり即できるような体制、そこまで処遇をしていただきたいという意見がありましたので、そこは即できるか、ですね。今から豪雨時期、それと行方不明が出たら出動しなくちゃいけない、かっぱも古くなつたといわれる、そこまでやっぱり即できるような体制、そこまではできないもんでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

先ほど申し上げましたとおり、団員の皆さんがそういう消防、防災活動において危ない場面に遭遇するわけであります。その安全を確保するということについては最大限行政としての責務だと思っておりますので、その辺は、必要な装備については今ありました雨がっぱ、編み上げブーツですか、ほかの市町村もそろえているということでありますから、これはしっかりと準備

をいたします。

○楠木園洋一議員

それを聞いて、我々も消防団に言えるわけですけれども、最後に、この前の震災・津波で被害の3日後に、あるラジオの放送で小学校の5年生の子供のインタビューで、自分の命は自分で守らなければいけない、そして、友達は大切にしなければならないと言っていました。きょうの南日本新聞の南風録で、原田正純さんの、患者に寄り添い続けた人の言葉らしい、医者は頭がよくなくて、優しくて人間っぽいのがなるといいんだけどねと書いてありました。

さつま町で、人々が織りなす元気で快適な活力あるまちづくりへ向けて、リーダーシップをとられることを願いまして、これで質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、13番、楠木園洋一議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね11時とします。

---

休憩 午前10時48分

---

再開 午前10時59分

---

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、16番、市來修議員の発言を許します。

[市來 修議員登壇]

○市來 修議員

私は、2項目について一般質問をいたします。

初めに、図書館の設置であります。現在の屋地楽習館図書室は、今後、図書の充実や町民の利用に対応するためにスペースに限界があります。宮之城文化センター内にある教育委員会執務室が移転した後、図書館として活用できないかであります。ここであれば、静かで環境もよく気持ちも落ち着いて生徒たちが活用するにも集中できます。また、目が疲れたときは外に出ると、遠方の広々とした連山も眺めることもできます。景観的にもすばらしいです。それに駐車場も十分あります。図書館として適しておると思いますが、教育委員長の考えを伺います。

2項目でありますが、町内産木材による経済振興策であります。

本町の豊富な資源として森林面積は、1万9,869ヘクタールで町の総面積の65.5%を占めております。また、民有林面積は、1万4,160ヘクタールのうちに主に杉、ヒノキの植栽が57.4%を占めております。

このように、本町は大きな資源として木材がありますが、長年にわたり価格は低迷しております。先般の南日本新聞ですが、本年3月28日経済欄に自由化とその後という記事が出ておりました。国は、戦後国内木材が不足したときに関税を撤廃しました。そして1964年、今から48年前ですが、海外産丸太の輸入の制限を外しました。林業自由化が始まったわけであります。それから国内木材の暴落、落ち込んでいく原因になったんじやなかろうかと私はそう見たのであります。現在、経済社会はデフレが続いて本町の経済も低迷しております。

現在は、地域でできることは地域で起こす、そのためには、まず地域にある資源を活用することであります。そのためには豊富である木材、主に杉、ヒノキを活用して、地元業者を使って住宅建築する人に町から補助金を交付する制度は考えられないかであります。以上でございます。

[市來 修議員降壇]  
[教育長 東 修一君登壇]

○教育長（東 修一君）

図書館の設置についてでございますが、現在の屋地樂習館は昭和57年4月に開設され、延べ床面積が約768平米、図書室部分が284平米となっておりまして、蔵書数が約3万冊、平成23年度の入館者数が1万6,500人余り、貸出冊数が2万6,200冊余りとなっております。

御承知のとおり、さつま町管内の図書室につきましては、3図書室ございますけれども、いざれも公共施設の一部を活用しておりますので、その館全体が図書館となっている一般的な図書館に比べますと、スペース的には若干狭い面もあります。

しかしながら、昨年10月に開館したこども図書館や従来からあります鶴田中央公民館の図書室とネットワーク化し、それぞれ連携しながら特性を持たせた図書館運営を進めておりまして、蔵書の収集の役割分担や県立図書館を含めた図書館システムを活用することによりまして、読書活動に対する町民の皆さんニーズにはこたえられているものと考えております。

また、昨年度の入館者数は1万6,500人余りでありますけれども、うち5,600人余り約34%程度の利用が小中学生で、今のところが立地条件がよく、児童生徒の利用も多くなっております。

御提案の宮之城文化センターに図書館の設置は考えられないか、とのことでございますけれども、将来的には宮之城文化センターを中央公民館的なコミュニティーセンターとしての活用を検討しております、空き部屋は会議室いわゆる生涯学習などの研修室を考えておりまして、仮に、図書室を置くとしましてもフロアが狭く利用が限られますし、執務室でございますので、図書室としては大規模な改修も必要になりますので、御指摘のとおり環境はすばらしいと私も認識しておりますけれども、小中学生等の利用と立地条件を含めまして、総合的に判断しますと現行の屋地樂習館図書室を継続利用していきたいと、それが望ましいと考えております。

[教育長 東 修一君降壇]  
[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

市來修議員からの質問の中で、町内産の木材による経済振興策ということでお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

本町には、人工林において伐期にあります杉の木の資源が豊富にあるが、その価格は長期にわたり低迷している。経済振興対策として、町内産木材を利用し、地元業者により住宅建築する場合、町から補助金を交付する制度は考えられないかとの問い合わせでございます。

これらにつきましては、近隣市においても既に木材の利用促進と景気対策、定住促進を目的としまして、木造住宅の新築、増改築に対し、建築主に、市内の建築業者、事業者、いわゆる資材店等でございますが、これらを利用された場合は、2~3年の期限付きではございますけれども助成をされているところもございます。

これらのところを見てみると、市内産の木材出荷のほとんどが市外向けということでありまして、また木材乾燥施設、プレカット工場等の施設が少ないということ、さらには木材の生産地を特定をすることがなかなか難しい、こういうことなどから、これらの市におきましては市内産という条件ではなく、本町でも同じ、このことが言えるということで、町内産という条件を付することは難しいのではないかなどと思っております。

昨日も、この住宅の問題については、いろいろと御意見もいただきました。その上で今後の取り組みとしまして、やはり定住という意味もありますし、経済振興ということもございますので、

住宅のリフォーム等につきましては何らかの方策を考えていきたいというようなことで御答弁したとおりでございます。今後その辺のところも内容を、木材を使うことに限るのか、それも含めて検討をさせていただきます。

現在、県内産の「かごしま材」を使用されると、県の事業で最大14万円の助成を受ける事業、かごしま木の家づくり推進事業がございます。これは、県のほうで約300戸の計画でございますが、県の登録を受けました「かごしま緑の工務店」のところが新築、増改築をする木造住宅が条件でございますが、「かごしま材」の使用量が10立方メートル以上あって、25年3月20日までの完成が補助対象ということでございます。

こういったことで、この「かごしま材」を積極的に使って、家づくりに取り組む工務店等が県に登録をしてやるということで、現在は257社が登録されているようでございます。このようことで、「かごしま材」の需要拡大を図りたいというようなことでございます。木材となりますと、やはり鹿児島の木を使ってということにならざるを得ないかと思っているところでございます。以上です。

〔町長　日高　政勝君降壇〕

#### ○市來　修議員

まず、図書館設置のほうからですが、予定としては中央公民館と考えておるという答弁でございますが、中央公民館となりますと、ほとんど大人が対象になってくると、あそこは高台だから上がっていくのに高齢者が抵抗があるんじゃないかと私はそう思うんですよね。それから見れば、やはり今の屋地楽習館、ここを中央公民館にされたほうが大人の出入りは大変スムーズに流れるんじゃないかなろうかと、このように考えるんですが、このあたりはどうですかね。

#### ○教育長（東　修一君）

立地条件につきましては、いろんなイベントを行いますときの駐車場とかそういうことを考えますと、現在の屋地楽習館の前にも、いわゆる屋地グラウンド、旧、旧宮之城中学校の跡地もありますけれども、やはり総合体育館そういうものも含めた総合的な活動をやる上からは、コミュニティーセンター的な中央公民館として、あそこを考えたほうが理想的ではないかなと。

小中学生の利用につきましても、今、宮之城中、盈進小あたりも非常に近いですし、ほかの学校につきましてはその近辺にまた図書室もございますので、そのような形で活用を図っていければ、というふうに考えております。

#### ○市來　修議員

今の図書室は、小学生、中学生、高校生また一般の方々、この方々が活用するためには、コーナーが一つなんですね。あそこで、今申しました小中高校生たち、大人もそこで勉強すると、大人はまた閲覧をすると、ここあたりもうちょっとコーナーを設けるべきじゃなかろうかと、小学生、中学生、高校生、一般用と。

まずそう考えた場合、スペースがあるかということなんですね。そこまでされたほうが、そういうコーナーを設けたほうが図書館としての機能を私は果たすんじゃなかろうかと、このように考えるわけです。ここあたりどうですかね。

#### ○教育長（東　修一君）

今、御指摘のとおり、将来的にはその屋地楽習館をそういう形での図書館として、コーナー等もいろんな部屋が隣にもございますので、そういうことも含めながら、将来的には屋地楽習館をそういう形で整備できないかということも一つ考えていきたいというふうに考えております。

#### ○市來　修議員

そうするには、やはり室内の改造、これを伴うわけですよね。さきの教育長の答弁でも、今現

在あるところの教育委員会執務室、ここを改造すると金もかかるということをおっしゃいましたが、改造するには、今の執務室であっても現在の屋地樂習館であっても金のかかることは変わりはないと、私そう思うんですよ。

だから、ここで金がかかるることは同じだから、教育委員会執務室は金もかかるとおっしゃいましたけど、ダブってきやせんですか、考え方。

#### ○教育長（東 修一君）

現在の宮之城文化センターは執務室を執務室として建てておられますので、構造等も含めまして、相当な金がかかると考えておりますが、細かな数値は計算はしておりませんけれども。

また、細かな話になりますけれども、現在、社会教育課等があるところを使うことになろうかと思いますけれども、1階を改造しましても現在の図書室程度の広さにはならないというふうに考えておりまして、2階まで使う必要があろうというふうに考えております。

そうしますと、また、御老人等が来られますときには、エレベーターとか、2階まで考えていくと、そのようなことも出てくるというふうに考えておりまして、ただ金だけの問題じゃなくて、子供たちが利用する、そういうことも含めながら総合的に考えまして、現在のところを継続利用していくほうがいいんじゃないかというふうに考えております。

#### ○市來 修議員

私はこの教育委員会執務室にこだわったんですけど、あそこは2階建てでありますから、狭ければ1階、2階を図書館として改造していただきて、広げていただきても結構だと思うんですよね。

それと、町長が文教厚生常任委員会のときに、答弁として重点的に取り組むべきものについては積極的に予算化し振興を図ると、例えば、教育費では図書館の充実のため図書購入費を増額計上するんだと、こういう答弁をなさっていらっしゃるんですね。こうした場合、大変いいことだと思います。今の図書ではどうも不十分だとみております。そうすると、図書がもっともっと増えていくと、そうなった場合、今の図書室あたりはどうですかね、スペースは十分ですか。

#### ○社会教育課長（岩元 義治君）

平成24年度におきまして、この図書の充実を図るということで従来100万円の予算が倍の200万円の予算になりまして、図書の充実を図っていくということで進めているところでございます。町内におきまして3図書室ございますが、現在におきましては、開架スペース、本を並べるスペースというのは、まだあるところでございます。

ただ、本を買いましても、それを開架する部分も若干不足する分もありますけれども、古い本は基本的には入れかえていくというのが原則になっておりまして、例えば情報的に古いもの、新しい情報が必要なもの、といいますとコンピューター関係でありますとか旅行関係とか、そういうものは3年以内に入れかえをすると、あるいは、この学習参考書、法令関係については5年以内に入れかえをすると、利用の可能性が低くなったものについては、隨時入れかえをすると、特にベストセラー本とかはやりの本ですね。

基本的に入れかえる部分と新たに並べる部分ということではありますので、今の段階ではそういう考え方で進めしておりますので、今回、図書の購入の数が増えましても現在では対応ができるというふうに考えているところでございます。

先ほど言われましたように、教育長のほうからもありましたが、将来的には、今の屋地樂習館図書室につきましても、現在事務所としまして商工観光課が入っておりますが、仮に将来的に不足するすれば、資料図書室、会議室等は文化センターのほうにも準備ができるとすれば、そういう活用も考えられるんじゃないかというふうに思っているところでございます。以上です。

## ○市来 修議員

先ほどの答弁で、現在は利用者があるということで、その利用者は、ほとんどこの図書室の周囲の方と、このように受けとめたわけでございまして、この図書館として機能を果たすようになれば、やはり三つの図書室があるわけですけど、旧宮之城町の方々、周囲の人に限らずやはり旧宮之城町全体から活用していただきたいとそう考えるわけです。

そして、図書が充実されると恐らく周囲の方だけでなくして、さつま町全体からも活用されるんじやなかろうかと、そうした場合、駐車場がやっぱり問題になってくるんじやなかろうかと、ここあたりはどうお考えになりますか。

## ○社会教育課長（岩元 義治君）

今後図書室の整備がなされまして、この利用者が多くなってきた場合、駐車場が不足していくんじやないかということでございますが、屋地樂習館の図書室につきましては、保健センターと同じ敷地にありまして、裏手のほうにも若干スペース的にはあるわけですけれども、それ以外にも、道路を隔てた前の方にも若干スペース等あるわけですが、そういう意味からしますと、現在の利用の状況の推移におきましては、駐車場等については対応ができるのではないかというふうに考えているところでございます。

## ○市来 修議員

現在の図書室の道を挟んで前の方にも、もちろん旧、旧宮之城中の跡ですが、あそこはグラウンドをよくゲートボールなんかで活用されておるわけですよね。あの人たちも、駐車場が要るわけでありまして、それで十分とは、私は疑問を持つんだけど、どうですか。

## ○社会教育課長（岩元 義治君）

旧、旧宮之城中のところについては、ゲートボールの方々がこれまで利用していたので、不足をするんではないかということでありましたが、これまで町のゲートボール協会の方が旧、旧宮之城中の屋地グラウンドのところを利用しておられましたけど、一応本年度からあそこは使わないと、屋根付きのゲートボール場のほうを主に使うということで、使わないということで聞いているところでございます。

今まで使っておられましたけれども、特に、駐車場が混雑してどうこうという話はありませんでしたので、図書室の利用とのことについては特に支障はないんじやないかというふうには思っているところでございます。

## ○市来 修議員

それはそれとして理解をいたしますが、今の図書室を図書館という考えはかたいようでございまして、先ほど申しました、どうしても今の閲覧室と言うていいんですか、あそこに、現在は、小学生も中学生も高校生も一般の方も、そこで勉強したり閲覧をされていると、それではちょっと図書館としてはお粗末だと、こう考えるわけです。

ということは、やはり小学生、中学生、高校生それから一般の方々、この人たちが、学生は勉強するコーナー、一般の方々は閲覧するコーナーと、こういうことを図書館となればされたほうがいいと考えるわけですが、現在のところを、やはりされるのであればそういうお考えについてちょっと伺います。

## ○教育長（東 修一君）

御指摘のとおり大事なことでございますので、図書館には学習室、また閲覧室いろいろ装備するには大事でございますので、今、庁舎建設のために、町長部局の課も入っておりますけれども、そういうところ等も活用しながら、御指摘のような形、部屋等がまた確保できるように、検討はしていきたいというふうに思っております。

## ○市来 修議員

次に、質問をいたしますが、その地元木材の活用ということなんですが、よそのまちのことを例に挙げられて、我がまちも町内の木材を、その木材だけ使用するのはちょっと難しいという答弁だった。ここあたりはどういうことなんですか。たくさん木材はあるんですよ。杉も、ヒノキも、大変豊富であります。

## ○耕地林業課長（山口 良一君）

木材が確かに充実をしてきており、非常にたくさんあるということではあります、それを切って利用する際に、今のシステムでいきますと、建築をされる方々が、その山の木を切ってそしてそれを乾燥あるいは使えるような形にして、そして住宅を建てられる、そこまでのシステムが今の現状としてはなかなか難しい。

町内にはもちろんあるんですけれども、その町内にある山から切ってきたんですよという認証といいますか、そこをやるシステムが今の現状としてはできないということのようで、我々も、ことしから取り組んでいる伊佐市さんの話なんかも聞いたんですけど、どうしてもやっぱりそういうところがネックになって、条件としてはちょっと難しいということで、現在のその補助制度をつくられたというふうに聞いておりますし、ほかの市についてもやはり同じようなことを話されていました。

もう少し、そこあたりは研究も必要かなあというふうに思っておりますけれども、現段階の考え方としては条件をつけてしまえば、かえって難しくなるんじゃないかなということのようありますので、町内産で町内の業者の方々でつくるという、非常にいいとは思うんですけども、実際使う部分については、今の段階ではちょっと難しいというふうなことで、先ほど答弁をされたところでございます。

## ○市来 修議員

ちょっと、理解に苦しむんだけど、具体的にどうなってきますか。地元の木材を使っていただければ、買ったところの領収書があるわけですから、地元の木材を買った領収書もある。

それとこの補助制度はどうかというのは、町外の木材を使ったのと、町内の木材を使ったのと、そうコストは変わらんと思うんだけど、仮にコストが高くなれば、それで補助制度をつくったらどうかと、町は補助して少しでもつくる人が安くなるようにという考え方なんですね。そういうことを考えたところで補助制度はどうかというところなんだけど、どうですかね。何とか改善できませんか。

## ○耕地林業課長（山口 良一君）

あくまでも、今の住宅建築材というのは非常に品確法ができるから乾燥材でないといけない等、いろいろな条件があるということでありまして、今の町内にそういう乾燥施設というのがないわけじゃないんですけども、十分整備をされてない状況であるということで、実際今、町内の大工さん方は、町外に持つて行って乾燥して使うか、あるいはあらかじめ乾燥材を扱っているところから購入をして使うというような形であるようです。

そうした場合に、今の状況では、町内産の材をそういう形で使うというのが非常に難しいのではないか、詳しく調べたわけではないわけですが、近辺の市においてはそういう状況であるということでその条件は外されたということでありましたので、今の段階では町としてもそういうことかなということあります。

今後もう少し詳しく調べていかないといけないのかなと思うんですけど、今の体制では、非常に乾燥施設等も十分ではないと、隣接町にはありますけれども、そこで乾燥してくれるのかどうか、そこら辺もちょっと聞いておりませんので、非常にそういう条件が整っていないということ

から町内産のそれに限るということでは難しいのかなということでございます。

○市来 修議員

切って製材をして天日で乾燥させておったんですよね、すぐ、つくれっていうわけじやなくて。これはやっぱり、期間を置けば十分天日で乾燥するんじやないかと思うんですよ。それでも、ダメなんでしょうかね。

○耕地林業課長（山口 良一君）

天然乾燥という方法もありますが、今の住宅のものをみてみると、短期間で乾燥させてすぐ使っていくというやり方が主であります。中には、こだわってそういう形でつくっておられる方もいると思いますけれども、そこら辺りは、先ほども言いましたように町内の実情ももう少しいろいろ調査をしながら、対応ができるものかどうかというところはもう少し研究をしてみないといけないのかなというふうに思っております。

○市来 修議員

研究をするということですから、この問題については先送りいたしまして、再度また機会を得まして一般質問をさせていただきたいと思います。

ちょっともう1点伺いたいんですが、このさつま町農林業いきいきプランですね。この林業の振興、36ページにのっておるんだけど、この森林を育成していく、整理していく、これはもう納得できますが、我が家は、先ほどから言うとおり、杉、ヒノキは豊富であって、もう伐期が来ておるんですね。ここあたりをどのように経済振興に結びつけていくのか、これが全然うたってないんですよね。

ということは、地元木材をもう見捨てておるのかと、暴言になりますけど、そのように言いたいんですよ。1ページも書いてないんですよね。だから伐期がきておるんだから、我が家の大いな資源なんだから、ここでもっと研究してですよ、ここをもうちょっとほしかったですね。ここはどうですかね。

○耕地林業課長（山口 良一君）

確かに、先ほども申し上げましたけれども、資源が充実していることには間違ひはございません。ただ、従来でありますと、40年、50年で皆伐をして、あとまた再造林をするという造林方法をとっておりました。

近年の木材価格の低迷からいいまして、皆伐をしてあとまた造林をするという経費、造林経費も今もう出ないというぐらいの木材価格であるということで、おおかた長伐期化、伐期を伸ばしていく傾向にあります。

その一つとして、間伐いわゆる択伐になりますけれども、そういう方法で森林をまだ管理をしていこうということで、将来また木材価格が上がるかどうか判りませんけれども、今の現状からしてすべて切ってまた造林をする方法というのは非常に難しいということから、少しそのやり方というのは見直されつつありますので、皆伐という文言というのは今の段階では出してないと、将来的に、一つは環境材ということありますので、その択伐をしながら、森林は守っていく、育していくというやり方の計画ということで、この中にはうたっているところでございます。

○市来 修議員

やり方が、「時の流れに身をまかせ」という歌の文句に出てくるんですが、何かそういうやり方、社会もこうだからこれで成行きに任せているんだというようなそれしか受けとめられんとですよね。それだから、本町は経済は発展していかないんですよと言いたいんですよ。

だから、さっきから言うとおり何とか方法はないものかと、伐期の間伐材でもいいから、これをもっと活用して、まず町民に使ってもらう方法はないものかと、ここ辺りもうちょっと突っ込

んだ考え方というのが見えてこない。

木材というのは、前も言ったことがあるんだけど、すばらしいんですよね。湿気を調整してくれる。木造の家であれば湿気が多い場合は、板、壁が吸うてくれて、乾燥したりや、すぐ吐き出して湿気の調整もしてくれる。

それから前も申し上げたんだけど、鹿児島大学のもとの藤田教授、農学博士ですが、この人の説によると、マウスをコンクリートの箱の中と木造の箱の中で、20匹ずつ入れて研究をしたら、木造のほうがはるかに長生きをしたと、コンクリートのほうは20日するうちに、もういくらか死んでいったというような、これは、そのままそっくり人間の健康にも結びつくかどうか知りませんが、こうした実験もありまして、木材の長所ちゅうのはあるわけで。

それから、サウナに行ったときに皆さん感じると思いますが、サウナに座るいす、あれは木造のいすなんですよ。あれがコンクリートのいすだったら、たちまちおしりはやけどをするんですね。あれは、熱を吸収するから。木は熱を吸収しないから、それで、座ることができるという、いろいろそういった長所はありますので、まずそこあたりから入っていっていただいて、木造のよさ、特徴、長所、これあたりを町民にやっぱり判ってもらうと。

そして、何といっても住宅は木造がいいんですよというここあたりのPR、これが欲しいんですよ。そういうことを私は常日ごろずっと考えておるもんですから、そういうことでありますので、もうちょっとこの木造の長所、特徴ちゅうのを町民にPRしていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、通告にもとづく一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね11時45分とします。

---

休憩 午前11時39分

---

再開 午前11時45分

---

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△日程第2「議案第36号 さつま町印鑑の登録及び証明  
に関する条例の一部改正について」、日程第3「議案第  
38号 さつま町火災予防条例の一部改正について」

○議長（中尾 正男議員）

これから、6月7日に提案がありました議案第36号及び議案第38号から議案第40号までの議案4件について、総括質疑を行います。

なお、質疑にあたっては総括的な事項について質疑を願います。

まず、日程第2「議案第36号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」及び日程第3「議案第38号 さつま町火災予防条例の一部改正について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

総括的かどうか判らないんですが、この新旧対照表の13ページに、非漢字圏の外国人住民は当該印鑑を町長が登録できると書いてあるんですが、具体的に言ったときにどのようになるか、そういう対象者が、外国人が何名くらいで、住基登録をされている方が何名くらいいるのか、その辺をちょっと説明をお願いいたします。

○町民課長（前田 淳三君）

現在、外国人登録者数といわれるものは、108名でございます。11カ国108名。そして、現に印鑑登録をなされている外国人登録者、この方にあっては19名です。これは、欧州圏域、要するにアルファベット圏域の方。

それから中国、韓国、朝鮮、それに台湾の方は二人いらっしゃいましたかね、その方が、漢字圏域。漢字圏域から外れる方々が要するに非漢字圏ということで理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり総務常任委員会に審査を付託します。

---

△日程第4「議案第39号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第4「議案第39号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

議案の提案理由については説明済みであります。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○新改 幸一議員

13ページ、所管が違いますのでお伺いします。

担い手育成費の中の耕作放棄地解消推進事業費、組み替えてあるわけでございますが、この耕作放棄地解消推進事業補助74万6,000円を減額して、システム導入委託業務のほうに組み替えてあるようでございますけれども、この74万6,000円の補助の取りやめちゅうのはどういう内容なのか、というのが1点と、今度はシステム導入委託業務に159万6,000円計上してあるわけですが、このシステム導入委託業務の実際の委託作業の具体的な内容を教えていただきたいということ。

それと、もう一点はシステム導入委託業務で159万6,000円組んであるんですが、こういう委託業務をしますと、毎年こういう150万円程度の経費が必要なのか、それとも毎年こういう150万円程度の経費は必要なくてあとは職員でこの作業ができるのか、教えていただきたいと思います。

○担い手育成支援室長（高橋 哲郎君）

ただいまの耕作放棄地解消推進事業補助の減額の関係でございます。

減額の主な要因となりましたのが、当初あなたがわ営農組合が機械導入ということで、100万円の補助金を予定しておりましたが、県との協議をする中で、このトラクターが一応対象になら

ないというようなことから減額になっております。

あと、その中で農地利用集積円滑化団体によります利用権設定の関係が若干面積が増えたということで、この部分が増額になっております。あと、小規模の基盤整備ということで当初、薩摩西郷梅生産組合が梅の耕作放棄地を解消するということで考えていたわけですが、ここが当初の事業費より安くなつたということで補助金の額が減額されております。

それと、今回新たに佐志の仮屋原農用地利用改善組合が耕作放棄地を解消をしようとしたときに、用水路がどうしても悪いというようなことで、この用水路の整備を新たに追加をされてございます。その分が差し引きで74万6,000円ということになります。

それと、委託料の関係でございますが、今回、県単独事業で導入することになっております。この耕作放棄地解消推進事業で活用する農地の情報の把握と、今回の人・農地プランで図面を作成するという計画になっておりますが、それに充てるシステムでございます。

今回、県のほうがモデル的にこのシステムを導入してくれるというようなことでございまして、これは一応全額県補助になっております。額的には、159万6,000円ということでございますが、これはシステム全体の買い上げ分を県が全部補助してくれるということでございまして、2年目以降は保守点検料が発生します。ですので、さつま町といたしましては非常にありがたい事業というふうに考えているところでございます。

#### ○麥田 博稔議員

ただいまの件なんですが、ちょっと担当課長がかわられてあれなんですけれども。

結局当初予算のときに120何万円組んで、不採択になったと。県の補助を受ける場合に、ある程度合い議をして、こうしていると思うんですね。普通の補助事業の場合は、農家の方に話を聞いて、はいしますよと言って、途中でやっぱり資金ができんから将来を見通したときにしませんちゅてこうなるんですけども。

県のほうが不採択になったということになると、最初のその合い議ちゅうか、検討、結局その辺の根本的な話がちょっと違ったのかなという気持ちがするんですけど、その辺をどのようにとらえているのかをお伺いをしておきます。

それと14ページ、鉄道記念館に今度空調機、確かに暑い日に行くともう大変なことであります。あそこに生ものというか弁当とか、だんごとか出してありますので、非常に危ないなと思っていて、非常にいい決断というか、予算の組み方だと私は思うんですが。

鉄道記念館は、今になって言うのもおかしいんですけども、この鉄道記念館の条例によりますと、結局ああいう販売とか何とかちゅうができるのかなというあがをするんですよね。鉄道記念館としての施設を、教養及び文化の向上発展にとこう書いてありますので、その辺も、町長、かえておく必要があるんじゃないかなと思うんです。

というのが、あそこにある鉄道のあれを永野に、あそこは結構見えるちゅうことで話をしたら、やっぱり鉄道記念館だからこっちに置かんないかんちゅうあれがあるんですね。60年間のあれをと書いてありますから。

だけどそれなりますと、あそこが多いから「鉄ちゃん」とか、いろんなことがあって、いろんな人が来るので、永野のほうは狭いという話もありまして、広げないかんと。

ただ、きのうの一般質問等でもあって町長の答弁にもありますように、報告でもありましたように、結局永野金山が産業遺産で来る人が多ければやっぱり金山だけじゃなくて、あそこで宮之城線のそういう歴史的なものを飾っているというのも、また一つの方法なのかなと思うんですけども、この鉄道記念館条例を見たときには、やっぱりあそこにそういう資産を残しとかにやいかんというあががあるんですね。

それと、あそこは今、バス停に、こうしてターミナル的にも使っていますけれども、やっぱり冬は寒いちゅて、ちょっとこうガードをしようかとありますけれども、この鉄道記念館のここ条例が外れて、永野に持って行ければ、あそこはスペースが広くなるので使えるのかなという気持ちがするんですけども、その辺の基本的な考え方をお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（中尾 正男議員）

質問の途中で答弁を保留して休憩時間に入りたいと思います。

再開はおおむね午後1時5分とします。

---

休憩 午前11時57分

---

---

再開 午後 1時03分

---

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。総括質疑を続けます。

○担い手育成支援室長（高橋 哲郎君）

先ほどの麥田議員の御質問の中で、農業機械のトラクターが不採択になった理由は何かということでおざいましたが、当初の計画段階では、あながわ営農組合の要望によりアタッチメントの導入計画でありましたが、実際新年度になりますと、補助金交付申請をする段階になってから事業主体のほうが、トラクターに変更したいということもございまして、県と協議された結果、一応トラクターについてはもう汎用性が高いということで不採択になったというようなことでございます。今後、このようなことがないように十分事業主体のほうとも協議をしていきたいと思います。

○商工観光課長（赤崎敬一郎君）

先ほどありました行政財産の使用のことについてでございますが、これについては、いろいろ公共財産の管理規則それから使用条例、その辺を見ても便益上、厚生施設的な使用と、そういうことであれば町長が認める範囲でできるということになっておりまして、全部、行政財産の使用許可申請なり、そういうのが上がっておりまして、そして住民のために必要であると、便益上必要であるというものであればいいということになっておりますので、そういうのを活用しております。

○麥田 博稔議員

町長が認めるものはいいんですよちゃんと、この7条には特別の設備ということがありますね。「町長は記念館の管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において設備を設置することができる」だから。となると、観光協会がお金95万円出さなきやいかん。だから、この辺はまた委員会もありますからお任せしますけれども。

いや難しく言うあれじゃないんですけどね、私は、先ほども言ったように結局、鉄道の記念のものがあっちにもこっちにもちょっとあるから、さつま町の鉄道の残っているものを1カ所に集めればどうなんですかねちゅう気持ちで話をしたら、こういう設置条例があるからやはりそこに置かんないかんちゅうことですね。

だけど、あそこを有効活用するには、先ほど言いましたように、停留所とか、今そういう空港バスも来るようになっているし、夏は来て暑いからやっぱり中で涼んでもらえばいいと。だから、あそこにある一部のものを、できれば永野の鉄道記念館かどっかに集めると、場所が広くなるからそこで休んでもらったりして、それでバスが来る時間になれば外に出てもらうと。

夏も冬もせっかく冷房とか暖房をされると思います。だから、そういうときにいいんじゃないかなと思って話したら、こういう設置条例があるからなかなか厳しいということです。

あそこに思いがある人もいるでしょう。旧宮之城町の人は特に、あそこからやっぱり就職列車に乗って行ったとか、いろいろあれば、ここをちゅうことがあるかもしれないけれども、やはりこの条例を、やっぱりその辺をかえて、自分の気持ちとしては、今後のその公的なものを管理するためには、1カ所に集めたほうがいいんじゃないかなと思ったもんですから、そのように言つたわけです。

町長にちょっと、その辺はどのようにお考えなのかお伺いしときたいと思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

鉄道記念館として、条例も設置をいたしておりまして、これからもいろんな鉄道の記念品というのがあそこに展示をしてありますので、あそこを訪れた方については、そういう意識のもとに見ていただく、そういう条例の目的を損なわない形でやっぱり存続をしなければならないと思っています。

1カ所にというお話もあったわけありますけれども、やはり今でも山崎、佐志、船木ですかね。船木はちょっとあれですが、そういうところには県のほうで、そういういた関係のものは、やはり展示をしてございますし、永野のほうもそれなりのふさわしい施設になっておりますので、やはりそういう歴史的なものは残して、そういう思い出はしっかりとつないでいくことも大事かなと思っております。

今回の鉄道記念館の、ここについてはやっぱりこういった玄関口となるところでありますので、観光、物産、あるいは交通の一つの拠点的なものもあわせて機能を高めていけば、さらにお客さんが集まって、鉄道記念館としてのそういう形のイメージも膨らんでいくのかなと思っておりますので、機能の利用促進というんですかね、そういう意味合いからも、どちらも活用できればありがたいと思っているところであります。

#### ○麥田 博稔議員

南国バスのああいう旅行の案内とか航空券とかで来る人も多いんですけども、あそこが物産館みたいになって、旅行に来る人とか行く人が、お土産として持って行く町内のものを見るにはいいんですが、行かれた人は思われると思うんですけれども、これから充実するんだという話ですけれども、今ままではやはりちょっと寂しいかな。

これから利用客がということがありますので、せっかく観光協会のほうでもされますから、その辺はまたよく話し合いをして、有効にというか、利用客が増えて、さつま町のそういう地場産業とか、いろんなことの発展に寄与するように取り組んでいただくように要望しておきます。

#### ○平八重光輝議員

一つだけお尋ねします。10ページの地域振興費、無線システムとありますけれども、難視聴対策ということで、もうちょっと漏れがあるかもしれません、先日の説明では26戸の難視聴地区の対策のために1,800万円というような大きな金額を計上しております。

もともとは国の施策で行ったデジタル化であって、税金問題で非常に国会も紛糾していますけれども、テレビも買わんによかのを買わんにやならんし、前ののを廃棄するにはまた何千円というお金を使い、また、難視聴のこれでお金を使い、税金ではやかましいんですけど、これも税金以上の非常に多額の負担を国民に強いた事業でもありますけれども、1,800万円、1戸当たり60何万円ちゅう金額を使ってされるわけですが、この事業で残りがどれぐらいあるものか、それと、自己負担がどれぐらいになるものかをお尋ねします。

#### ○企画課長（湯下 吉郎君）

ただいまの御質問でございますが、さつま町には今、5月31日現在ですけれども、難視といわれる地区が74地区あって284世帯、それで対策の未了の地区が40地区で108世帯ということで、これについては、日々変動しているというか、これまで難視でなかったところも、個別にNHKが映りが悪いとか、MBCが映りが悪いということで難視に入ってきて、数がなかなか一定化しないということではあります、受信施設組合をつくってできるところはいいんですけども、個別のところはなかなか整備が進んでいかないというふうな現状でございます。

それと、最終的な負担については、通常3万5,000円と言われておりますけれども、NHKの補助があるところは最終的には、戸当たりの負担が7,000円ということでございます。

○木下 賢治議員

11ページの県知事選挙費のことで、プレハブの借り上げが不要になったからというようなことで、公用車の購入ということですが、これは買いかえでしょうか。それとも、公用車が不足している状態なのか。公用車を持つとけば、それなりに維持費も要るわけですけれども、総体のそういう公用車管理の計画の中でどのようにとらえ考えられているのか。

○総務課長（紺屋 一幸君）

県知事選挙費の中で、今回組み替えを行いまして、軽ワゴンの公用車の購入を計画させていただいたところでございます。選挙啓発用の公用車ということで、投票行動の呼びかけを行うのが主の目的でございますけれども。

今後、選挙については来年の首長の選挙とか、町議の選挙、並びに衆議院、参議院と選挙はずっと続いてまいります。単費での支出では、なかなか公用車の整備まで至りませんので、交付金がある場合に、たまたま今回は庁舎解体の工事が3週間程度延びるという工程を組んでいただけたということで、プレハブの設置費用がほかに回せるということもございましたので、いい機会であるということでお願いを申し上げたところでございます。

かねて選挙に常時使うということでございませんので、総務課自体が公用車を町長が主に使われる公用車以外に持っておりますので、広報も担当が公用車を借りられるときは公用車を借りて、あとは自分の車で広報取材も回っておりますので、そういったところへの活用もできるかなということでお願いを申し上げたところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

---

△日程第5「議案第40号 平成24年度さつま町介護保  
険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第5「議案第40号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

議案の提案理由については説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり文教厚生常任委員会に審査を付託します。

本日から6月18日までの各常任委員会の審査会場は、総務常任委員会が第2委員会室、文教厚生常任委員会が第1委員会室、建設経済常任委員会が議場となっております。

---

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。

6月27日は午前9時30分から本会議を開き各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午後1時17分



平成24年第3回さつま町議会定例会

第 4 日

平成24年6月27日



## 平成24年第3回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成24年6月27日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (20名)

1番	森	山	大	議員	2番	東	哲	雄	議員			
3番	麥	田	博	稔	議員	4番	米	丸	文	武	議員	
5番	川	口	憲	男	議員	6番	新	改	秀	作	議員	
7番	平	八	重	光	輝	議員	8番	平	田	昇	議員	
9番	舟	倉	武	則	議員	10番	岩	元	涼	一	議員	
11番	内	之	倉	成	功	議員	12番	柏	木	幸	平	議員
13番	楠	木	園	洋	一	議員	14番	内	田	芳	博	議員
15番	桑	園	憲	一	議員	16番	市	來	修	議員		
17番	新	改	幸	一	議員	18番	木	下	敬	子	議員	
19番	木	下	賢	治	議員	20番	中	尾	正	男	議員	

欠席議員 (なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	萩原康正君	議事係長	中間博巳君
議事係主幹	松山明浩君	議事係主任	神園大士君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	教育長	東修一君
副町長	和氣純治君	教委総務課長	山口正展君
企画課長	湯下吉郎君	建設課長	三浦広幸君
福祉課長	王子野建男君	耕地林業課長	山口良一君
介護保険課長	中村慎一君	企業誘致対策室長	湯下吉郎君
総務課長	紺屋一幸君		
財政課長	下市真義君		
消防長	高木卓朗君		
町民課長	前田淳三君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第36号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第38号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 3 議案第39号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第40号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第41号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第 6 議案第43号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第2号）
- 第 7 報告第 7号 平成23年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第 8 報告第 8号 平成24年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について
- 第 9 議員派遣の件
- 第10 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成24年第3回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

---

△日程第1 「議案第36号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、日程第2 「議案第38号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、  
日程第3 「議案第39号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」、日程第4 「議案第40号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1 「議案第36号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」から日程第4 「議案第40号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案4件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務常任委員長（岩元 涼一議員）

総務常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案3件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な内容と質疑について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第36号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」であります。今回の条例改正は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人を住民基本台帳法の適用対象に加えることから、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容として、本条例の外国人の引用箇所及び外国人登録原票、外国人登録証明書等の用語について所要の整理を行うとともに、住基法施行令及び施行規則の改正に伴って、外国人住民に係る住民票の記載事項の特例として、通称等の記載が可能となったことから、通称等を用いた印鑑の登録及び取り扱いについて改めるものでありますことです。

次に、「議案第38号 さつま町火災予防条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、危険物の規制に関する政令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容として、危険物の規制に関する政令の一部改正により炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に追加されることに伴い、新たに指定数量の5分の1以上から指定数量未満の危険物を貯蔵、取り扱う位置等に対して、火災予防条例により規定されている貯蔵及び取り扱い等に係る技術上の基準について、経過措置を講ずるものであります。

質疑の中で、新たに危険物に追加される炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を取り扱っている町内の施設はあるのかただしましたところ、クリーニング業者の施設にて使用されているが大量には取り扱っていないため、今回の条例改正の対象には該当せず、町内では炭酸ナトリウム過酸化水素付加物の対象施設はないと考えている。また今後、量販店等に照会して引き続き調査をする

予定であるとの説明であります。

次に、「議案第39号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」の関係分についてであります。

歳出の2款1項、総務管理費、庁舎建設等事業費は、新庁舎建設の事業費6億9,000万円を計上し、地方自治法第212条第1項の規定に基づき、平成24年度から平成26年度まで3カ年間の継続費として設定するとの説明であります。内訳については、庁舎建設の工事監理業務委託料250万円、庁舎建設工事請負費6億8,750万円のこととあります。

次に、地域振興費の負担金補助及び交付金については、地上デジタル放送の難視聴地域を解消するための補助金であり、町内の4共同受信施設組合へ支出されるとのことです。町内には、40地区108世帯の未整備地区があるとされているが、今後の展開についてただしましたところ、国がしっかりと対策を行う方針を打ち出しており、町としては国と連携しながら対応していくとの説明であります。

次に、2款4項、選挙費、県知事選挙費については、期日前投票所のプレハブ借上料を広報用の公用車購入に組み替えるもので、解体工事で利用できない予定であった南別館に期日前投票所を開設できることから、プレハブ設置にかかる借上料が不要となったため、借上料を減額し、選挙広報用公用車の購入に充てるという説明であります。

このような変更は、鹿児島県選挙管理委員会も認めているのかただしましたところ、選挙執行経費の使途基準に基づいたもので、公用車の購入も認められているとの説明であります。

このほか、新庁舎の建設に取り組む姿勢、決意について、特に町長の見解を求めたところであります。今回の新庁舎建設は、半世紀に一度の大きなプロジェクトであり、町民は重大な関心を寄せている。建設に当たっては、広く住民からの意見を取り入れ、防災拠点としての役割を高め、また省エネルギーに配慮したものでなければならない。

財源的な問題も心配されていたが、既に準備は整っており、一般の事務に支障がないように配慮できている。なお、大きな事業であるため、町内の建設業者で対応できる部分は、地元業者にお願いしたいと考えている。

地方自治の基本原則である「最少の経費で最大の効果を挙げる」という基本姿勢に立って進めていきたいと考える。そして、町民からよかつたと思われるさつま町のシンボル的な新庁舎を建設し、完成後もさらに行政サービスを充実していきたいと思うところであるとの答弁であります。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

〔岩元 潤一議員登壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの総務常任委員長の報告について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで、総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔桑園 憲一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（桑園 憲一議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第39号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」関係分、「議案第40号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、以上議案2件につきましては、慎重に審査を行った結果、いずれも原案のとおり可決

すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程について、その概要を申し上げます。

初めに、「議案第39号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」関係分についてであります。まず、歳出の3款1項、社会福祉費、介護保険対策事務費の介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助は、第5期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を行うものであります。

これについては、町内において介護サービス事業所が設置されていない北西部地域、いわゆる虎居地区、平川地区、白男川地区、泊野地区の範囲内において、新たに認知症高齢者グループホーム2ユニットと小規模多機能型居宅介護を一体的に整備しようとするもので、これを介護基盤緊急整備等臨時特別対策事業により行い、施設整備に必要な工事費の一部を定額補助するものであるとの説明であります。

次に、10款5項、社会教育費、鶴田中央公民館管理費に計上された一般需用費は、消防用設備等法定点検で絶縁抵抗の低下が指摘された屋内消火栓ポンプの取りかえや、経年劣化のため使用不能となっている事務室用空調設備の取りかえに要する修繕料であります。

また、6項、保健体育費、薩摩B&Gプール・体育館管理費に計上された一般需用費も同じく修繕料であり、ことし5月に発生した突風により破損したプール上屋の天幕シート1枚の取りかえを行うものであります。

当委員会としましては、現地に赴き、各施設の現状を確認した上で、これらの措置が早急に必要であると判断いたしたところであります。

なお、現地調査におきまして、今回の補正予算で対処しようとしている箇所以外にも、みんなが安心して安全に利用できる施設という観点から、現状のまま放置しておけないと思われる箇所が一部見受けられましたので、教育関連施設全般について再度点検を行い、適切な対策を講ずるよう要望したところであります。

次に、「議案第40号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

歳出の1款1項、総務一般管理費の報償費は、地域密着型サービス運営委員会にかわって、新たに設置する介護保険運営協議会の委員謝金であり、今回公募する地域密着型介護施設の選定に係る協議等を行っていただきたいと考えているとの説明であります。

この協議会については、第5期介護保険事業計画に基づき、15人以内の構成委員によって、これまで別々に行っていた地域密着型サービス事業と地域包括支援センターの運営に関する審議を一体化して、介護保険事業全体について協議していただこうと考えている。また、次期介護保険事業計画の策定に向けた取り組みを、今期中の3年間にわたって行っていただくことはできないものか検討しているとのことであります。

次に、4款1項、基金積立金につきましては、国の方針により鹿児島県財政安定化基金の一部を取り崩し、介護保険料の高騰対策として活用しようとするものであります。さつま町分としましては、約2,693万2,000円が算定されており、これを介護保険給付費準備基金に積み立て、第5期期間中に必要に応じて取り崩し、活用していく予定であるとの説明であります。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

[桑園 売一議員降壇]

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで、文教厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

[川口 憲男議員登壇]

○建設経済常任委員長（川口 憲男議員）

建設経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、宮之城鉄道記念館の現地調査等も踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第39号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

6款1項、農業費の関係であります。8目、担い手育成費の報償費9万円は、人・農地プランの策定に伴う検討委員会委員への謝金であります。委員会の構成としては、JA北さつま、町の関係課長、農業委員及び認定農業者など、女性4名を含む12名の農業関係者を予定しているとの説明であります。

質疑の中で、水土里情報システム導入のための委託料が計上されているが、導入効果等に関する数値目標があるのかただしましたところ、具体的な数値目標は定めていないが、人・農地プランを策定する過程で、全戸を対象に今後の農地の利活用等に関する意向調査を実施する予定である。この調査をもとにした情報等を地図上でデータ化し、耕作放棄地の解消及び農地の集積・拡大など、各種農業施策の推進に積極的に活用していきたいとのことであります。

また、耕作放棄地解消推進事業補助で、あながわ営農組合の農業機械購入が補助対象外となつたとのことであるが、その経緯の詳細についてただしましたところ、補助対象となる農業機械の指定があり、耕作放棄地を解消するための機械購入は認められているが、汎用性のある機械等は含まれない。このことは、あながわ営農組合へも事前に説明を行っており、当初はアタッチメントを購入の予定であったが、新年度になりトラクターを購入することとなつたため、補助対象外となつたとのことであります。

次は、7款1項、商工費の関係であります。3目、物産観光費の委託料150万円は、観光案内板の整備業務で、当初で250万円を計上していたが、県の地域振興事業補助金の交付決定に伴い、増額補正がなされたものです。今回の観光案内板の整備は、さつま町境を中心に、新設3基、改修9基を計画しているとの説明であります。

4目、物産観光施設費には、宮之城鉄道記念館のトイレ修繕等の需用費及び館内1階に設置する空調機の備品購入費が計上されています。空調機は2基を設置する予定であり、今回計上している95万円は空調機1基分で、つり型のエアコンを計画している。残り1基については、役場庁舎南別館3階にあるエアコンを解体工事に合わせて移設し、使用する計画であるとの説明であります。

質疑の中で、鉄道記念館は本年度から観光協会が物産館としても使用しているが、条例上問題がないかただしましたところ、鉄道記念館は、現在、南国トラベル、JR及び観光協会が使用しており、このことについては、さつま町公有財産管理規則に基づく使用申請、許可の手続を踏まえており、特に問題はないものと考えているとのことであります。

最後に、宮之城鉄道記念館は、観光・物産等の情報発信基地として、新たな利用形態となりつつあるが、その機能の認知度は、町外はもとより町内においてもまだ浸透していないと思われる所以、さらに研究、検討を進め、さつま町の情報発信基地としての周知を図り、その機能及び存在価値があらわれるような方向性を見出してもらいたいとの意見が出されました。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

[川口 憲男議員降壇]

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの建設経済常任委員長の報告について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで、建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、順に討論、採決を行います。

まず、「議案第36号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」及び「議案第38号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、以上の議案2件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これからただいまの議案2件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する総務常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第36号 さつま町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」及び「議案第38号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、以上の議案2件は原案のとおり可決されました。

次は、「議案第39号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第39号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

次は、「議案第40号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案に対する文教厚生常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第40号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

---

△日程第5「議案第41号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第5「議案第41号 さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

41の3ページ、地域公共交通対策維持確保基金造成事業についてお伺いしますけれども、当初の予算で約3,000万円組んであります、これが一般から過疎債になったことは非常にうれしいことなんですけれども。

基金もいろいろと造成されています、まちづくり振興基金とか公共施設整備基金とか。おとといの説明では、建設課のほうで、住宅のことについても社会資本整備総合交付金の45%を利用してやりたいと。総額約14億2,000万円だったですかね。10年間で、実際12~13億円で45%ですから、6億円か7億円ぐらいのお金が要るというようなことなんですが、いろいろ基金をつくられて準備はされていますけれども、やはり交付税の先行きが見えないといろいろなってきたときに、各担当課ではいろんな公共施設の整備事業とか、建設課のほうでも橋梁もあって、今度橋梁もこうして認められていろいろ出てきていますけれども。

財政的に財政調整基金が約30億円ぐらいになってきて、余裕があるなという感じがしてきているんですけども、そういう各担当課で長期的な長寿命化とかいろんな計画をつくってきた場合に、10年後交付税が相当減ってくると、合併特例なんかが終わるとなるんですけど、その辺を基金をつくっていって対応するという話ですけれども、この役場内、庁議、その中でそういう各担当課でじゃなくて、全体の、こういう方向にというあれができているのか。

それとやはりそういうのができてきたり、また我々議会のほうにも、10年間の計画とか、やっぱりそういうのをつくって公表する、多分、内部ではそういうのがあるのかもしれませんけど、その辺の考えを財政課長はどのようにとらえられているのか、担当課長ですのでちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

○財政課長（下市 真義君）

今後の財政運営計画についての御質問でございますけれども、一番事業費の大きい庁舎建設事業、これが26年度で、ある程度これも基金を積み立てて財源的な手立てができるということございます。その事業が終わったあとの今後の財政運営の計画でございますけれども、昨日の消費税法等の一部改正法案の可決、衆議院での可決とか、そういった今後のいろんな情勢の変化はございます。

今後の財政運営の中で、今ありましたとおり、各主管課でそういった長期計画、橋梁あるいは公営住宅の長寿命化計画、策定をおられるわけでございますけれども、この計画策定につきましては、その事業を国庫補助事業にのせていくと、そのためにはこの計画を策定しなければ、補助採択はされないという面もあります、その計画を策定されたという経緯はございます。

内容を見てみますと、今おっしゃったとおりの莫大な事業費が計上されているということでございますけれども、やはり今後におきましては、今ありましたとおり、交付税が年々減少していくという、それはもう目に見えておりますので、やはり当初予算編成説明会、毎年度のその説明会の中でも、やはり今後の財政運営の見通しというの、もう何回となく説明をいたしておりますので、十分各課長さん方は周知されているものと思っております。

この普通建設事業をどれだけの枠におさめていくかという、やはり普通建設事業の枠というのがございますので、やはりその中で調整していただくと、計画には盛り込んだけれども、そのとおりにはどうしてもいかないというのは、重々御承知いただいていると思っておりますので、やはり全体の予算の財源の中での予算計上ということで、先ほども申しましたとおり、国の社会資本整備の補助にのっけるための計画を作成したということで、やはり今後の予算計上については、そういった調整をさせていただくということで考えておるところでございます。

#### ○麥田 博稔議員

今、財政課長の答弁で、計画をつくるのは、やはり過疎債と一緒に計画をつくって、のせていくと。それで、社会資本整備総合交付金、そういう交付金をもらうために計画をつくってこうやってしますということで、県、国の了解を得てつくるということですけれども、やはり計画にのって大体何年ころちなると、我々議員としては、うちの地域の住宅はこのころに始まるなあとか、この前にも1回あったんですけども、やっぱり過疎債のこういうのにのってくると、議員としては、地域のいろんなところで会があるときに、これにのってできるか、できんか判らんけどと言う人もいれば、ここにのったので、大丈夫だと。

だから、優先順位とかいろんなことがあると思うんですけども、やはり国、県から許可をもらったら、内部で十二分に検討して、やはり精査をして、そしてまたある程度、報告していただきたい、非常に難しいことですけれども。それをしていただかないと、私はそう思うんですけども、なかなかのっても全然できないと、ただ何があるか判らんから、のっているということになりますので、十二分な配慮を。

それから、町長にお伺いをしたいんですが、先ほど序説という話もしたんですけども、やはり大事なことは、私は個人的には、そういう基本的なことが決まつたら財政課と担当課じゃなくて、こういうことが決まつたて、全職員、共有していく必要がこれからあるのかなと。消費税が上がって、そのうちの地方消費税分を幾らか還元すると、地方交付税のほうにものせるとなっていますけれども、全体的な枠が見えない中で、結局こういう計画をつくると、必ずもう3%、5%は、はねかえって上がりますよね。

入札をしますから、ある程度その辺まではくるのかもしれませんけれども、やはり財政規模がだんだん大きくなっていくという懸念があるんですけども、その辺の共有をするために、やはり職員間の理解というんですか、財政課と担当課だけではなくて、全体が必要だと思うんですが、町長の基本的な考え方をお伺いしておきたいと思います。

#### ○町長（日高 政勝君）

いろんな計画を立てながら進めていくというのが市町村の行政への進め方でございますので、行政計画をしっかりと持っておって、実践に移していくのが基本でございます。

そういう中では、どうしてもこの財政、財源的な裏打ちがないとできないわけでありますので、やはり両面あわせてこの推進をする必要があるかと思っております。そういう意味でもこの町の財政状況についてはいろんな機会に職員については周知をいたしてございますので、それぞれの課長を中心にされまして、事業の計画をされる場合には、財政のほうと十分協議をしながら立てているわけでございます。

今ございましたとおり、これから的地方財政の動きというのは、やはり交付税が合併後の10年後から5年間漸減をしていくという方向にあるということは、もうしっかりと頭の中に入れておいて、事業の組み立てというのはしていかなければならないと思っておりますので、新たな消費税で地方にも幾らかの財源の交付はございますけれども、まだ、その辺が確としたものがございませんので、やはり全体的に職員がこういった状況についてはしっかりと把握をしながら、より一層の行政サービスができるような形の行政執行にしていかなければならないと思っているところでございます。

しっかりとまたその辺は、共通理解を求めるようにやっていきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第41号 平成24年度さつま町過疎地域自立促進計画の一部変更について」は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第6 「議案第43号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第6 「議案第43号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第43号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」についてであります。

これにつきましては、障害者福祉費の移動支援事業に係ります経費を補正しようとするものであります。対象者に緊急的な事情が発生しましたので、今回の最終日に御提案をいたしたものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ 133 億 6,300 万円とするものであります。内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願ひいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○財政課長（下市 真義君）

それでは「議案第 43 号 平成 24 年度さつま町一般会計補正予算（第 2 号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

町長にちょっとお伺いいたします。説明のとおり今、薩摩川内市の「つくし園」のほうに 3 名の方が行かれて、移動が困難になって今回補正をされたんですが、いただきました資料によりましても、発達支援センターで新規利用者を、薩摩川内市のほうが受け入れを確実には約束はできませんよというような不透明なところが見えているんですが、そうであれば、さつま町でも今後のことを考えたら、ことしすぐとか来年とかそういう考え方もあるかとは思いますけれども、すぐにはできないと思うんですけれども、やっぱりこういうような子供たちのためにも、さつま町にも施設を何とか考えるべきところではないでしょうか。

きのうの国会では、消費税のところで福祉のところまではいきませんでしたけれども、高齢者のいろんな手当もされますけれども、やっぱりこうしたこれから子供たちのために我が町としても、そういうような施設をつくる考えとか、思いがあるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

さつま町に今、宮之城ふくし園とか、あるいは学校に上がらない未就学児の皆さん方のそういった施設がなくて、今でも伊佐市とか、先ほどありました薩摩川内市のほうまで、あるいは出水市、そういうところに行かれるという方がおいでございましたので、この分については、御家族のいろんな御苦労を考えますと、何とかせんといかんなあということで、保護者の皆さんやら関係の皆さん方の力をいただきまして、昨年、町内に 1 カ所は、新たに未就学児のそういった発達障害児の、通所の形になりますけれども、そういう施設を整備をしていただいたところであります。

これにつきましては、また新たに増員をするとなると、施設の関係とか、職員の関係とか出てまいりますので、この辺についてはまだ拡大ができるのかどうかということについては、お話をさせていく必要はあるかなと思っておりますし、町内に、できればそういうものがあったほうがいいかなと思っているところでございますので、これから話をしていく、そういう気持ちを持っています。

本当に、今こういった方々が増えつつあると申しましようか、そういうことになっておるようですので、新たな行政需要として町としても何らかの民間施設の中で対応はできないかということで、話し合いをしていきたいと思っているところでございます。

○麥田 博稔議員

今の川口議員への答弁に前向きな話があったんですが、町長、財源を見ても、結局 130 万円のうちの 32 万 5,000 円が一般財源ということで、財源的にはある程度できるのかな、それでまた町長のマニフェストの中にも、子供を育てるならさつま町、今、週刊誌等でも有名人の方が妊娠中に、やっぱりちょっと体が弱くてどうしようかとかいろいろ話になっていますけれども、

やはり、生まれた子供が、さつま町で生まれて、川内に頼まないかん、先ほど町長からありましたように、前は伊佐のほうにとか、いろいろ相談もせんないかん。

クオラ関係、我々も見に行きましたけれども、やっぱりちょっと施設的にも狭いし、バリアフリーもできていないというようなことで、やはり預かるほうも危険だからなかなか、そういうことがあるので、職員の方も増やさないかんと、そうなると経営状態も厳しくなるというので、いろんな負の面もあるんですが、ここはやはり腹を決めてやる必要があるのかなと。

この前、議会全員協議会のときにもらったのでは、各学年に一人から二人ということは、もう10何名いるということですから、そういう対象になりそうな子供がですね。やっぱり財政的に、先ほど言ったように、非常に厳しくなってくる中ですけれども、その辺は十二分にやっぱり配慮してやる必要があると思いますので、今後、英断をしていただくように要望をしておきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

町でつくれという意味なのかどうか判りませんけれども、やはり行政ですることについては、いろんな財政負担というのが大きいですでの、できれば民間のそういった専門的なノウハウをお持ちの方が多いでので、そういうところに御相談申し上げて、町のほうはこのような形で財政支援という形のほうがよりベターかなと思っておりままでの、関係の機関のほうにはそのような形でお話はしていくということで、先ほどお答えしたとおりでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第43号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

---

△日程第7「報告第7号 平成23年度さつま町土地開発  
公社収入支出決算について」及び日程第8「報告第8号  
平成24年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事  
業会計補正予算（第1号）について」

## ○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第7「報告第7号 平成23年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第8「報告第8号 平成24年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の報告2件を議題とします。

報告の内容については説明済みであります。

何かお聞きしたいことはありませんか。

## ○平田 昇議員

土地開発公社の経営健全化計画の説明で、さつま町土地開発公社は健全な経営であるという言葉に違和感を覚えるのでございます。なぜなら、土地開発公社の業務は、地域の秩序のある開発を図るため、必要な公有地となるべき土地を地方公共団体にかわって先行取得する。これが土地開発公社の業務であるはずなのに、この主たる業務を原則として行わず、長期間保有地の早期処分に努め、土地造成については慎重を期すると説明される。

これを健全な運営という表現でよいのだろうかという素朴な疑問です。言葉じりをとらえて言うつもりはございませんが、こういう言葉で説明を受けた人々は、さつま町土地開発公社の運営の実態、厳しさを正しく受け取るのだろうかという不安です。

また、平成23年度、昨年度さつま町土地開発公社の決算は、300万8,929円の赤字であったと報告されております。300万円の赤字は出しても、第一種、第二種公営公社経営健全化団体に該当しないので健全な運営であると言えるのか。健全な運営であるなら、健全化計画は必要ないではないかという、明らかにこれは矛盾した表現です。

町長、町民が公社の運営実態を正しく受け取る、理解する、そのための説明をしていただきたい。惑いますよ、これは。以上です。

## ○町長（日高 政勝君）

土地開発公社の本来の目的は、公有地の拡大推進に関する法律の中で定められた公社でございまして、町が今のところ100%出資の公社でございますが、やはり高度成長期におきましては、やはり土地の高騰というのがありますと、先行取得をして土地の高騰を抑えようということで、また公共事業の円滑な推進を図ろうということでできているわけでございます。

過去、それぞれ取得をしまして、それなりのこの成果というのが上がってきていますけど、ただ工業団地については、山のままでそのまま置く方向もありますけれども、やはり企業さんを誘致をしてやっていくためにはやっぱりある程度造成をして、こういう現状の工業団地ですよということにしたほうが、立地の可能性というのが高くなるというようなことで、造成をして誘致に努めているわけでございまして、そういう形で、今まで、倉内工業団地あるいは日特の入っている工業団地すべて、今あと少しこの倉内工業団地が残っておりますけれども、そういう形での経緯があるわけでございます。

また、確かに経済状況がこういう状況になって、土地の価格というのが年々下がってきておりますので、開発公社の意義、意味というのがだんだん薄れつつありますけれども、ただ、いろんな業務の流れからいって、今年度も山崎団地の建てかえの関係については公社にお願いをしていくわけでございまして、そういう場合は、公社そのものの機能を高めていく意味合いがあるかと思っているところでございます。

今の現状の中で、この23年度の決算の中で300万円くらいの損失という数字が出ておりますけれども、これらにつきましては、確かに黒になるというのが筋合いでございますけれども、やっぱり管理経費ということも必要でございますし、ある程度また団地を処分をしていくためには、いろんなPR経費、宣伝活動ということも必要でありますので、必要なものの経費は、ある

程度はつぎ込まなければ、さらに売れ残りがあるというようなことでございますから。

今の健全化の計画につきましても、一つの開発公社を持っているからすべてつくりなさいということになっておりますので、今、御承知のとおり一般会計、特別会計、こういった開発公社については、すべての会計、町全体的な財政の状況はどうなっているかということを明らかにしなさいということで、これは毎年公表しているわけであります。

これは議会の皆さんには当然として御存じのとおりでありますし、町の広報紙でも毎年この時期を得て明らかにしているわけでありますので、当然として町民の皆様方にも御理解をいただいているものと思っているところでございます。

そういうことで、今の健全化計画の指標の中では、特に問題があるというような指標にはなっておりませんので、今のところは健全な姿であるというようなことで評価ができるところでございますので、その辺は御理解をいただきたいと思うところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○麥田 博稔議員

「報告第8号 平成24年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」お伺いしますが、この山崎団地の用地を土地開発公社で先行して買うと、8の7ページ、長期借入金で1,000万円借りて、そしたら2万5,000円の結局利息が発生するわけですけれども、町に金があれば、ここを通さずに注文、素朴な疑問ですよね。

ただこの前、温泉団地につくりかえたときに、県の補助というんでしょうか、社会資本整備総合交付金の補助対象にそういう施設はなってくるとか、いろんな話があったんですけど、そこの事情について、ちょっと御説明をお願いいたします。

○企業誘致対策室長（湯下 吉郎君）

この事業につきましては、山崎団地の老朽化に伴いまして、10戸を建設予定でございますが、これは、取得を公社がして造成、町に売却という形になるわけなんですけれども、個別にやると単独費になってしまいものですから、公社が取得、造成をして町に売れば、補助事業として社会資本整備総合交付金という事業がございまして、その中で、2分の1の助成が受けられるということで、町にとっても有利であるし、公社としてもそうした有利な事業を展開できるということから、今回計上をしたところであります。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

これで報告を終わります。

#### △日程第9「議員派遣の件」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第9「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第122条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

### △日程第10「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第10「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

---

### △閉 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、平成24年第3回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前10時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 中 尾 正 男

さつま町議会議員 楠木園 洋 一

さつま町議会議員 内 田 芳 博